

安芸太田町地域防災計画

(基 本 編)



令和5年6月修正
(平成17年6月策定)

安芸太田町防災会議

基本編目次

章	節	頁
第1章 総 則	第 1 節 防災計画作成の目的	1
	第 2 節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	2
	第 3 節 計画の修正等	4
	第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
	第 5 節 安芸太田町の自然的条件	15
	第 6 節 災害の想定	17
第2章 災害予防計画	第 1 節 基本方針	18
	第 2 節 町土の保全に関する計画	19
	第 3 節 防災施設・設備の新設又は改良計画	22
	第 4 節 調査、研究に関する計画	23
	第 5 節 住民の防災活動の促進に関する計画	24
	第5節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画	32
	第 6 節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	39
	第 7 節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	44
	第 8 節 広域避難の受入に関する計画	51

章	節	頁
第3章 災害応急対策 計 画	第 1 節 基本方針	5 2
	第 2 節 組織、動員計画	5 4
	第 3 節 災害情報計画	7 0
	第 4 節 通信運用計画	8 8
	第 5 節 ヘリコプターによる災害応急対策計画	9 0
	第 6 節 自衛隊災害派遣要請計画	9 3
	第 7 節 相互応援協力計画	9 7
	第 8 節 防災拠点に関する計画	1 0 0
	第 9 節 災害応急救助計画	1 0 2
	第10節 消防計画	1 4 2
	第11節 水防計画	1 4 3
	第12節 雪害対策計画	1 4 4
	第13節 救難、遺体対策計画	1 4 5
	第14節 保健衛生・廃棄物処理計画	1 4 8
	第15節 文教計画	1 5 2
	第16節 交通、輸送応急対策計画	1 5 6
	第17節 公共施設等市街応急復旧計画	1 6 9
	第17節の2 その他の施設災害応急対策計画	1 7 0
	第18節 電力・水道・下水道施設応急対策計画	1 7 1
	第19節 災害広報・被災者相談計画	1 7 3
	第20節 労働力確保計画	1 7 6
	第21節 ボランティアの受入れ等に関する計画	1 7 7
	第22節 危険物等災害応急対策計画	1 8 1
第23節 主な災害の特質及び対策	1 8 5	
第24節 応急公用負担計画	1 9 0	
第4章 災害復旧計画	第 1 節 災害復旧計画	1 9 3
	第 2 節 施設災害復旧計画	1 9 4
	第 3 節 激甚災害の指定計画	1 9 5
	第 4 節 生業回復等の資金確保計画	1 9 6
	第 5 節 義援金、救援物資の受入及び配分に関する計画	1 9 7
	第 6 節 罹災証明の発行等計画	1 9 9

第1章 総 則

第1節 防災計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づいて本町の地域に係る防災に関し、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱について安芸太田町防災会議が定めたものであり、さらに町民の役割を明らかにし災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り町民の生命・身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と住民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

なお、この計画は安芸太田町域の防災に関し「基本編」と「震災対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「安芸太田町水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 本町の自然的特性に鑑み人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を推進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生する恐れがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢・性別・障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか次の一般原則に従う。

- (1) 町は基礎的な地方公共団体として町の区域内の災害に対し第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として町の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 県は、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し応急措置の実施を要請し、又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともにその業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し応援する。

また、要配慮者や観光客等に対する配慮や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 安芸太田町防災会議（以下「防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (8) 住民は、平常時から防災意識の醸成に努めるとともに、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第3節 計画の修正等

1 地域防災計画・基本編の修正

本計画は、毎年定期的に検討を加え修正するとともに、必要と認める理由が生じたときは、その都度速やかに修正するものとする。

2 広島県地域防災計画、防災業務計画との関係

本計画は、広島県地域防災計画・基本編を基準として共通する計画については県の計画に準じて作成し、広島県地域防災計画・基本編及び防災業務計画に抵触しないものとする。

3 他の法律との関係

本計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり従来の防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところによりその事務を処理するものとする。

4 防災計画の周知徹底

本計画は、安芸太田町の職員、関係地方行政機関、関係公共機関及びその他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、計画のうち必要な事項については基本法第42条第4項に定める公表のほか、地域住民に周知徹底を図るものとする。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは次のとおりである。

1 町

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 町内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (13) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (14) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用と心得などの周知・広報

2 県

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 被災者の救出、救助等の措置
- (5) 被災施設の応急復旧
- (6) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (7) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (8) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (9) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (10) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (11) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (12) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用と心得等の周知・広報

3 県警察

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 広島市消防局（広島市安佐北消防署安芸太田出張所）

- (1) 防火対象物等査察・防火指導
- (2) 危険物の防火指導
- (3) 建築物の同意事務
- (4) 火災調査
- (5) 消火活動
- (6) 救急活動

5 指定地方行政機関

(1) 中国四国管区警察局

- ア 管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整
- イ 他管区警察局と連携
- ウ 関係機関との協力
- エ 情報の収集及び連絡
- オ 警察通信の運用
- カ 津波警報の伝達

(2) 中国四国防衛局

- ア 米軍の艦船、航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡すること。
- イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整

(3) 中国総合通信局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 電波の管理及び電気通信の確保
- ウ 災害時における非常通信の運用監督
- エ 非常通信協議会の指導育成
- オ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請

(4) 中国財務局

- ア 被災復旧事業費の査定への立会
- イ 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
- ウ 国有財産の無償貸付等
- エ 金融機関に対する金融上の措置の要請

(5) 中国四国厚生局

国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）

(6) 広島労働局

- ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
- イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務

(7) 中国四国農政局

- ア 農業関係被害の調査、報告、情報の収集
- イ 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理
- ウ 災害時における生鮮食料品等の供給対策
- エ 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
- オ 土地改良機械の緊急貸付
- カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣

(8) 近畿中国森林管理局

- ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
- イ 災害応急対策用木材の供給

(9) 中国経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 電気、ガスの供給の確保に必要な指導
- ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導

エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融資の円滑化等の措置

(10) 中国四国鉱山保安監督部

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導

ウ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保安に関する監督、指導

(11) 中国地方整備局（太田川河川事務所加計出張所）

ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧

イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供

ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言

エ 災害に関する情報の収集及び伝達

オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達

カ 災害時における交通確保

キ 海洋の汚染の防除

ク 緊急を要すると認められる場合は申し合わせに基づく適切な応急措置を実施

(12) 中国運輸局

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

イ 運送等の安全確保に関する指導監督

ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整

エ 緊急輸送に関する要請及び支援

(13) 広島空港事務所

ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置

イ 遭難航空機の捜索及び救難

ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

(14) 広島地方气象台

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

イ 気象、地象（地震を除く。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

カ 緊急地震速報の利用周知・広報

(15) 第六管区海上保安本部

- ア 警報等の伝達
- イ 情報の収集及び情報連絡
- ウ 海難救助等
- エ 緊急輸送
- オ 物資の無償貸付又は譲与
- カ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策実施に対する支援
- キ 流出油等の防除
- ク 海上交通安全の確保
- ケ 警戒区域の設定
- コ 治安の維持
- サ 危険物の保安措置

(16) 中国四国地方環境事務所

- ア 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
- イ 家庭動物等の保護等に係る支援
- ウ 災害時における環境省本省との連絡調整

(17) 中国地方測量部

- ア 地理空間情報の活用に関すること
- イ 防災関連情報の活用に関すること
- エ 地理情報システムの活用に関すること
- オ 復旧測量等の実施に関すること

6 自衛隊（陸上自衛隊第13旅団）

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

7 指定公共機関等

(1) 国立病院機構

災害時における医療、助産等救護活動の実施

(2) 日本郵便株式会社中国支社（加計郵便局、坪野郵便局、安野郵便局、上殿郵便局、筒賀郵便局、戸

河内郵便局)

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

(3) 日本銀行広島支店

- ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整
- イ 決済資金の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

(4) 日本赤十字社広島県支部

- ア 災害時における医療、助産等救護の実施
- イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
- ウ 日赤関係医療施設の保全

(5) 日本放送協会広島放送局

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- エ 放送施設の保守
- オ 義援金の募集、配分

(6) 西日本高速道路株式会社中国支社（千代田高速道路事務所）

- ア 管理道路の防災管理
- イ 被災道路の復旧

(7) 本州四国連絡橋公団第三管理局

- ア 管理道路の防災管理
- イ 被災道路の復旧

(8) 西日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の防災管理
- イ 災害時における旅客の安全確保
- ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
- エ 被災鉄道施設の復旧

(9) 日本貨物鉄道株式会社

災害時における救助物資の緊急輸送の協力

(10) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）

- ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
- イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
- ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
- エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
- オ 「災害用伝言板サービス」の提供

(11) 日本通運株式会社広島支店

災害時における救援物資の緊急輸送の協力

(12) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社

- ア 電力施設の防災管理
- イ 災害時における電力供給の確保
- ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧

(13) KDDI株式会社中国総支社

- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
- イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
- ウ 被災電気通信設備の災害復旧

(14) ソフトバンク株式会社

- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
- イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
- ウ 被災電気通信設備の災害復旧

8 指定地方公共機関

(1) ガス供給事業者

- ア ガス施設の防災管理
- イ 災害時におけるガスの供給の確保
- ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧

(2) 旅客、貨物運送業者

- ア 災害時における旅客の安全確保
- イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
- ウ 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧

(3) 民間放送機関

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- エ 放送施設の保守

(4) 一般社団法人広島県医師会

災害時における医療救護活動の実施

(5) 一般社団法人山県郡医師会

災害時における医療救護活動の実施

(6) 広島県厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人恩賜財団広島県済生会

一般社団法人広島県医師会に準ずる。

9 防災上重要な施設の管理者

(1) 病院、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施

(2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 被災施設の応急対策
- ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施

(3) 社会福祉施設等の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策

(4) その他防災上重要な施設の管理者

前記(1)、(2)、(3)に準じた防災対策の実施

10 公共的団体

(1) 広島市農業協同組合

- ア 共同利用施設の災害応急対策に関すること。
- イ 災害時における町長等の要請に基づく米穀等の食糧の確保・供給に関すること。
- ウ 生活必需品、救助用物資及び復旧用資材の確保についての協力あっせんに関すること。
- エ 被災者に対する融資又はそのあっせんに関すること。

(2) 広島県LPガス協会 広島北地区協議会

LPガスの調達に関すること。

(3) 広島県行政書士会

被災者支援として実施する行政書士業務に関すること。

(4) 安芸太田町商工会

ア 物価の安定についての協力、徹底に関すること。

イ 災害時における町長等の要請に基づく生鮮食品等の確保・供給に関すること。

ウ 生活必需品、救助用物資及び復旧用資材の確保についての協力あっせんに関すること。

エ 被災者に対する融資又はそのあっせんに関すること。

(5) 一般運輸業者

緊急輸送に対する協力に関すること。

(6) 安芸太田町社会福祉協議会

救援物資及び義援金の募集、その他救援活動に関すること。

(7) 安芸太田町自治振興会

災害時の避難等、住民に対する連絡等に関すること。

(8) 安芸太田町女性連合会

防災、災害時の炊き出し及び災害救助活動の協力に関すること。

(9) 寺院、神社等

ア 被災者の一時収容措置の協力に関すること。

イ 応急教育措置についての協力に関すること。

(10) 安芸太田町災害対策等支援協力会

災害時の建設機械等による応援に関すること。

(11) ヤフー株式会社

ア 安芸太田町ホームページのキャッシュサイトの構築に関すること。

イ 自治体からの緊急情報の配信に関すること。

(12) NPO法人コメリ災害対策センター

ア 災害時の物資の優先供給に関すること。

イ 平時からの相互の連絡体制及び物資の供給等の情報交換。

(13) 生活協同組合ひろしま

ア 災害時の物資の優先供給に関すること。

イ 平時からの相互の連絡体制及び物資の供給等の情報交換。

(14) 株式会社ナフコ

- ア 災害時の物資の優先供給に関すること。
- イ 平時からの相互の連絡体制及び物資の供給等の情報交換。

第5節 安芸太田町の自然的条件

1 地 勢

安芸太田町は広島県の西北部に位置し、総面積は342.25 k m²、うち森林面積が302.33 k m²と町土の88.3%を占め、耕地はわずかに太田川の本支流沿いに散在している。

本町の西部は西中国山地国定公園が縦断しており、県内最高峰の恐羅漢山（1,346m）をはじめ深入山（1,153m）、砥石郷山（1,177m）、市間山（1,108m）、内黒山（1,051m）等1,000mを超える高峰が群起している。これら背梁山地に水源を発する太田川水系の太田川、柴木川等の諸河川が深い渓谷を刻んでおり、中でも三段峡の渓谷は国の特別名勝の指定を受けている。

こうした地勢から集落の散在する耕地の標高は130mから800mと差の激しい山村地域となっており、河川はその源を中国山地に発し、町域の北西から南東方向に緩傾斜した吉備高原面を流下する太田川、柴木川、筒賀川及び滝山川、広島県に特徴的な北東から南西に走る幾条もの構造谷線に沿って流れる丁川及び西宗川等がある。これらの河川他にいくつもの中小の支川が太田川に流れ込み高原面を深く下刻分断し、極めて複雑で急峻な地形を呈している。この急峻さを傾斜度別の面積でみると20°以上の傾斜地が全面積の73%、30°以上が25%に上り本町の地形の険しさを端的に示している。

こうした複雑で急峻な地形上、台風や梅雨前線が通過する際多量の雨が降りやすく中国地方でも多雨地帯に属し、しかも各支流の出水が一時に太田川本流に集まるため洪水の発生及び急峻山地の崩壊流出等のおそれを多分に有している。

2 地 質

北東 南西方面に細長い恐羅漢山地塊を中心に、その南方に十方山、市間山、深入山の各並走塊地群からなり、これらは階段状に北西に急に南東に漸次低下し、全体としては曲隆、開裂地塊山地の様相を示している。

これらの地塊群の占める地域は、標高1,000m～1,300m前後の平頂山峯が連互する壮重な山容の高原状山地である。

三段峡より上流は石英斑岩、花崗斑岩の酸性半深成岩で占められ、深入山、恐羅漢山、その他の標高1,000m以上の平坦山頂部は噴出岩様組織の著しい流紋岩類で覆われている。

南東部はいわゆる広島花崗岩類が広分布し、深入山東麓ではその小岩体が流紋又は斑岩類を貫き、柴木付近では三段峡の石英斑岩と断層で接している。

南西部市間及び十方山塊付近では、粘板岩、砂岩、チャートから成る古成層が花崗岩体のルーフとして、また一部石英斑岩、流紋岩類の貫入溢流を受けて小露出を示し、勢変成によりホルンフェルス化している。断層としては餅の木断層、深入山断層、横川断層、立岩断層、板ヶ谷断層等がある。

地質は災害発生の態様を既定する大きな要因のひとつであるが、本町における地質は大半が花崗岩によって形成されている。この花崗岩質は風化しやすく、また老年期地形の特徴として河川による浸食を受けやすいため急峻な地形を形成する要因となっている。

3 気 候

本町は県全般からみれば高冷地帯に属しており、年平均気温は概ね12.5℃、県南部の沿岸部の15℃前後に比べ、約2～3℃低い。沿岸部との気温差は季節によって異なる。

また、年平均最高気温18℃、年平均最低気温8℃となっており、年平均気温の差は約10℃である。

年間平均総降水量は約1,900mm～2,000mm程度で、中国山地と瀬戸内沿岸のほぼ中間的な値を示している。

冬期には背梁山地の気温が南斜面に延びているため天候も概して山陰側に類似することが多く、平年では11月後半になると雪が降り始め、積雪期間は50～60日間（降雪日数約35日）と多く最深30～50cmまでの積雪の出現回数が多い。

また、本町は急峻で複雑な地形の影響により、局地的に大きな差異を生じていることも見逃せない特徴があり防災上特別な配慮が必要である。

第6節 災害の想定

この計画の策定にあたっては、本町における地勢・地質・気象等の自然的条件に加え集落の状況等も考慮し、過去における各種災害発生状況も勘案しこれを基礎とした。

本町における発生頻度の高い災害としては、梅雨末期の梅雨前線による集中豪雨、台風による暴風・大雨による河川の氾濫、がけ崩れ、山崩れ及び谷川の土石流等があげられる。したがって、土砂災害については過去最も被害の大きかった昭和63年7月の豪雨災害を基準とし、洪水災害については既往最大出水量を記録した昭和47年7月災害及び平成17年9月の台風14号災害を基準として、併せてこれ以上の災害に対処できるようこの計画を作成するものである。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は次のとおりである。なお、震災については「震災対策編」において記述する。

1 風水害

- (1) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (2) 台風による災害

2 特殊災害

- (1) 大規模な山林火災
- (2) 危険物の爆発等による災害
- (3) その他の特殊災害

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（町長、県知事、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 町土の保全に関する事項
- 2 防災に関する施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 調査、研究に関する事項
- 4（1）住民の防災活動の促進に関する事項
- 4（2）円滑な避難体制の確保等に関する事項
- 5 備蓄等に関する事項
- 6 要配慮者対策に関する事項
- 7 広域避難の受入れに関する事項

第2節 町土の保全に関する計画

1 目的

この計画は、災害に強い町土を形成することにより、災害を未然に防ぎ被害を軽減することを目的とする。

なお、大規模自然災害発生後における適切な対応のための防災・減災の対策については、安芸太田町国土強靱化地域計画の定めるところによる。

2 現況及び対策

(1) 治山

ア 実施責任者

町、県、近畿中国森林管理局

イ 現況

本町は、わずかに太田川の本支流沿いにわずかな平地が開けているほかは大部分が急峻な山地によって占められているという地形に加え、相次ぐ集中豪雨や台風災害及び林業従事者の減少等により森林の荒廃が進んでいる。このため、災害のおそれのある「山地災害危険地区」が数多く存在している。

ウ 対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、県に対して山地災害危険地区対策や荒廃森林整備等の計画的な実施を働きかけていく。

(2) 河川

ア 実施責任者

町、県、中国地方整備局、ダム管理者

イ 現況

本町の河川は、各河川管理者により河川改修やダム建設事業等による河川整備等が進められているが、各河川とも急流なため過去にも集中豪雨等による洪水により護岸が決壊する等して人命や財産に大きな被害を与えてきた。

ウ 対策

洪水による災害の発生防止、河川の適正利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全を図り、特に未改修河川や治水安全度の低下が予想される河川について重点的かつ計画的な河川整備を行う。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時にダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため「ダム洪水調整機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

(3) 砂防

ア 実施責任者

町、県、中国地方整備局

イ 現況

本町の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布している。特に花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と

呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすい現況にある。県全体でも、土砂災害警戒区域数が全国最多となっている。

ウ 対策

土砂災害対策については、関係住民の理解と協力を得ながら県調査結果以外の危険箇所の把握に努め、必要な点検等を行うとともに、県に対して法指定の促進、また「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網等を含む危険箇所」及び「町地域防災計画に位置づけられている避難場所及び社会福祉施設等要配慮者利用施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施するよう働きかけていく。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地形改変等による土砂災害警戒区域の指定を計画的に行い、警戒避難体制の整備等、土砂災害による被害抑制対策を推進する。

（4）ため池

ア 実施責任者

町、県、ため池の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）

イ 現況

本町では小規模なため池に水源を求めた開田があり、14箇所のため池が存在している。これらのため池の多くは大正時代以前に造られており、今日の高齢化・混在化・水田の荒廃等による維持管理の粗放化により老朽化が進んでいることから、決壊等のおそれのある危険なため池が増加している。

ウ 対策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう、県及び町はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、町及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の予防に努める。

所有者等を確認することが出来ない防災重点ため池については、町が点検や定水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

県及び町は農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

（5）盛土

ア 実施責任者

県、町

イ 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

ウ 対策

県は、当該盛土について対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言を行うものとする、

併せて、県警察に対し、当該盛土に関する情報について共有を図る。

第3節 防災施設・設備の新設又は改良計画

1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施事項

次に掲げる施設・設備について点検及び必要な整備を実施する。

- (1) 水害予防に関する施設・設備
- (2) 風害予防に関する施設・設備
- (3) 雪害予防に関する施設・設備
- (4) 土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備
- (5) 建造物災害の予防に関する施設・設備
- (6) 災害時における緊急輸送に必要な施設・整備
- (7) その他の防災に関する施設・設備

4 実施方法

この計画については、地域の実情を踏まえて計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画に従って実施するものとし、必要により町防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

第4節 調査、研究に関する計画

1 目的

この計画は、各種の災害について必要な調査研究を行い、町内の危険区域等をあらかじめ把握し災害の未然防止に努めるほか、災害時における応急対策並びに復旧対策等に万全を期することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 危険区域等

- (1) 水害危険区域
- (2) 土石流危険渓流
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 山地災害（山腹崩壊・崩壊土砂流出）危険区域
- (5) 地すべり危険箇所
- (6) 雪崩危険箇所
- (7) ため池危険区域
- (8) 火災危険区域
- (9) 危険物貯蔵所等危険区域
- (10) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
- (11) その他防災上重要な危険区域

4 実施事項

- (1) 県及び防災関係機関の協力を得て、防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 県及び防災関係機関が実施する災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的・技術的な調査研究への協力
- (3) 県及び防災関係機関の調査研究結果のうち、本町に関わる部分の公表

5 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により町防災会議が関係機関との調整に当たる。

第5節 住民の防災活動の促進に関する計画

1 目的

この計画は、住民の防災活動を促進するため防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織等の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、県、町、住民、他の支援団体が連携・協働して自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、その推進に当たっては時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに関係機関等の連携強化を図るものとする。

県及び町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクと取るべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

各種の災害について必要な知識の普及と啓発を災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、住民等に周知徹底し災害の未然防止と災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止するものとする。

(1) 実施責任者

災害予防責任者

(2) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

町は、住民が自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難等災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加等地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、町等が行っている防災活動に協力する等防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は自主防災思想の普及・徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により防災教育を実施する。

イ 住民等に対する防災知識の普及・啓発

町は、災害時に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主

防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

国、県、町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教室の推進に努めるものとする。

（ア）啓発内容

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気施設等の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 適切な避難行動の実践に必要な知識
- j 基本的な防災用資器材の操作方法
- k 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- l 様々な条件下で地震発生時取るべき行動、緊急地震速報利用の心得等
- m その他防災知識の普及啓発に必要な事項

（イ）実施方法

- a パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- b 防災行政無線施設等放送施設による普及啓発
- c 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体による普及啓発
- d 映画、スライド等による普及啓発
- e 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催による普及啓発
- f 学校教育等（幼年消防クラブの活動を含む）を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- g その他時宜に即した方法による普及啓発
- h 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導

ウ 職員に対する教育等

町及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため職員に対して防災教育の周知徹底を図るとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は防災対策の検討等を通じてお互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、研修等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請

する体制を構築するほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

エ 児童、生徒等に対する教育

教育委員会は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識や各学校の防災計画等により指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について指導する。

オ 災害教訓の伝承

国等は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

カ その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、各種災害に対する普及啓発活動を実施する。

3 防災訓練

(1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速・的確かつ実効性のあるものとする。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施事項

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

ア 災害広報

イ 避難誘導

ウ 消火活動

エ 水防活動

オ 交通規制

カ 救護活動

キ 非常無線通信

ク 消防広域応援

ケ 自衛隊派遣要請

コ 行方不明者の捜索活動

サ 食料供給・給水活動

シ 緊急道路の確保

- ス 緊急物資の輸送
- セ 通信施設・電力設備・水道施設の応急復旧
- ソ 他の市町との広域応援
- タ 山岳遭難者の救助活動
- チ 避難救助及び非常招集
- ツ 緊急地震速報を利用した安全確保行動
- テ その他防災に関する活動

（4）実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

町防災会議は、自ら総合訓練を主催するとともに必要により町が実施する防災訓練の調整を行う。

町は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

4 消防団への入団促進

（1）目的

消防団員数を確保するための取組みとして地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から入団促進を図ることを目的とする。

（2）実施責任者

町、県

（3）実施内容

町は、消防団員数の確保とともに消防団員の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

また、県は町が行う消防団の入団促進等について指導・支援に努める。

- ア 町職員（病院事業職員を含む）及び公共的団体職員の入団促進
- イ 女性消防団員の組織化及び入団促進
- ウ 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進（機能別団員制度の拡充）
- エ 消防団員の活動環境の整備（消防団協力事業所制度の拡充）
- オ 消防団と事業所の協力体制の推進

5 地区防災計画の策定等

（1）町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等町と連携して防災活動を行うこととする。

（2）町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 自主防災組織の育成、指導

（1）目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成・指導を推進することを目的とする。

（2）実施責任者

ア 町

基本法第5条第2項の規定により、町内における自主防災組織の育成・指導に努める。

イ その他の災害予防責任者

県及び県内市町の行う自主防災組織の育成・指導に協力する。

（3）実施事項

町は具体的な実施計画を作成し次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

ア 自主防災組織の規約・活動計画等の作成指導

イ リーダー養成のための講習会等の開催

ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

（4）自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである自治振興会等を活用する。

イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

（5）自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

（ア）情報の収集及び伝達体制の確立

（イ）防災知識の普及

（ウ）防災訓練の実施

（エ）火気使用設備器具等の点検

（オ）防災資機材等の備蓄、整備

イ 災害時の活動

（ア）被害の状況等情報の収集及び伝達

（イ）出火防止、初期消火

（ウ）避難誘導活動

（エ）避難行動要支援者の避難支援

（オ）救出救護活動

（カ）給食給水や救援物資の配給への協力

（6）県の協力・支援

県は、市町を行う自主防災組織の育成や活動の核となる防災に関する専門知識・技能を有する人材の養成等、自主防災組織の活性化に関する活動に積極的に協力する。また、他の団体が実施する事業による資機材や活動拠点の整備促進等を支援する。

7 ボランティア活動の環境整備

（1）目的

平常時からボランティアの組織化を行いボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

（2）実施責任者

町、町社会福祉協議会、広島県社会福祉協議会及び日本赤十字社広島県支部

（3）実施内容

- ア 県及び町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- イ 県及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- ウ 県及び町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進するものとする。
- エ 県及び町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- オ 町は、町社会福祉協議会やNPO等関係機関などに、日本赤十字社広島県支部及び社会福祉協議会が行う研修会へ積極的に参加を求め、災害時に個人のボランティア活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- カ 広島県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、県及び町は、それを支援する。
- キ 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、町、町社会福祉協議会、関係団体等で構成する「安芸太田町被災者生活サポートボラネット」並びに「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から県域及び町域で

緊密な連携を図り、ボランティア活動が速やかにできる体制づくりに努める。

8 企業防災の促進

（1）目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

（2）実施責任者

県、町、企業、商工会・商工会議所

（3）実施内容

企業は、災害時の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等防災活動の推進に努める必要がある。特に食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は県・市町等との協定締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、町及び民間団体はこうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行い、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

また、県は、事業継続マネジメント（BCM）の構築に資する事業継続計画（BCP）の構築支援等地域経済活動を維持する環境整備に努めるものとする。

町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

県及び町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

9 県民運動の推進

（1）目的

県民、自主防災組織等、事業者、消防団、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう減災の推進を図ることを目的とする。

（2）内容

県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が相互に連携し一体的に運動を推進するものとする。

ア 災害から命を守るための行動目標

- （ア）災害危険箇所、避難場所、避難経路等を知ること。
- （イ）災害発生の危険性をいち早く察知すること。
- （ウ）自ら判断して適切な行動をとること。

イ 普段から災害に備えるための行動目標

- （ア）防災教室や防災訓練等で災害から命を守る方法を学ぶこと。
- （イ）非常持出品を準備する等災害へ備えること。

第5節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1 方針

防災関係機関は、風水害等の自然災害が発生した場合に住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備推進に配慮するよう努めるものとする。

2 洪水浸水想定区域等の指定

(1) 洪水浸水想定区域の指定

ア 県及び中国地方整備局は、周辺地域に住宅や要配慮者利用施設等、洪水時に避難を行うことが想定される者が居住・滞在する建築物や避難施設、避難路等の洪水時において避難の用に供する施設が存する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される浸水深、浸水範囲等を公表するとともに町長に通知するものとする。

(ア) 水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川

太田川

(イ) 氾濫危険水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川

太田川

イ 洪水浸水想定区域の指定を受けた町は、町地域防災計画において当該洪水浸水想定区域毎に次の事項を定めるものとする。

(ア) 洪水予報等の伝達方法

(イ) 指定避難場所及び避難経路に関する事項

(ウ) 避難訓練に関する事項

(エ) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、洪水浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

施設の名称及び所在地

当該施設への洪水予報等の伝達方法

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

ア 県は、住民等へ土砂災害の危険性を早期に周知するため基礎調査結果を公表しなければならない。

イ 県は、関係市町の長の意見を聴いて土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。土砂災害特別警戒区域については以下の措置を講ずるものとする。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

（エ）勧告による移転者への融資、資金の確保

ウ 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、町地域防災計画において警戒区域毎に次の事項を定めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても同様の措置を講じるよう努める。

（ア）避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治振興会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

（イ）避難所の開設運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

（ウ）避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

（エ）要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の避難行動要支援者に対する情報の伝達体制、避難行動要支援者の情報の共有

（オ）情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等について情報の収集及び伝達体制

（カ）避難訓練の実施

3 ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域（以下「浸水想定区域等」という。）をその区域に含む町は、浸水想定区域等、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

（1）洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法

（2）指定緊急避難場所に関する事項

（3）その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

4 避難計画の作成等

（1）多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育所、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、町長が避難の指示を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するのであらかじめ町長と協議して避難計画を作成しておく。

（2）指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

町は、公園、集会所、学校等の公共的施設等を対象に地域の人口、避難圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場

所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し住民への周知を図る。

ア 指定緊急避難場所の指定

町は、被災が想定されない区域内に立地する施設等又は被災が想定される区域内に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを洪水・がけ崩れ・土石流及び地滑り、地震・大規模な火災等の災害の種類毎に指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、町は指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに住民等への周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織等で担う等、円滑な避難のため自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

町は、集会所、学校等の公共的施設等を対象に地域の人口、避難圏域、地形、災害に対する安全性に配慮し、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得たうえで避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに平常時から指定避難所の場所、収容人数等について住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所については、町は避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について事前に教育委員会等の関係課や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

（3）避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害等地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催する等住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等複合的な災

害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は概ね次のとおり。

- ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合はおおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が10～15mの場合には一般車両の通行規制、10m以下の場合には緊急車両及び一般車両の通行規制を行う必要がある。）

- イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

- ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

- エ 洪水等による冠水や土砂災害等も考慮し、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則避難路として選定しないものとする。

（4）指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力してあらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、指定避難所の運営にあたっては、町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員それぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全確保と秩序の維持に努める。

特に、町はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努めるとともに、自治振興会や自主防災組織等とも連携して、円滑な避難所運営に努める。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるものとする。

なお、町及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取りや応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

町及び県は、感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとし、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含めて可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

（5）避難の誘導

- ア 要配慮者のうち、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、消防団、自主防災組織、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、町は避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用してどの災害種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成や訓練の実施に努めるものとする。なお、この際必要に応じ多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

5 住民への周知等

県及び中国地方整備局は、洪水、土砂災害等による浸水想定区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備の支援に努める。

県、中国地方整備局及び町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条及び第29条に基づき、土石流によって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を町長に通知し、併せて一般に周知する。

町は、作成したハザードマップ等を配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ住民等へ周知するものとする。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

6 指定避難所の整備

(1) 町は、避難所となる施設について必要に応じて施設管理者と調整を行い、施設・設備等の整備に努めるものとする。

(2) 県及び町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために関連する施設について想定する浸水深に対して安全な構造にする等、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

(3) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(4) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門

家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

7 業務継続性の確保

県、市町等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定等を行うものとする。

特に県、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

また、非常用電源の整備にあたっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所に設置するとともに、保守点検を行い操作の習熟の徹底を図る。

8 動物愛護に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難することが予想される。

県及び町は、動物愛護管理の観点からこれらの動物の愛護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

町は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は各動物愛護（管理）センターに対し一時預かり先等について相談する。

9 罹災証明書の交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課等を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、町に対し住家被害の調査の担当者のために研修機会の拡充等により災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

10 災害発生直前の応急対策の備え

ア 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第6節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに調達体制を確立しておくことを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 災害対策資機材等の対象

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）

(2) 医薬品等医療資機材

(3) 防災資機材

ア 救助・救難用資機材

イ 消火用資機材

ウ 水防関係資機材

エ 流出油処理用資機材

オ 陸上建設機材

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

キ 被災宅地危険度判定資機材

4 実施方法

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についてもあらかじめ物資資材の生産業者、出荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し過去の災害事例をもとに設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等町民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業・町の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について可能な限り備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 町

指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテー

ション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資器材を備蓄するよう努める。さらに家庭・企業に対して備蓄に関する啓発を行うものとする。

（４）備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

（５）備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定することとし、庁舎、病院、消防屯所（多目的備蓄倉庫）、民間倉庫をはじめ避難場所となる学校、集会所、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

5 備蓄及び調達体制の確立

（１）食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び町は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

（ア）備蓄量等

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料の備蓄に努める。

町は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

（イ）備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し保存期限毎に更新するものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため町は生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

（２）飲料水

ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭、企業、町は平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、町は迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(3) 生活必需品等の備蓄

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び町は備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度可能な限り1週間程度の生活必需品の備蓄に努める。

町は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏り防止）、簡易食器類、日用品セット、マスク、消毒液等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため町は生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、町は平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等の備蓄を行うものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては適正な管理と保存期限毎の更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

町及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約

又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

町及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

町及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

町及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

町及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

町及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

また、安芸太田町災害対策等支援協力会は平成18年9月6日付けで町と締結した「災害時における応援業務に関する協定書」に基づき、会員の保有する陸上建設機械を災害時には町の求めに応じ応急復旧作業等に積極的に提供するものとし、その保有する台数等を町へ随時報告するものとする。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

町は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

町は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

6 救援物資の調達・供給活動への備え

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

町は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じ

て、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

7 緊急輸送活動への備え

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

県は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、ヘリポート等）及び町が選定する救援物資輸送拠点の設置場所等の情報について、「災害時の輸送の確保に関する協定」を締結する団体等及び「物資調達に関する協定」を締結する事業者と共有する。

また、災害に対する安全性を考慮しつつ国等関係機関と協議のうえ、町が開設する救援物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに町に対する周知徹底に努めるものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

県及び町は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

特に、隣接県との広域的な災害支援を迅速かつ確実に実施する観点から第1次緊急輸送道路のうち県内及び隣接県相互に連絡する「広域的な災害支援に資する路線」として位置付け、優先的に取り組むものとする。

8 燃料確保の備え

県は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料は移送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

9 放射線の測定

県は、環境中の放射線の状況について環境放射能調査を行い、測定結果をホームページ等で公表する。

第7節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発等の対策を積極的に推進するとともに在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

2 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 県内に「避難指示」が発令された場合等、その他、(公財)ひろしま国際センターと県が協議して必要と認める場合に「災害多言語支援センター」を設置し、災害関連情報の多言語での発信や避難所での通訳支援等を行う。
- (2) 町は、避難場所、避難所及び避難路の指定に当たっては、当該地域の配慮者の実態に合わせ安全性や利便性に配慮する。また、災害時において要配慮者が避難しやすいように避難場所等の案内板の設置や「やさしい日本語(普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか子供や高齢者等にも分かりやすく伝えられることば)」あるいは外国語の付記等の環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確かな対応が可能となるよう気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努める等伝達体制の拡充に努める。
- (3) 町は、新たな土地利用を行う際には社会福祉施設、病院等の配置について第4節第3項に定める土砂災害等災害危険箇所、避難場所、避難所及び避難路との位置関係を考慮する。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

町は、社会福祉施設、病院等の経営者等に対し災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じそれら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

県及び町は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼(消防等)の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関(他市町、県関係団体等)と連携し被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき「避難

確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を町長へ報告するものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて避難訓練を行わなければならない。

また、町は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

（3）施設・設備等の整備

町は、社会福祉施設、病院等の施設管理者等に対し施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、県及び町は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、県、町及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

（1）組織体制の整備

町は、高齢者や障がい者等の在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

（2）通報体制の整備

町は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障がい者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

また、平成26年3月24日に町内郵便局及び可部郵便局と締結した「安芸太田町高齢者等地域見守り活動事業に関する協定」により安否確認体制の多重化を図る。

（3）環境の整備

町は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、スロープ化の推進、障がい者用トイレ・手すり・点字案内板の設置等、環境の整備に努める。

（4）防災器具等の普及・啓発

町は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

（5）避難行動要支援者名簿

ア 町は、防災担当課（総務課危機管理室）や福祉担当課（健康福祉課）など関係部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要となる事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに庁

舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意又は町条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察等、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

（6）個別避難計画

ア 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等に適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者に対し提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑に実施されるよう平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整、その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

オ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画に定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

（7）避難行動要支援者の避難誘導等

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

5 要配慮者への啓発

（1）防災知識等の普及啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し防災パンフレット等の配布や、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行う等、災害発生時にとるべき行動等防災に対する理解を求めよう啓発に努める。

また、地域で生活する外国人に対し「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パ

ンフレットの配付、防災標識等への外国語の付記等の対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

県及び町は、要配慮者を想定した避難誘導、情報伝達等の訓練に努める。

6 要配慮者関連施設に対する対策

町は、水防法第15条第1項第3号の規定による洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法第7条第2項の規定による土砂災害警戒地域に所在する要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時又は土砂災害警戒時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、必要な対策を行うものとする。

(1) 洪水浸水想定区域にある要配慮者関連施設は次のとおり。

	河川名	地区名	施設名	収容人員	連絡先	想定浸水深
1	太田川	遊谷	小規模老人ホーム 「信愛荘」	6	28-1731	3m～5m (0.5m～3m)
2	太田川	上本郷	小規模多機能型 居宅介護事業所 「ふれあい」(2階)	29	28-1750	3m～5m (0.5m～3m)
			生活支援ハウス (3階)	19	28-1750	
3	太田川	上本郷	デイサービスセン ター「ふれあい」	25	28-2115	3m～5m (0.5m～3m)
4	太田川	下本郷	戸河内小学校	60	28-2401	5m～10m (3m～5m)
5	太田川	土居(戸)	ユニバーサル リビング「やまゆり」	9	28-2945	3m～5m (0.5m～3m)
6	太田川	土居(戸)	戸河内あすなる園	50	28-2945	3m～5m (0.5m～3m)
7	太田川	土居(戸)	戸河内松信園 (特養)	56(50)	28-2024	5m～10m (0.5m～3m)
8	太田川	松原(筒)	筒賀児童センター	40	32-7100	5m～10m (0.5m～3m)
9	太田川	長田	認定こども園 とごうち	60	28-7111	3m～5m (区域外)
10	太田川	上堀	寿光園(特養)	77(60)	22-1075	10m～20m (5m～10m)
11	太田川	上堀	安芸太田病院	580	22-2299	5m～10m (3m～5m)
12	滝山川	上調子	加計中学校	80	22-0108	5m～10m (区域外)
13	太田川	西旭町	加計小学校	130	28-0049	5m～10m (区域外)

14	太田川	西旭町	加計認定こども園 あさひ	60	22-0011	10m～20m (0.5m～3m)
15	西宗川	五反田	修道保育所	20	23-0424	0.5m未満 (区域外)
16	太田川	明ヶ谷	クローバータウン (障がい者支援施設)	25	22-2190	5m～10m (3m～5m)
17	滝山川	巴町	人材交流センター 黎明館	60	22-6611	5m～10m (区域外)
18	太田川	天神町	加計高等学校	120	22-0488	10m～20m (0.5m～3m)
19	滝山川	上調子	グループホーム 「なごみの里」	9	25-0330	3m～5m (区域外)
20	太田川	西旭町	月ヶ瀬温泉	10	22-6666	5m～10m (区域外)
21	滝山川	巴町	配食センター (就労継続支援事業所： J O C A × 3)	20	22-6424	5m～10m (区域外)
計	3河川	13地区	21施設	1,542人		

「想定浸水深」は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づく平成29年4月19日国土交通省中国地方整備局告示第45号において指定された洪水浸水想定区域によるものである。

なお、上段は、最大規模降雨（2日間総雨量763mm）による想定浸水深であり、下段（括弧書）は、計画規模降雨（2日間総雨量396mm）によるものである。

15の修道保育所は前記指定区域外であるが、浸水危険性が高いため記載した。

（2）土砂災害警戒区域にある要配慮者関連施設は次のとおり。

	河川名	地区名	施設名	収容人員	連絡先	想定災害区分
1	-	市	グループホーム大銀杏 (共同生活援助事業所)	8	32-2012	がけ崩れ
2	筒賀川	市	高齢者生活福祉センターひまわり	7	32-2111	土石流
3	滝山川	上調子	グループホームなごみの里	9	25-0330	土石流
4	-	明ヶ谷	クローバータウン (障がい者支援施設)	25	22-2190	がけ崩れ
5	空篠谷川	西旭町	月ヶ瀬温泉	76	25-0052	土石流
6	空篠谷川	空条	加計放課後児童クラブ	40	22-1123	土石流
7	太田川	遊谷	小規模老人ホーム 「信愛荘」	6	28-1731	土石流
8	滝山川	上調子	加計中学校	62	22-0108	土石流
9	太田川	天神町	加計高等学校	120	22-0488	土石流
計	4河川	7地区	9施設	353人		

（3）要配慮者関連施設への災害情報の伝達方法と経路

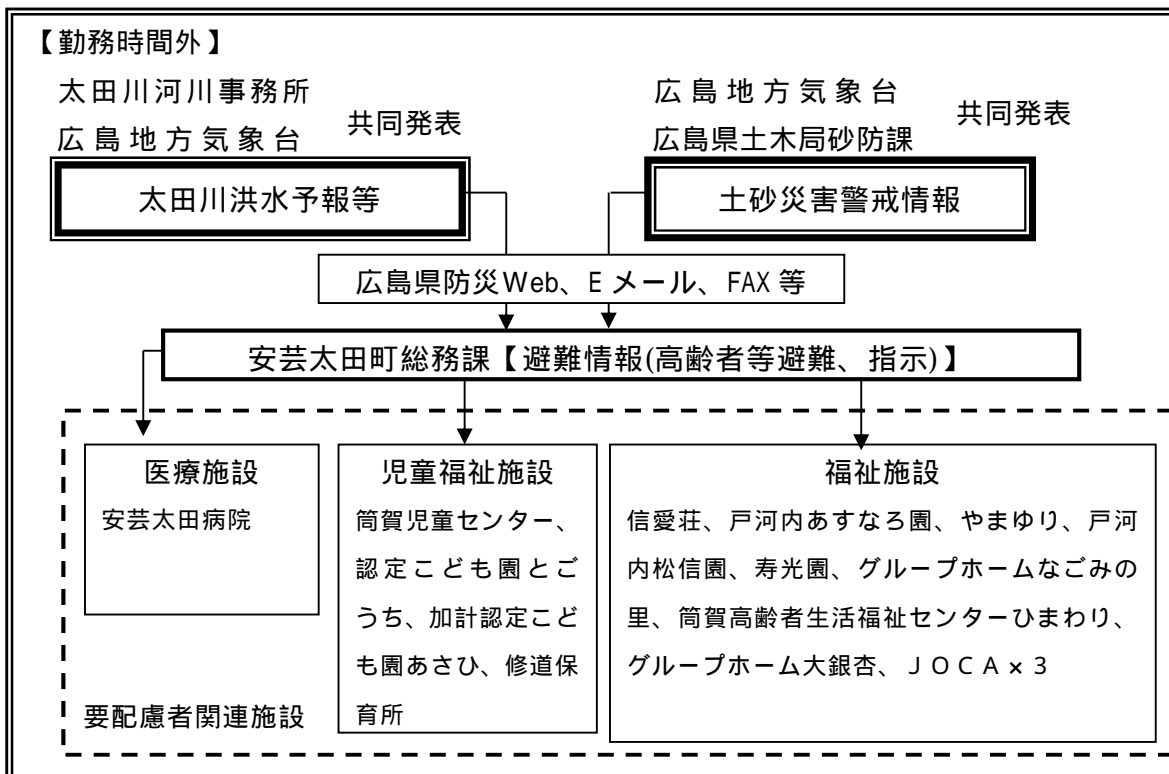
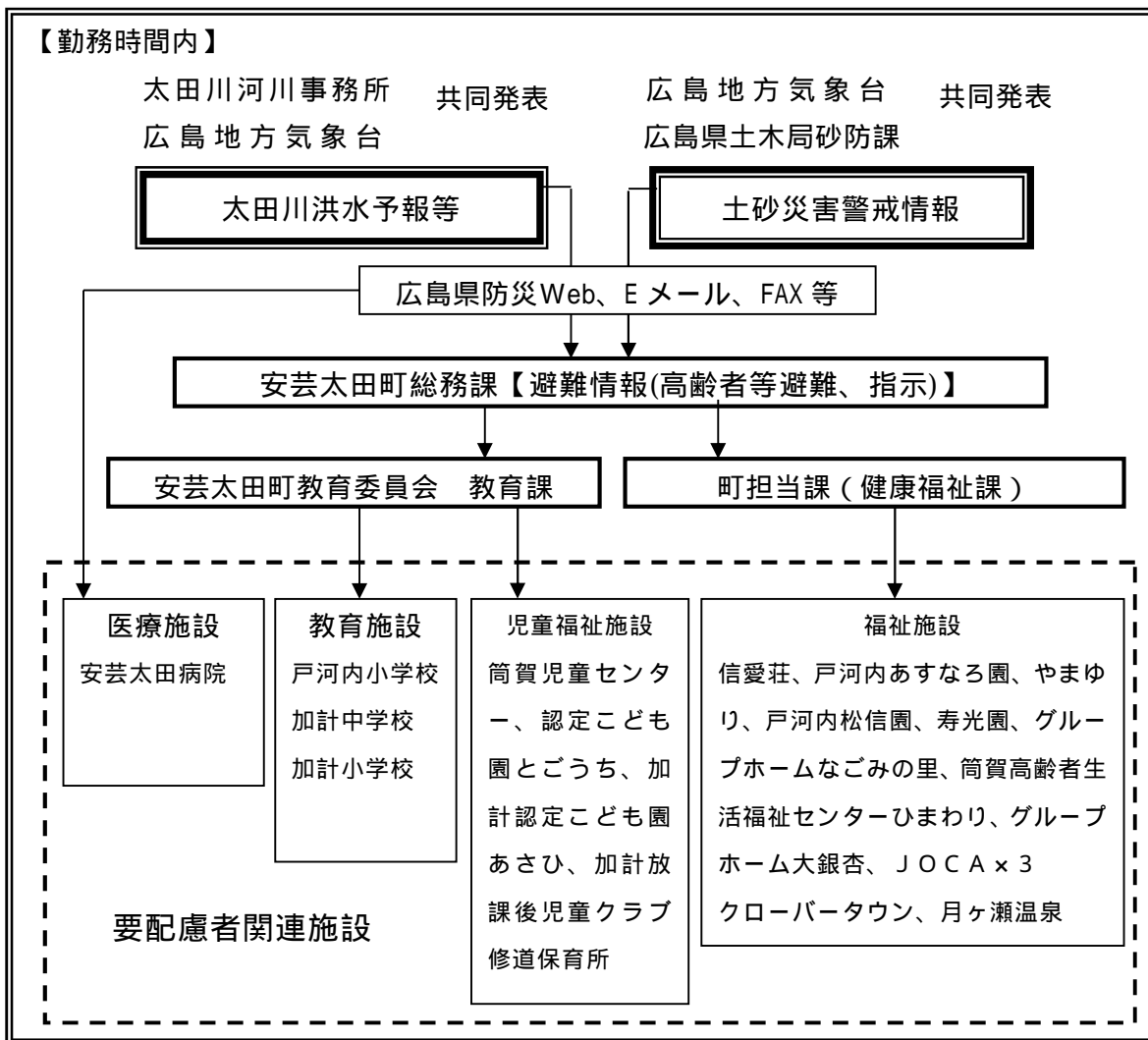
ア 伝達方法

要配慮者関連施設の入所者は避難に時間を要することから、土砂災害警戒情報及び洪水予報等による避難情報の伝達は一般の浸水危険地域に対するよりも早めに行うものとし、加入電話による直接伝達や同報系防災行政無線によるほか、必要に応じ役場職員、消防団員又は自治振興会長等による口頭伝達も行うものとする。

イ 留意事項

土砂災害が発生するおそれのある地域の要配慮者関連施設について特に避難が夜間になりそうな場合には、設置者等と連携し日没前に避難が完了できるよう体制の整備に努める。

ウ 伝達経路



第8節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、県外において災害が発生し被災都道府県から広島県に対して被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

2 被災住民の受入れ

- (1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入に関する協議があった場合被災住民の受入れについて町と協議するものとする。

この場合、町は町自らが被災する等の被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き被災住民を受入れるものとし避難所を提供する。

- (2) 町は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

- (1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合町へ報告する。

- (2) 町は、県から通知を受けた場合避難所を管理する者、その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県の支援

被災住民の受け入れを行う場合において、町の受入体制が十分確保できない場合、町は県に対して支援要請を行う。要請を受けた県は被災住民の円滑な受け入れを行うため、必要な支援を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に、災害発生を防御及び拡大防止について迅速かつ実効性のある措置を期するため、災害応急対策責任者（町長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 組織、動員に関する事項
- 2 災害情報に関する事項
- 3 通信運用に関する事項
- 4 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 5 自衛隊災害派遣要請に関する事項
- 6 相互応援協力に関する事項
- 7 防災拠点に関する事項
- 8 災害応急救助に関する事項
- 9 消防に関する事項
- 10 水防に関する事項
- 11 雪害に関する事項
- 12 救難、遺体対策に関する事項
- 13 保健衛生・廃棄物処理に関する事項
- 14 文教に関する事項
- 15 交通、輸送、通信応急対策に関する事項
- 16 電力、水道、下水道施設災害応急対策に関する事項。
- 17 災害広報・被災者相談に関する事項
- 18 労働力確保に関する事項
- 19 ボランティアの受入れ等に関する事項
- 20 危険物等災害応急対策に関する事項
- 21 応急公用負担に関する事項

22 主な災害の特質及び対策に関する事項

- (1) 雪害対策
- (2) 長雨対策
- (3) 豪雨、台風による洪水時の対策
- (4) 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策
- (5) 風害対策
- (6) 林野火災対策
- (7) 突発的災害対策

第2節 組織、動員計画

1 目的

この計画は、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

2 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者においてそれぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、町防災会議において行う。
- (3) 町における災害応急対策の分掌は、安芸太田町課設置条例(平成18年安芸太田町条例第21号)、安芸太田町役場事務処務規程(平成16年安芸太田町訓令第2号)、安芸太田町教育委員会事務局組織規則(平成16年教育委員会規則第5号)の定めるところにより行い、その総合調整は総務課危機管理室において行う。

3 安芸太田町防災会議

安芸太田町防災会議(以下「町防災会議」という。)は、基本法第16条第1項及び安芸太田町防災会議条例(平成16年安芸太田町条例第15号)に基づいて設置された機関であり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成しその実施を推進するものである。

なお、町防災会議の運営等については、安芸太田町防災会議運営規程(平成16年安芸太田町訓令第16号。以下「運営規程」という。)の定めるところによる。

4 安芸太田町災害対策本部を設置した場合の特例

(1) 設置の基準

ア 基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部の設置に係る基準は次のとおりである。

災害の種類	設置基準	災害対策本部設置にあたっての判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき	安芸太田町に「土砂災害警戒情報」又は「氾濫危険情報」が発表されたとき若しくは発表されると見込まれるとき。 町内に「特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）」が発表されたとき。 本町の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測される時。 甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき。
地震	自動設置	町内で震度6弱以上の地震を観測したとき
	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき	町内で震度5強の地震を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測される時 町内で震度5弱の地震を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき
林野火災	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、町長が必要と認めるとき	

イ 災害対策本部の設置に関し、基本法第23条の2第1項の規定により町長が防災会議の意見を求めた場合における事務処理については、運営規程第6条の規定を適用するものとする。

(2) 組織

災害対策本部の組織は、基本法第23条の2第2項、第3項及び安芸太田町災害対策本部条例（平成16年安芸太田町条例第16号）の規定により、次のとおりとする。

ア 災害対策本部長は、基本法第23条の2の規定により町長をもって充て、副本部長は副町長、教育長、消防団長を、本部員に支所長、本庁課長、議会事務局長、統括センター長、福祉事務所長、安芸太田病院事務長及び教育次長、教育課長、危機管理室長をもってこれに充てる。

イ 災害対策本部の本部長に事故があった場合等指揮を執ることが困難な場合は、副本部長が指揮を執るものとする。

- ウ 本部に部を設け、部に部長を置く。
- エ 本部に事務局を置き、その事務は総務課で処理する。
事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長には総務課長、事務局員には総務課（危機管理室）職員をもって充てる。
- オ 本部のもとに災害対策支部を置き、支部長には支所長をもって充てる。
- カ 災害の規模その他の状況により、特に被災現場での応急対応策を必要と認めるときは現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。
現地本部の所管区域、現地本部長、現地本部員及び事務局の設置場所等はその都度本部長が定める。
- キ 災害対策本部は、国等が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合には、必要に応じて合同会議を開催する等情報の共有と状況認識の統一を図るとともに救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る。
- ク 災害対策本部の組織を図示すれば別表第1のとおりである。

（3）災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、町防災会議と緊密な連絡のもとに本部会議を開催し、次に掲げる事項を処理し災害予防及び災害応急対策を実施する。

- ア 災害予防に関すること。
- イ 災害応急対策に関する基本的事項の決定に関すること。
- ウ 災害応急対策の総合的推進及び調整に関すること。
- エ 災害応急対策の実施に関すること。
- オ 災害情報及び被害報告の総括。
- カ 消防団、災害救助隊その他災害関係組織の総括。
- キ 災害応急対策については県及び関係機関への要請並びに被害報告に関すること。
- ク その他、本部長が必要と認める事項。

（4）災害対策本部の会議

- ア 災害対策本部会議は、本部長が必要と認めた場合に招集し、本部長が議長となる。
- イ 災害対策本部会議は、本部長、副本部長、支所長、本庁課長、議会事務局長、統括センター長、福祉事務所長、安芸太田病院事務局長及び教育次長、教育課長危機管理室長をもって構成する。
- ウ 災害対策本部会議は、本部長が災害の規模及び態様によって職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。

(5) 設置及び廃止の手続き

災害対策本部の設置及び廃止の手続きは、次のとおりとする。

ア 設置の手続き

(ア) 本部長は(1)の設置の基準を満たしかつ必要と認めた場合は、基本法第23条の2第1項の規定により町防災会議の意見を聴いて災害対策本部を設置することができる。なお、本部長が町防災会議の意見を求められない場合における事務処理については、運営規程第6条の規定を適用する。

(イ) 災害対策本部を設置した場合、本部長は本部の名称、設置場所等を告示するとともに直ちに次の関係機関に公表又は通知する。

また、庁舎正面玄関に標識を掲示するとともに災害活動に従事する職員は腕章を着用し、災害時に使用する車両には標旗を付けるものとする。

公表又は通知先	公表又は通知の方法	連絡責任者
町各課等	庁内放送、庁内電子メール、電話又は口頭	総務部長 (総務課長)
町防災会議	電話、電子メール、口頭又は文書	
県危機管理監	県防災情報システム、県総合行政通信網、防災相互通信用無線、FAX、電子メール又は電話その他迅速な方法	
県関係出先機関	県総合行政通信網、防災相互通信用無線、FAX、電子メール又は電話その他迅速な方法	
山県警察署	FAX、電子メール又は電話その他迅速な方法	
広島市安佐北消防署安芸太田出張所	防災行政無線(移動系) FAX又は電話その他迅速な方法	
一般住民	町防災行政無線、広報車、町ホームページ	
報道機関	FAX、電話、口頭又は文書	

(ウ) 廃止の手続き

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認めるとき又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは本部を廃止する。

本部を廃止したときは、前アの(イ)の場合に準じて公表又は通知するものとする。

イ 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の事務分掌は、別表第2のとおりである。

ウ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は安芸太田町役場本庁舎とし、代替施設は役場支所のほか被災の状況により定めるものとする。

5 配備及び動員

(1) 配備動員

ア 関係機関の配備体制

災害応急対策責任者は、応急対策を推進するためそれぞれの配備体制を整えておくものとする。

る。

イ 町の配備動員体制

災害の発生又は発生のおそれがある場合において、応急対策を推進するため職員の動員、配備、編成の体制は次の体制によって対処するものとし、本部長（本部設置前においては、町長。）が状況を判断して決定する。

【注意体制の基準】

種 別	配備体制	配備の時期	職員の配備・編成
注意体制	<p>気象業務法に基づく注意報が発表されたときの体制で、情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により更に警戒体制の配備に迅速に移行し得る体制。</p> <p>【役場本庁】 総務課：自宅待機 危機管理室：2人 ただし、降水量等の予測により悪化が想定されない場合は、1人または自宅待機とする。 建設課：自宅待機 ただし大雪注意報時1名</p> <p>【役場支所】 住民生活課：自宅待機</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 梅雨及び台風時期において気象注意報の1以上が本町に伝達されたとき。又は、県から洪水に関する情報が発表されたとき。 2 台風の接近が認められるとき。 3 その他、非常事態に備えて事前の体制確立が必要であると町長が指令したとき。 4 町内に震度4の地震が発生したとき。 5 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務時間中注意報の内容により予想される災害の対策を講じなければならない担当課等の職員を配備する。（以下「配備職員」という。） 2 勤務時間外当直者は、注意報の内容により、配備職員を置かなければならない課長等に伝達をし、課長等は、状況の推移に応じた配備要員を配備する。 3 勤務時間外における配備職員の基準は、別表第3のとおりである。

【警戒体制の基準】

種 別	配備体制	配備の時期	職員の配備・編成
第一次警戒体制	<p>気象業務法に基づく警報が発表されたとき、又は災害の発生が予想されるとき、並びに大規模な火災若しくは爆発等による災害の発生時に必要に応じてとる体制で、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替え得る体制。</p> <p>【役場本庁】 総務課2人 危機管理室：全員 建設課：2人 他各課等：1人</p> <p>【役場支所】 住民生活課：2人</p> <p>【その他施設・病院・教育委員会】 各2人</p> <p>【消防団】 消防団幹部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報の1以上が本町に伝達されたとき。 2 その他、必要により町長が警戒体制を指令したとき。 3 大規模な火災、特殊災害が発生したとき。 4 町内に震度4の地震が発生したとき、かつ、災害が発生したとき。 5 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき。（注）5は総務課が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務時間中 警報の内容により、予想される災害の対策を講じるために必要な職員を配備する。 第二次警戒体制に移行できる所要の人員を配備する。 2 勤務時間外 当直者は、警報を受達したら、課長等に伝達し、課長等は予想される災害の対策を講じるために必要な職員を配備する。 第二次警戒体制に移行できる所要の人員を、状況に応じて直ちに登庁できるよう自宅において待機させる。 勤務時間外における配備要員の基準は、別表第3のとおりである。

種 別	配備体制	配備の時期	職員の配備・編成
第二次 警戒体制 災害警戒 本部設置	<p>気象業務法に基づく警報が発表されたとき、又は災害の発生が予想されるとき、並びに大規模な火災若しくは爆発等による災害の発生時に必要に応じてとる体制。</p> <p>【役場本庁】 総務課：2人 危機管理室：全員 建設課：4人 他各課等：2人以上</p> <p>【役場支所】 住民生活課：2人</p> <p>【その他施設・病院・教育委員会】 各2人以上</p> <p>【消防団】 消防団幹部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報の二以上が本町に伝達されたとき。 2 その他、必要により町長が第二次警戒体制を指令したとき。 3 大規模な火災、特殊災害が発生したとき。 4 町内に震度5弱の地震が発生したとき、かつ、災害が発生したとき。 5 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき。 （注）5は町長が必要と認めたととき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務時間中 警報の内容により、予想される災害の対策を講じるために必要な職員を配備する。 非常体制に移行できる所要の人員を配備する。 2 勤務時間外 当直者は、警報を受達したら、課長等に伝達し、課長等は予想される災害の対策を講じるために必要な職員を配備する。 非常体制に移行できる所要の人員を、状況に応じて直ちに登庁できるよう自宅において待機させる。 勤務時間外における配備要員の基準は、別表第3のとおりである。

【非常体制の基準】

種 別	配備体制	配備の時期	職員の配備・編成
非常体制 災害対策 本部設置	<p>災害対策本部が設置されたときの体制。</p> <p>全町職員 全消防団員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 町全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 2 町全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合 3 その他必要により町長が非常体制を指令したとき。 4 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ただし、震度6弱以上の地震が発生した時は自動配備。 5 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき。 （注）5は総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めたととき。 	別表第1、2のとおり。

(注) 本部長(本部設置前においては、町長。)は、災害の規模及び特殊性に応じ上記の注意体制、警戒体制及び非常体制については、この設置基準により難しいと認める場合、または警戒が長期にわたることが見込まれる場合において、臨機応変の配備体制を整えることができる。

(2) 配備動員要領

ア 関係機関の災害対策要員の動員

(ア) 災害応急対策責任者は、それぞれの応急対策を推進するため災害時における動員体制を確立しておく。

(イ) 応急対策に要する人員は、その機関において確保するものとする。ただし、災害の規模により他の機関の応援、協力を必要とする場合は町防災会議で調整する。

イ 町における災害対策要員の動員

（ア）町長が警戒体制又は災害対策本部の設置を指示したときは、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ総務課長、支所長、事務局長、事務長及び教育次長、教育課長、危機管理室長（以下「総務課長等」という。）は、各部の部長に必要な動員の配備を指示するとともに、動員にあたっては長期化することも想定し、交代要員やローテーション等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

（イ）各部長は、総務課長等の指示を受けたときは動員が円滑に行われるようにあらかじめ指定した職員（以下「連絡員」という。）に連絡又は指示して動員し、当該部の活動を実施する。

（ウ）各部員は、災害の発生が予想される事態又は災害が発生したときは常に所在を明らかにし、連絡員との連絡保持に努め、動員に応ずる体制を整えるものとする。

（エ）各部員は、災害対策本部の業務開始の指示を受けたときは、直ちに登庁し部長の指示を受けるものとする。

（オ）動員命令の伝達は、庁内放送、庁内電子メール、参集システムメール、防災行政無線、電話（携帯電話）、口頭又は伝令とする。

（カ）勤務時間外、その他勤務を要しない日時において連絡不能の状況にある場合の各部の部長並びに連絡員は自らの判断により災害対策本部が設置される事態が推定されるときは、指示を待たずに登庁し、災害応急対策活動に支障がないよう努めなければならない。

（キ）各部長は、部員の動員を確認するため次の事項を記録した名簿を備え、常に整理しておくなければならない。

- a 職名、氏名及び勤務場所
- b 連絡場所及び電話（携帯電話）番号
- c その他必要と認める事項

（ク）職員参集状況の把握

各部長は、部員の参集状況を把握し部員の動員配備が完了したときは、その状況を直ちに総務課長（災害対策本部設置時には総務部）を通じて本部長に報告するものとする（この場合において、本庁の部長にあつては総務課長に、支所の部長にあつては支所長に報告するものとする。）。

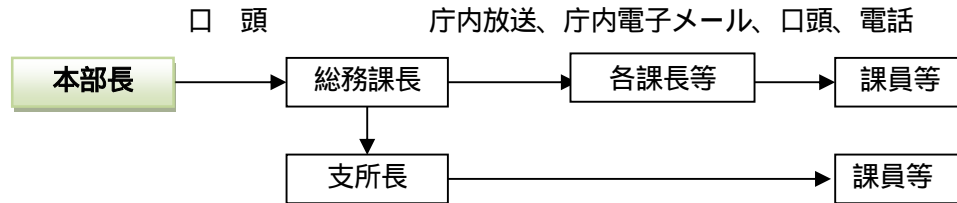
（ケ）動員、配備の方法

本部長が決定した配備体制をとるための動員命令は次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。ただし、災害の規模により他の機関の応援、協力を必要とする場合は、町防災会議で調整するものとする。

a 勤務時間内の場合

職員の勤務時間内における動員命令の伝達経路及びその方法は次のとおりとする。

また、この方法に加え参集システムメールを送信するものとする。



b 勤務時間外又は休日の場合

職員の勤務時間外又は休日における動員命令の伝達経路は概ね勤務時間内の場合と同様であるが、その方法については次のとおりとする。

(a) 伝達は、原則として電話（携帯電話）及び参集システムメールによるものであるが通信機関が途絶しているときは、防災行政無線、庁用自動車（広報車）、口頭又は伝令によるものとする。

(b) 直接、非常体制に入った場合の伝達は防災行政無線、庁用自動車（広報車）、口頭又は伝令によるものとする。

(c) その他

職員は、交通機関が途絶した場合は、徒歩その他可能な限りの方法をもって速やかに登庁し配備に就くよう努めなければならない。

通信が途絶したため上司に問い合わせることができないときは、テレビ、ラジオその他による気象情報から判断して進んで登庁し、上司の指示に従わなければならない。

c 勤務時間外又は休日の場合の登庁の特例

職員は、警戒体制及び災害対策本部の設置のため動員命令が出た場合又は自らの判断で配備に就く場合において、夜間等で安全確認が十分取れないこと等により、本来登庁すべき勤務場所への登庁が大雨による土砂災害又は洪水等により著しく危険を伴う場合は、居住地から最も近い本庁又は支所若しくは出先機関等に一旦登庁し、上司にその旨を連絡するとともに当該登庁場所の指示権者の指示に従うものとし、安全が確認された後本来の勤務場所に登庁するものとする。

ウ 消防団の動員

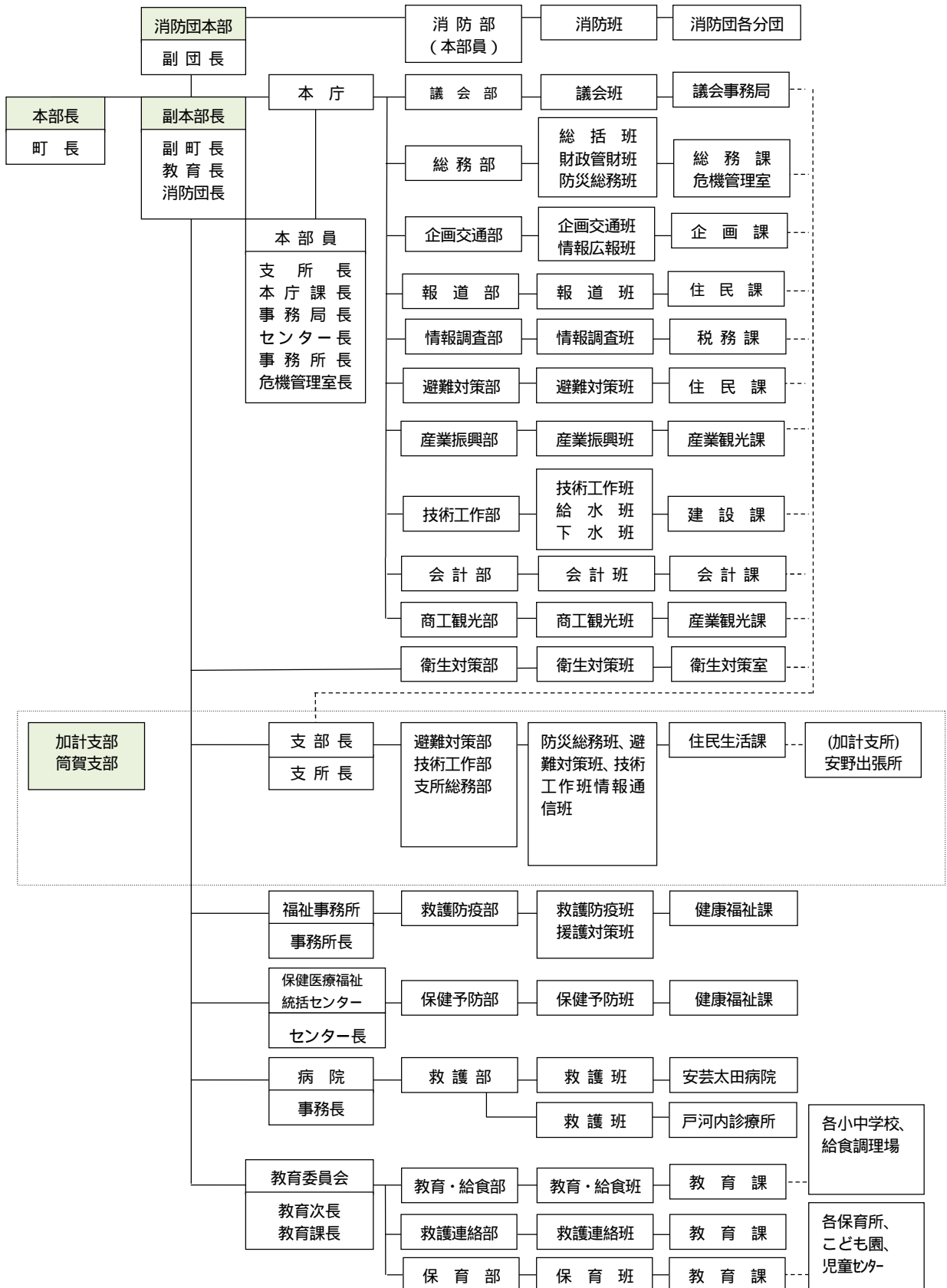
(ア) 町長が、警戒体制又は災害対策本部の設置を指示したときは、危機管理室長は消防担当職員に消防団員の出動等について指示するものとする。

(イ) 消防担当職員は、危機管理室長の指示により、直ちに消防団長に通知するものとする。

(ウ) 消防団員は、消防団長の指示により、直ちに出勤して配備に付くものとする。

別表第1

安芸太田町災害対策本部組織図



別表第2

安芸太田町災害対策本部事務分掌

(1) 本庁の事務分掌は次のとおりとする。

- 本部長 町長 本部の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
 副本部長 副町長 1 本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
 教育長・消防団長 2 災害視察者、見舞者への対応に関する事。

部 名	班長(班名)	担当課等	分 掌 事 務
総 務 部	総務課長 (総括班)	総 務 課 (総 務 係)	水防本部の設置、運営及び本部会議に関する事。 各部の初期招集、解除及び服務に関する事。 各部との総合調整及び指示に関する事。 各部からの被害報告の取りまとめ及び県等への被害報告に関する事。 相互応援協定による応援要請に関する事。 災害関係文書の総括処理に関する事。 その他、他の部に属さない事務に関する事。
	総務課長 (財政管財班)	総 務 課 (財 政 管 財 係)	災害応急対策関係予算の措置に関する事。 災害に伴う財政計画及び財政に関する国、県等との連絡に関する事。 町有財産の被害調査に関する事。 人員、物資の輸送に関する事。 車両の配車及び緊急調達に関する事。 食糧及び日常生活必需品並びに資機材の調達、輸送及び配分に関する事。 災害応急対策に従事する職員の応急食料に関する事。
	総務課長 (防災総務班)	総 務 課 (危機管理室)	本部長の指揮命令の伝達に関する事。 防災会議、自衛隊の派遣要請、その他関係機関に対する連絡並びに協力要請に関する事。 防災行政無線及び消防無線の管理、運営に関する事。 水防本部の庶務に関する事。 自主防災組織との連絡調整に関する事。 受援計画に基づく応援に関する事。 気象情報及びダム情報等の総括に関する事。 災害に関する各種情報の収集、伝達に関する事。
企画交通部	企画課長 (企画交通班)	企 画 課 (企 画 係)	生活交通路線に関する事。 災害復旧に関する国、県その他の機関に対する要望に関する事。
	企画課長 (情報広報班)	企 画 課 (DX推進係)	報道機関に対する各種情報の公表に関する事。 災害広報に関する事。
情報調査部	税務課長 (情報調査班)	税 務 課	緊急災害電話に関する事。 被害状況調査に関する事。 災害による町税等の納税猶予及び減免措置に関する事。 避難所の開設、運営及び避難者の把握の補助に関する事。

基本編（第3章 災害応急対策計画）

部 名	班長（班名）	担当課等	分 掌 事 務
報 道 部	住民課長 （報道班）	住 民 課	各部からの情報収集に関する事。 自治振興会との連絡調整に関する事。 災害の記録、資料の収集整理に関する事。
避難対策部	住民課長 （避難対策班）	住 民 課	避難所の開設、運営及び避難者の把握に関する事。 被災者の名簿の作成に関する事。 避難所における救援物資の受領及び保管並びに配分等に関する事。 遺体対策及び埋火葬に関する事。 罹災証明書の交付に関する事。 公害発生防止及び対策に関する事。
衛生対策部	衛生対策室長 （衛生対策班）	衛生対策室	ごみ及びし尿の収集等に関する事。 災害廃棄物の収集・処分に関する事。 避難所の開設、運営及び避難者の把握の補助に関する事。
産業振興部	産業観光課長 （産業振興班）	産業観光課	農地、農林水産施設の災害対策及び被害調査に関する事。 農産物の災害対策及び被害調査に関する事。 家畜、畜産物関係の災害対策及び被害調査に関する事。 山林関係（町有林を含む。）の災害対策及び被害調査に関する事。 主要食糧及び生鮮食料品の確保並びに生産地との連絡に関する事。 被災農林漁業者及び被災商工業者に対する災害資金等の融資に関する事。
商工観光部	産業観光課長 （商工観光班）	産業観光課	観光施設の災害対策及び被害調査に関する事。 観光客の保護対策及び被害調査に関する事。 商工業関係の災害対策及び被害調査に関する事。
技術工作部	建設課長 （技術工作班） （給水班） （下水班）	建 設 課	道路交通の確保に関する事。 道路、橋梁等の災害対策及び被害調査に関する事。 河川、堤防等の災害対策及び被害調査に関する事。 危険箇所の巡視及び被害報告に関する事。 道路交通規制に関する事。 災害応急対策用資器材の調達に関する事。 町有建造物の応急復旧に関する事。 町営住宅の災害対策及び被害調査に関する事。 仮設住宅に関する事。 建設関係団体に協力を求める事。 水道施設の災害対策及び復旧に関する事。 飲料水の確保及び供給に関する事。 下水道施設の災害対策及び復旧に関する事。 仮設トイレの設置に関する事。
会 計 部	会計課長 （会計班）	会 計 課	災害救助費用の出納に関する事。 災害時の資金調達に関する事。 義援金の受領、保管及び配分に関する事。

(2) 支所の事務分掌は次のとおりとする。

- 支所長 1 支所の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
2 支所における各部の総合調整及び指示に関すること。

部 名	班長(班名)	担当課等	分 掌 事 務
避難対策・支所総務部	住民生活課長 (避難対策班) (防災総務班) (技術工作班) (情報通信班)	住民生活課	支所長の指揮命令の伝達に関する事。 支部各部との連絡及び総合調整に関する事。 本部防災通信部との連絡及び調整に関する事。 支部水防活動の総括に関する事。 支部要員の初期動員に関する事。 車両の配車に関する事。 避難所の開設、運営及び避難者の把握に関する事。 避難者、罹災者の名簿作成に関する事。 罹災証明書の交付に関する事。 その他支部各部の所管に属さないこと 支部災害救助活動の総括に関する事。 公害発生防止及び対策に関する事。 災害弔慰金及び支援補助金の支給受付に関する事。 支所管内の被害報告に関する事。 災害応急対策用資材の確保、調達に関する事。

(3) 福祉事務所(福祉課)の事務分掌は次のとおりとする。

- 事務所長 1 救護防疫部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
2 各救護防疫班の総合調整及び指示に関すること。

部 名	班長(班名)	担当課等	分 掌 事 務
救護防疫部	健康福祉課長 (救護防疫班) (援護対策班)	健康福祉課	災害救助活動の総括に関する事。 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の樹立に関する事。 要配慮者及び避難行動要支援者(在宅)に関する事。 衛生材料、医薬品の調達、輸送及び配分に関する事。 社会福祉施設の災害対策、被害調査に関する事。 日赤、その他社会福祉団体との連絡調整に関する事。 防疫対策に関する事。 被災者の生活相談及び援助に関する事。 災害弔慰金及び支援補助金の支給に関する事。 ボランティア活動の支援、ボランティアニーズの把握及びボランティアセンターに関する事。

(4) 保健・医療・福祉統括センターの事務分掌は次のとおりとする。

- センター長 1 保健予防部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
2 保健予防班の総合調整及び指示に関すること。

部 名	班長(班名)	担当課等	分 掌 事 務
保健予防部	健康福祉課長 (保健予防班)	健康福祉課	保健施設の災害対策、被害調査に関する事。 要配慮者及び避難行動要支援者(施設入所)に関する事。 被災者の健康診査及び保健指導に関する事。 被災者の精神衛生に関する事。 負傷者の把握に関する事。 災害時の住民の健康管理に関する事。 避難所における衛生保持に関する事。

基本編（第3章 災害応急対策計画）

			感染症の予防及び予防接種に関すること。
--	--	--	---------------------

（5）病院の事務分掌は次のとおりとする。

- 事務長 1 救護班の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
2 各救護班の総合調整及び指示に関すること。

部 名	班長（班名）	担当課等	分 掌 事 務
救 護 部	事 務 長 （ 救 護 班 ）	安芸太田病院 戸河内診療所	医療施設の災害対策、被害調査に関すること。 患者の避難誘導に関すること。 救護所の設置及び救護班の編成に関すること。 災害対策用医療品、医療資器材の調達に関すること。 患者の移送措置に関すること。 災害時の急患の手当、医療及び助産に関すること。 医療救護機関の動員に関すること。

（6）教育委員会の事務分掌は次のとおりとする。

- 教育次長 1 教育・給食部及び救護連絡部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
2 教育・給食部、救護連絡部間の総合調整及び指示に関すること。

部 名	班長（班名）	担当課等	分 掌 事 務
教育・給食部	教育課長 （教育・給食班）	教 育 課	学校教育施設の被害対策、被害調査に関すること。 園児・児童・生徒及び教職員の避難指示及び救護に関すること。 災害時の保護者等との連絡調整に関すること。 教育施設の緊急使用（避難所の開設及び運営の協力）に関すること。 教職員の動員に関すること。 罹災児童生徒の就学奨励措置に関すること。 罹災園児、児童及び生徒の授業に関すること。 罹災園児、児童及び生徒に対する教科書及び学用品の供与に関すること。 給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 被災者及び災害救助活動従事者の炊き出しに関すること。
救護連絡部	教育課長 （救護連絡班）	教 育 課	生涯学習施設の被害対策、被害調査に関すること。 文化財等の災害対策、被害調査に関すること。 災害救護活動に協力する団体等との連絡調整に関すること。
保 育 部	教育課長 （保 育 班）	教 育 課	保育所等施設の災害対策、被害調査に関すること。 保育児童の避難誘導及び救護に関すること。 非常時の保護者等との連絡調整に関すること。

(7) 消防団の事務分掌は次のとおりとする。

団長 消防団の事務を総括し、所属の団員を指揮監督する。

副団長 団長を補佐し、団長に事故あるときはその職務を代理する。

部名	班長(班名)	担当課等	分掌事務
消防部	消防団分団長 (消防班)	消防団各部	消防団の出動に関する事。 水・火災等の災害現場及び災害救助活動に関する事。 危険箇所の警戒巡視に関する事。 災害警戒の広報及び指導に関する事。 消防・水防資機材の点検整備、輸送に関する事。 災害情報の収集及び報告に関する事。 災害の拡大防止、復旧の応急措置に関する事。 住民に対する避難指示等の伝達に関する事。 避難誘導、救助活動に関する事。 行方不明者、遺体の捜索、受入れに関する事。 市町村消防相互応援に関する事。

(8) 各部共通の分掌事務

各部における動員に関する事。
災害関係情報の収集に関する事。
被害状況の調査に関する事。
所管ごとに報告を必要とする場合における国、県等各関係機関への被害報告に関する事。
所属施設又は出先機関の災害対策に関する事。
他の部への応援・協力に関する事。
部の庶務に関する事。

(備考) 1 本庁各課は、支所各課の事務について協力し応援するものとする。

2 各支所における部は本庁及び各出先機関の該当部と連携し、この表による区分に従い事務を分掌するものとする。

別表第3 - (1)

本庁職員 勤務時間外及び休日における異常気象に対する配備要員の基準一覧表

所 属 区 分		総務課 (総務係)	危機管理室	総務課 (左記以外)	企 画 課	住 民 課	建 設 課	産 業 観 光 課	税 務 課	会 計 課	議 会 事 務 局
気 象 等 注 意 報	風雪注意報										
	強風注意報										
	大雨注意報										
	大雪注意報						○				
	濃霧注意報										
	雷注意報										
	乾燥注意報										
	なだれ注意報										
	着水注意報										
	着雪注意報										
	融雪注意報										
	霜注意報										
	低温注意報										
	洪水注意報										
気 象 等 警 報	暴風警報 (暴風特別警報)										
	暴風雪警報 (暴風雪特別警報)										
	大雨警報 (大雨特別警報)										
	大雪警報 (大雪特別警報)										
	洪水警報										

- (注) 1 配備は、自宅待機と登庁配備とする。
 2 印は、状況に応じて登庁できるように自宅において待機する。
 3 印は、直ちに登庁する。

別表第3 - (2)

支所等職員 勤務時間外及び休日における異常気象に対する配備要員の基準一覧表

区 分		所 属		衛生 対策室	健康 福祉課	福祉 事務所	病 院	教育 委員会
		各 支 所						
気象等 注意報	風雪注意報							
	強風注意報							
	大雨注意報							
	大雪注意報							
	濃霧注意報							
	雷注意報							
	乾燥注意報							
	なだれ注意報							
	着氷注意報							
	着雪注意報							
	融雪注意報							
	霜注意報							
	低温注意報							
	洪水注意報							
気象等 警報	暴風警報 (暴風特別警報)							
	暴風雪警報 (暴風雪特別警報)							
	大雨警報 (大雨特別警報)							
	大雪警報 (大雪特別警報)							
	洪水警報							

- (注) 1 配備は、自宅待機と登庁配備とする。
 2 印は、状況に応じて登庁できるように自宅において待機する。
 3 印は、直ちに登庁する。
 支所出張所については、気象警報発表後の災害予防段階から職員を状況に応じ派遣する。

第3節 災害情報計画

1 目的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を災害応急対策責任者及び住民に対し迅速かつ確実に伝達するとともに、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 気象等予報及び警報の伝達

(1) 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合	気象業務法第13条及び第13条の2 水防法第10条第1項
中国地方整備局 太田川河川事務所 広島地方気象台 (共同)	太田川上流 左岸 安芸太田町大字遊谷字野為 1138番地2 地先から広島市安佐北区亀山一丁目まで 右岸 安芸太田町大字戸河内字乙井手 889番地 2地先から広島市安佐南区八木町字馬淵まで について洪水のおそれがある場合	水防法第10条第2項 気象業務法 第14条の2第2項
広島県土木建築局 砂防課 広島地方気象台 (共同)	大雨警報中において、大雨による群発的な土砂災害発生危険度が高まった場合	土砂災害防止法 第27条 気象業務法第11条
気象庁本庁	地振動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報(警報)を発表する。 また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。	気象業務法第13条及び第13条の2

(2) 種類及び発表の基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象によって災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯毎に明示して広島県内の市町毎に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

警報・注意報発表基準一覧表

(令和4年5月26日現在 発表官署：広島地方気象台)

区分	種類	発表基準
注意報	大雨(警戒レベル2)	表面雨量指数基準：10 土壌雨量指数：118
	洪水 (警戒レベル2)	流域雨量指数(滝山川流域：28.2、柴木川流域：18.9、 西宗川流域：17.7、筒賀川流域：8.4、 田吹川流域：4.2、松原川流域：7.7) 複合基準(太田川流域：(5、29.3)、筒賀川流域：(8、 6.7)、田吹川流域(7、4.2)、柴木川流域： (5、17.6)、松原川流域(5、7.3) 指定河川洪水予報：太田川上流[土居・加計・飯室]
	強風	平均風速：12m/s
	風雪	平均風速：12m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪深：25cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	濃霧	視程：100m
	乾燥	最小湿度：35%・実効湿度：65%
	なだれ	降雪深：40cm以上 積雪深：50cm以上・最高気温：10 以上
	低温	夏期 - 最高気温/最低気温：平年より6 以上低い 冬期 - 最低気温：-4 以下
	霜	4月以降の晩霜 - 最低気温：4 以下
	着雪	24時間降雪深：平地10cm、山地30cm以上 気温：0 ~ 3
警報	大雨 (浸水害) (警戒レベル3) (土砂災害)	表面雨量指数基準17 土壌雨量指数152
	洪水 (警戒レベル3)	流域雨量指数(滝山川流域：35.3、田吹川流域：5.3、 柴木川流域：23.7、松原川流域：9.7、 西宗川流域：22.2、筒賀川流域：10.6) 複合基準(太田川流域：(6、32.5) 田吹川流域：(8、4.7)、 柴木川流域：(8、19.6) 指定河川洪水予報：太田川上流[土居・加計・飯室]
	暴風	平均風速20m/s
	暴風雪	平均風速20m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪深45cm
記録的短時間大雨情報		1時間雨量110mm

複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

(注) 広島地方気象台が発表する地震等大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類毎及び市町毎に検討し、通常の見発表基準に一定の割合をかける等により決定する。

ただし、事象発生後概ね 24 時間以内に降雨が予想される等早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

暫定基準による運用実施後、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的(概ね 1 ヶ月毎)に被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

イ 広島地方気象台が発表する特別警報

気象現象等により県域(一次細分区域:「南部」「北部」、「市町」)に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想した場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

種 類	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想したとき。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪を予想したとき。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。
地面現象特別警報	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等
警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂災害警戒判定 メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地上図で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報(浸水害) の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

才 国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同で発表する
注意報及び警報（臨時の洪水予報を除く）

区 分	標 題	種 類	発 表 基 準
太田川水系 洪水予報	太田川上流 氾濫発生情報	洪水警報 (発表) 又は 洪水警報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	太田川上流 氾濫危険情報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に3時間先までに到達すると見込まれるとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	太田川上流 氾濫警戒情報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回ったときを除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	太田川上流 氾濫注意情報	洪水注意報 (発表) 又は 洪水注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
	太田川上流 氾濫注意情報 (警戒情報解除)	洪水注意報 (警報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
	太田川上流 氾濫注意情報解除	洪水注意報 解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

臨時の洪水注意報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に河川氾濫に関する情報として発表する。

カ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒情報	<p>発表基準</p> <p>大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町ごとに発表（広島市については、8行政区毎に発表）。</p> <p>解除基準</p> <p>降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町毎に解除（広島市については、8行政区毎に発表）。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島県土木建築局と広島地方気象台が協議のうえ解除できる。</p> <p>広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震等大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生直後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。</p>

キ 気象庁が発表する緊急地震速報

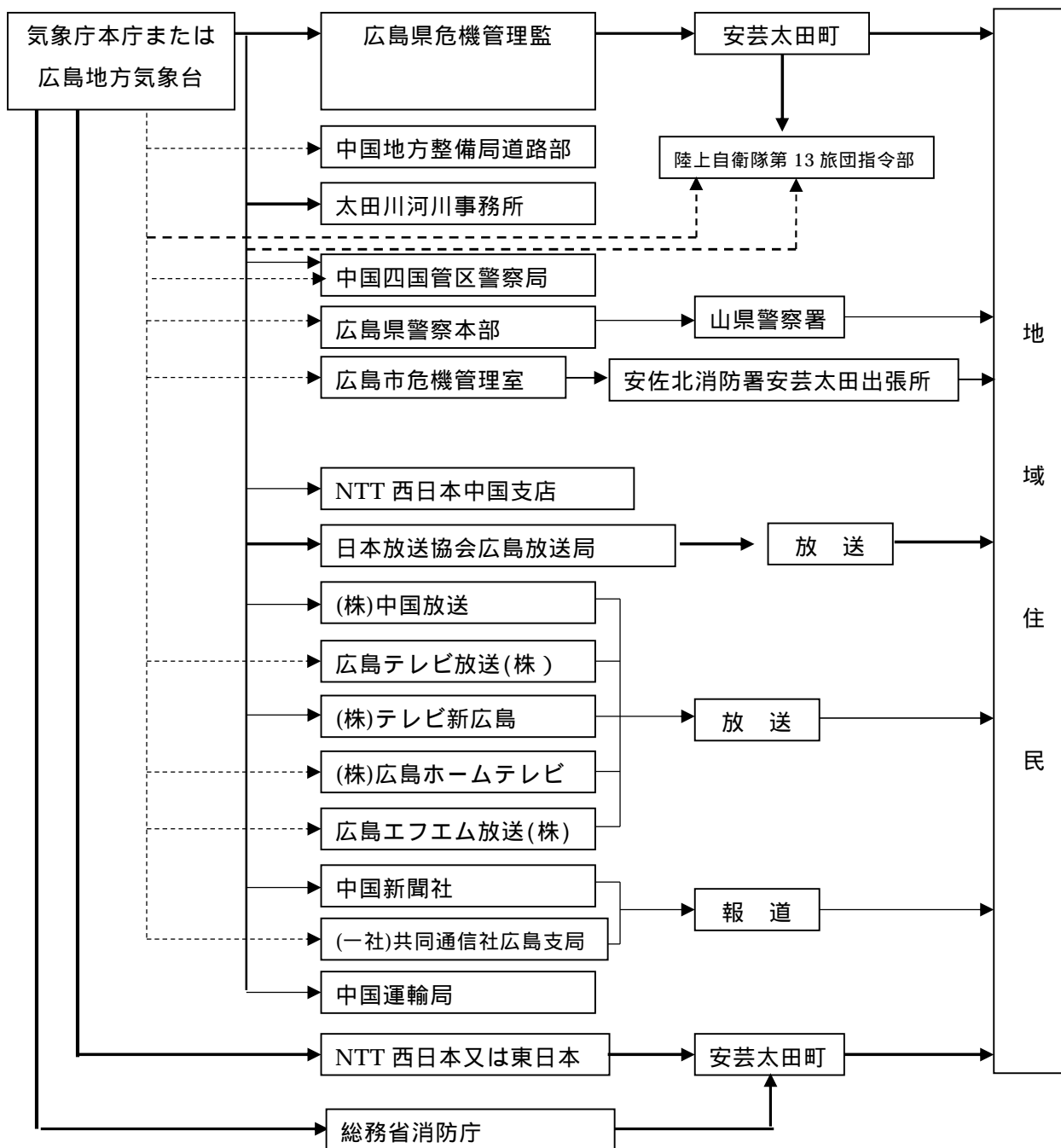
区分	発表基準
緊急地震速報（警報）	<p>地振動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。</p>

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前にこれから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

（3）気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

ア 広島地方気象台

広島地方気象台は、気象等の予防及び警報並びに土砂災害警戒情報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合、次の機関に通知する。



（注）1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、破線は専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）

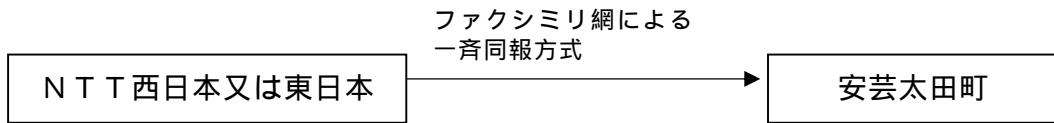
2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。

3 は、津波警報等（同解除を含む）のみオンラインにより伝達する。

4 「NTT 西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

イ 西日本電信電話株式会社

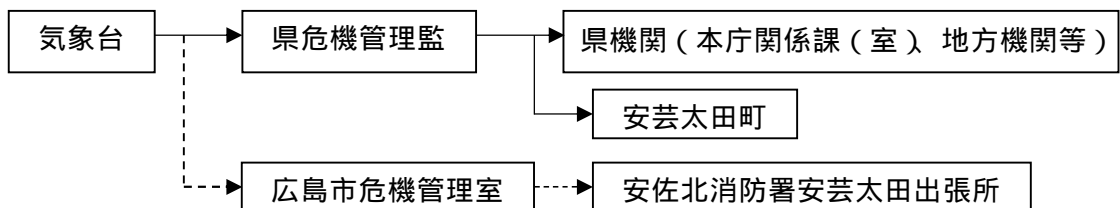
広島地方気象台等から通知を受けた警報は、次の経路によりNTT西日本又は東日本から伝達される。



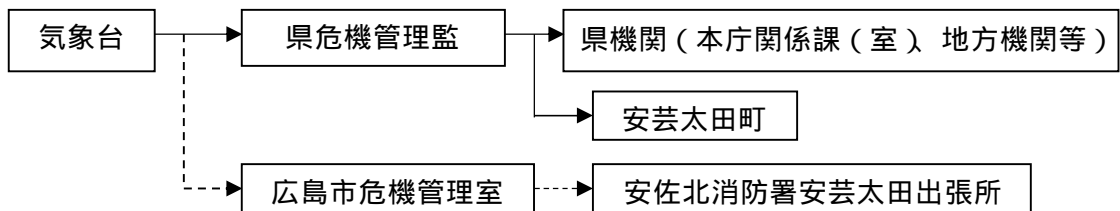
ウ 広島県及び広島市

広島地方気象台から通知を受けた気象等予報及び警報は、次により関係地方機関、安芸太田町及び安佐北消防署安芸太田出張所へ伝達される。

(ア) 注意報



(イ) 警報並びに土砂災害警戒情報



—————▶ 県総合行政通信網による一斉通報

- - - - -▶ 有線電話等による個別情報

- (注) 1 県災害対策本部を設置した場合は、「危機管理監」を「災害対策本部」と読み替える。
 2 現地本部が設置された場合の伝達は、災害対策本部が行う。
 3 土砂災害警戒情報が発表・解除された場合の伝達は、土木建築局砂防課が行う(関係機関のみ)

エ 安芸太田町

(ア) 前各号に定めるところにより気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の緊急性の高い情報等の通知を受けた場合は、防災行政無線(戸別受信機を含む。)により速やかに住民に周知し避難指示、高齢者等避難(以下「避難指示等」という。)の発表の判断に利用するものとする。

(イ) 常にラジオ、テレビ等に注意し気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の発表を知ったときは、関係機関と密接な連携をとり事後の情報の把握に努める。

オ 放送機関

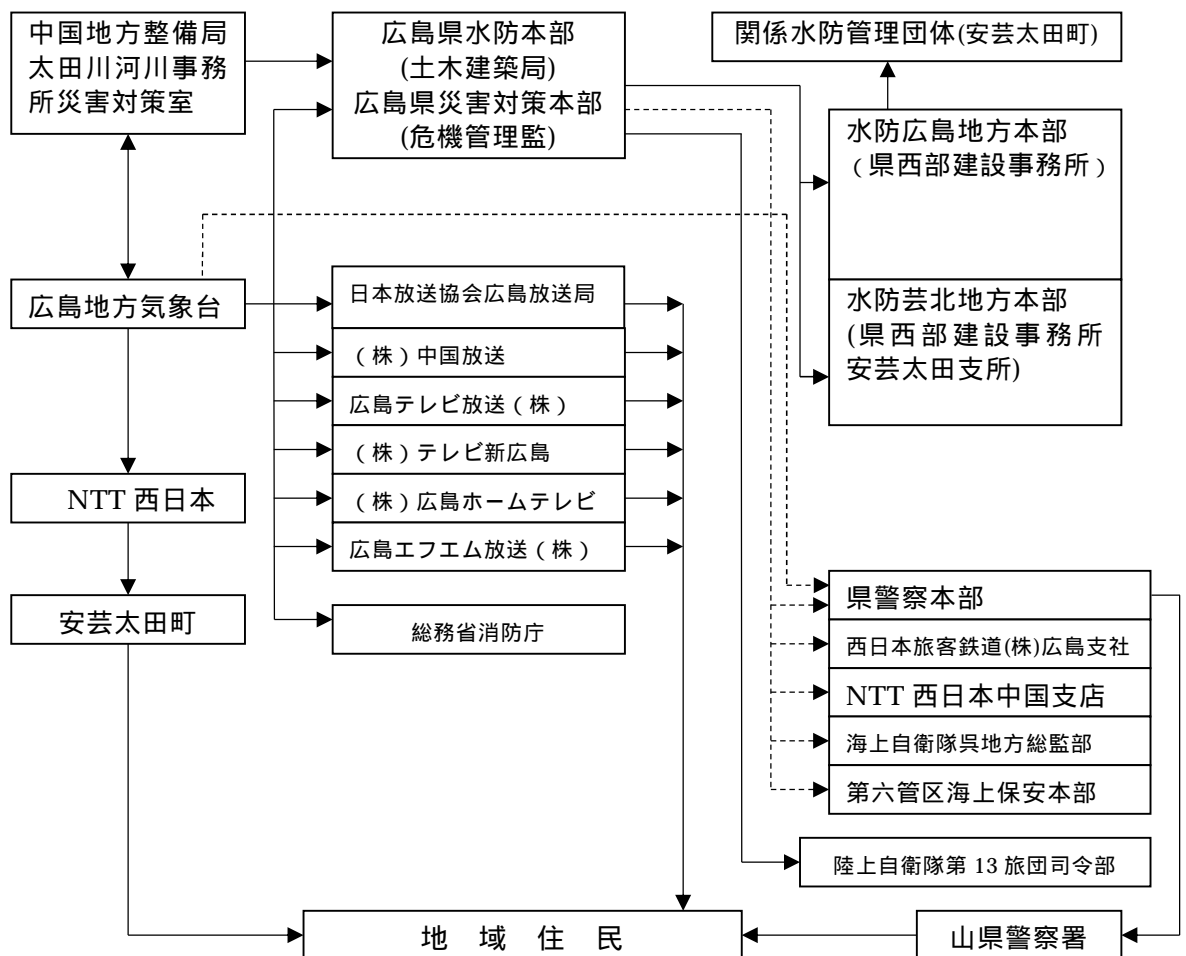
広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報は次により放送し住民に周知させる。

- (ア) 警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報については即時に放送を行う。
- (イ) 注意報については、定時ニュース等により速やかに放送を行う。

(4) 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同して発表する太田川水系洪水予報の伝達経路

ア 中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同して発表する太田川水系洪水予報は次の経路により伝達する。

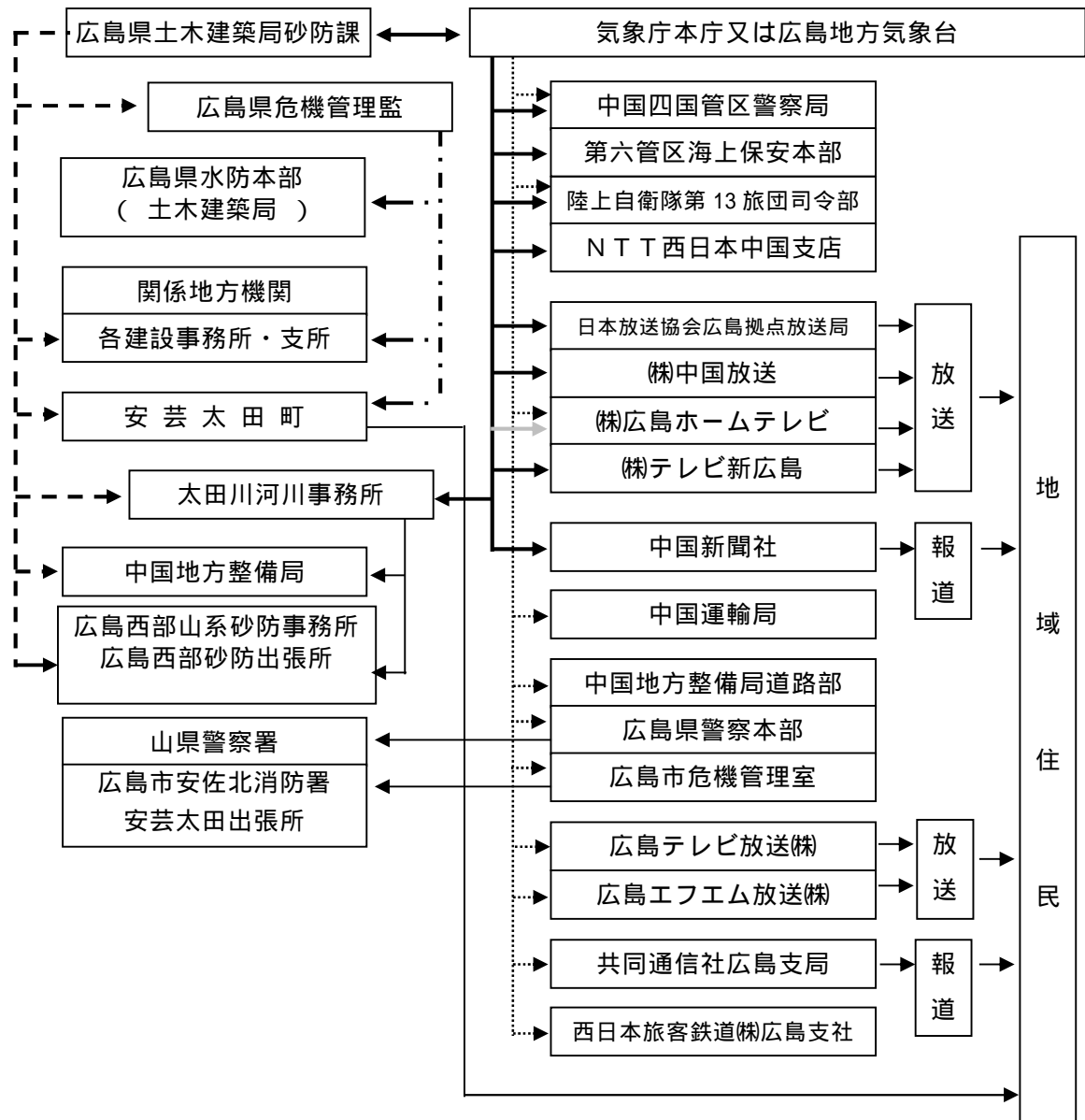
イ 放送機関は洪水予報を受けた場合、(3) - オにより住民に周知させる。



(注) は警報のみ伝達(洪水警報の通知により代える)

-----> は必要に応じて伝達

- (5) 土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条の規定により、広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の伝達経路
- ア 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報は次の経路により伝達する。
- イ 放送機関は、土砂災害警戒情報を受けた場合、(3)-オにより住民に周知する。



- 防災情報提供システム専用線
- . - 広島県防災情報システム
- - - FAX
- 専用線以外の副次的な伝達経路 (インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)
- 独自の手法

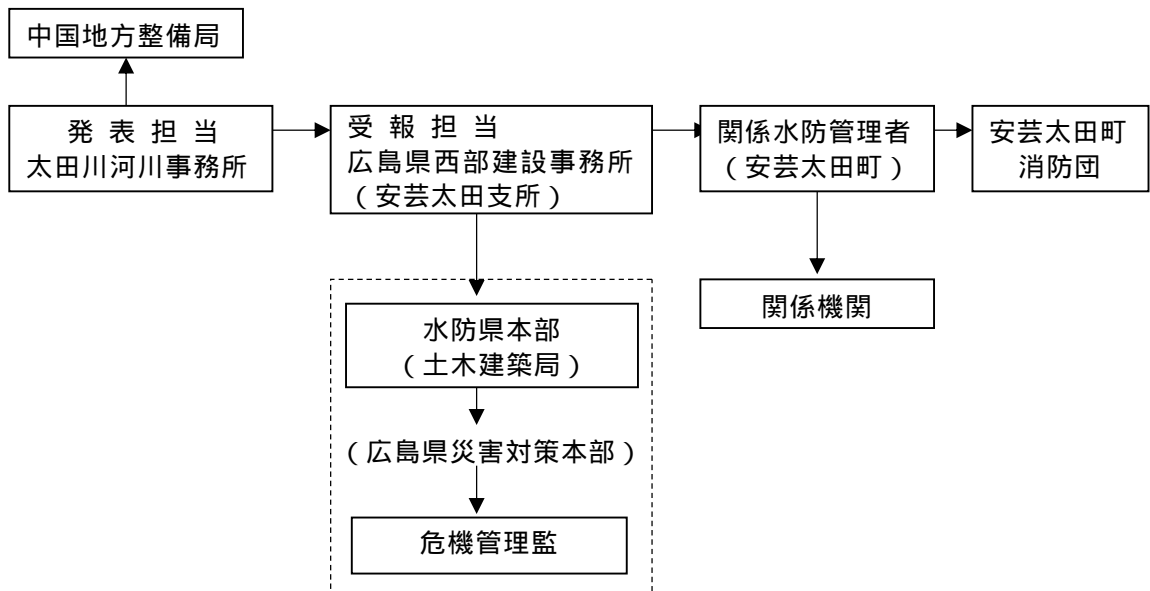
3 水防警報の伝達

(1) 発表責任者

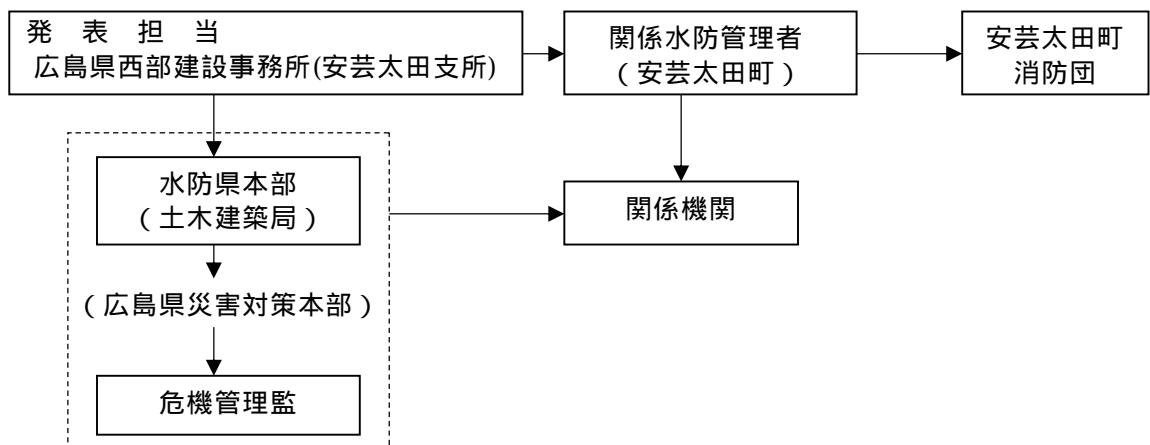
発表担当者	河川名等	法令名	摘要
国土交通大臣	国土交通大臣が指定した河川 太田川水系	水防法第10条 の4第1項	中国地方整備局災害対策計画により太田川水系及び小瀬川水系については太田川河川事務所が発表する。
県知事	知事が指定した河川	同上	各河川を管理する建設事務所(支所)が発表する。

(2) 伝達経路

ア 中国地方整備局太田川河川事務所の発表する水防警報の伝達



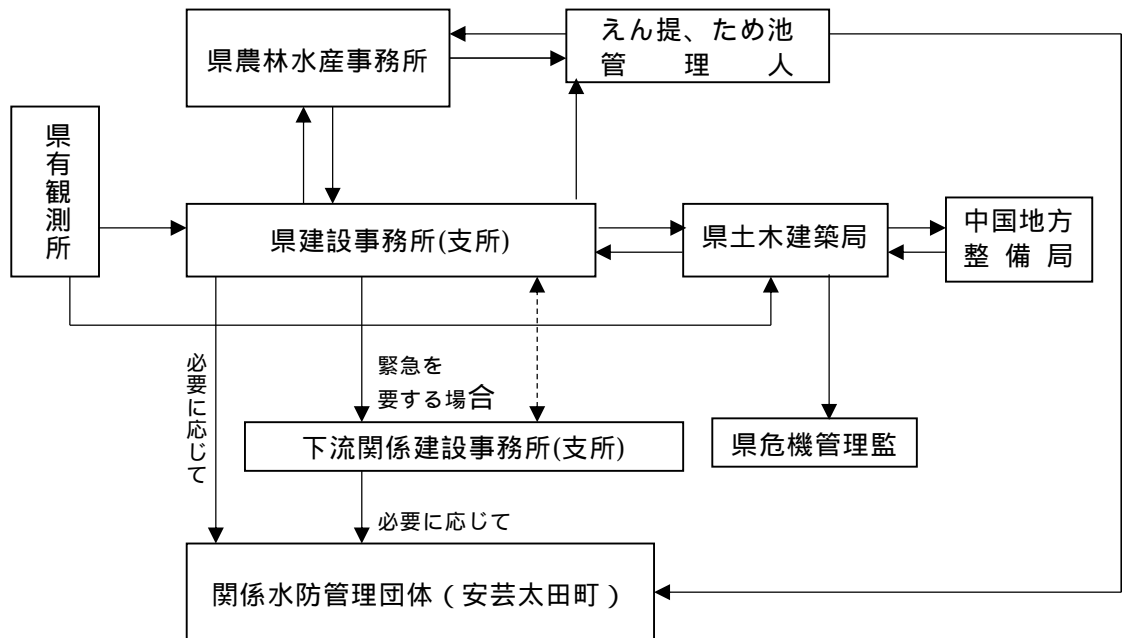
イ 広島県西部建設事務所(安芸太田支所)の発表する水防警報の伝達



4 水位の通報

(1) 県の設置している水位観測所の通報

水防管理者は、水防活動用気象等の予報の伝達を受けた場合に知事の定める通報水位を超える時あるいは洪水のおそれがあることを知った時は、水防計画に定めるところにより関係者に通報する。



(注) 1 災害対策本部を設置した場合は、「県危機管理監」を「災害対策本部」と読み替える。

2 水防本部を設置した場合は、「県土木建築局」を「水防本部」と読み替える。

(2) 水位等に係る情報の交換

水位及び雨量に係る観測所を設置している災害応急対策責任者は、応急対策上必要な範囲において相互に水位等の情報を交換する。

5 火災予防上の気象通報

(1) 気象の状況の通報

広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときはその状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は直ちにこれを安芸太田町に通報する。

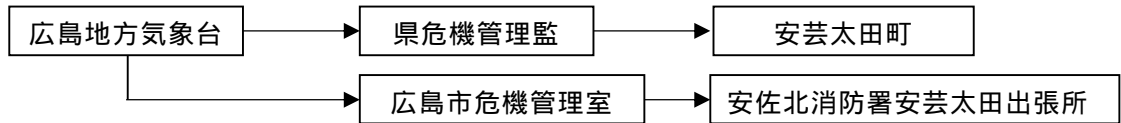
(2) 通報の具体的な基準

広島地方気象台が火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合にあっても降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(3) 通報の伝達経路

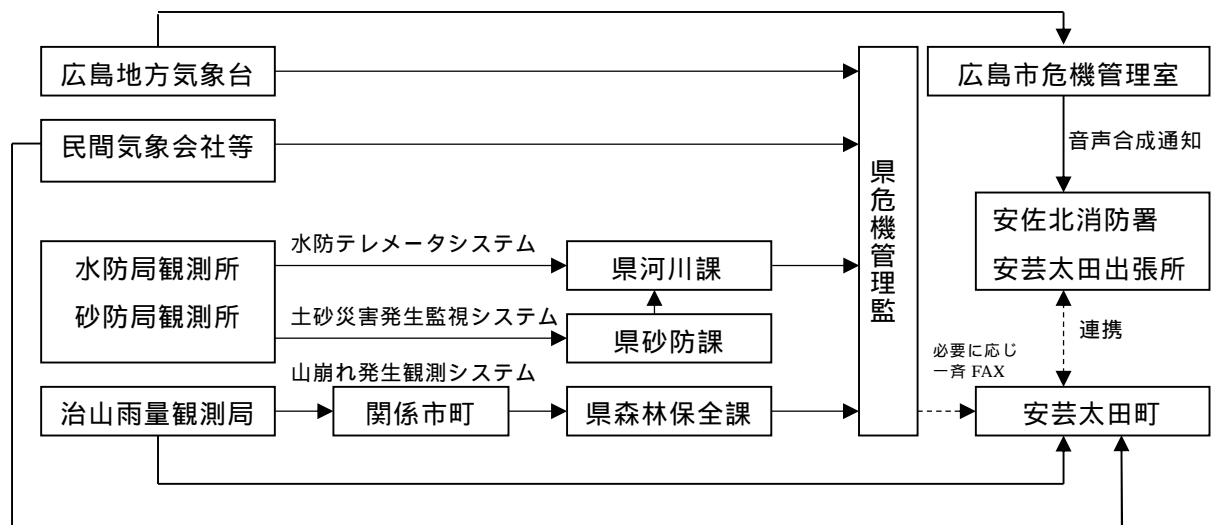
広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、次の経路により通報される。



6 伝達手段の多重化・多様化

(1) 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等を入力し、防災関係機関の災害対応に役立てるため次の経路により提供する。



(欄ウェザーニュース)

(2) 多様な伝達手段による気象情報等の提供

町は、住民等に対して気象情報、避難指示等が確実に伝わるよう防災行政無線(同報系)を活用するとともに、災害情報共有システム(L-アラート)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、広報車、半鐘、サイレン、テレビ(ワンセグを含む)、ラジオ、携帯電話(登録制メール、緊急速報メールを含む)、インターネット、ツイッター、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

また、太田川沿岸への避難情報等の伝達手段として、「温井ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定(平成18年3月1日締結)」における警報設備も活用するほか、必要に応じて防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図り、この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努めるとともに、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、地域の実情に応じてエリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

7 被害状況の把握

(1) 職員等の派遣

災害が発生した場合には、被害の状況を把握するため、速やかに職員及び消防団

員（以下「派遣職員等」という。）を災害現場に派遣させるものとする。

派遣職員等は、「被害状況連絡票」により速やかに被害の場所・発見時間・被害の内容・規模等を総務課（災害対策本部が設置された場合は、総務部）に報告するものとする。

（２）被害状況の取りまとめ

総務課（災害対策本部が設置された場合は、総務部）は、関係各課等からの災害発生報告及び被害状況報告に基づき、「被害総括表」により定期的に被害状況を取りまとめ、町長に報告するとともに災害応急対策及び災害復旧に資する。

8 災害情報の収集伝達

（１）通常の場合の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

（ア）基本法第54条第4項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた町長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

（イ）前項の場合において急施を要するときは、町長は県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他についてはその現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

イ その他の情報

災害応急対策責任者（町長）は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の大要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

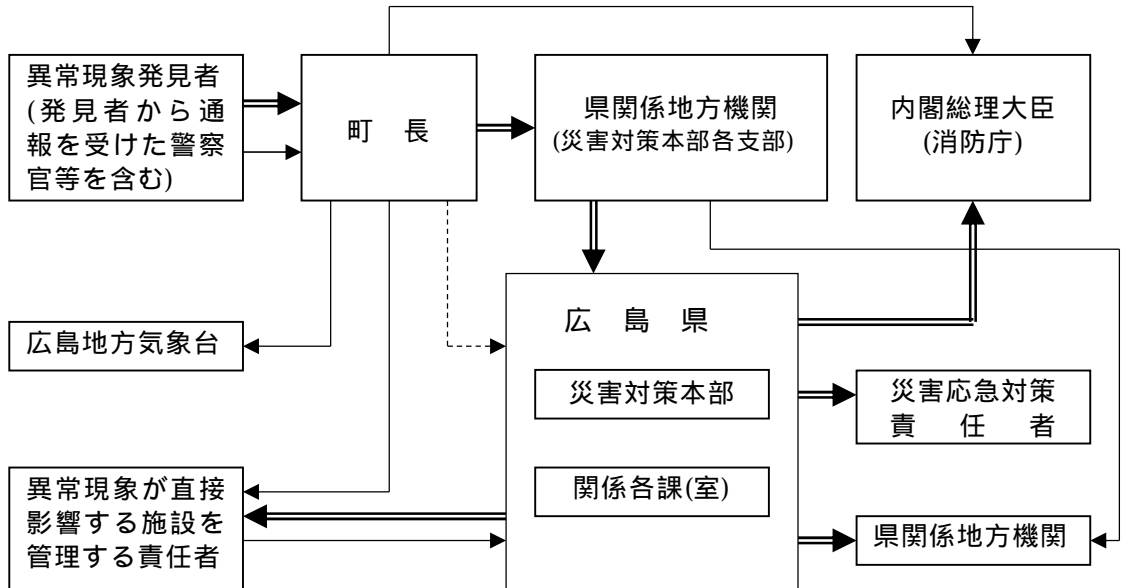
町長は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害状況の情報交換

町長及び町長以外の災害応急対策責任者は、自己の管理する施設が被害を受けたときは被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

(2) 県が災害対策本部を設置した場合の経路

県が災害対策本部を設置した場合の災害情報の収集伝達は、前項各号によるすべての情報を次の経路によって行うものとする。



- (注) 1 県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、町長が行う経路手続きを準用し、その旨をその異常現象発生地域の町長に通知する。
- 2 \longrightarrow は通常の場合の経路であり、 \longrightarrow は急施を要する場合で災害対策本部へ通知するいとまのない場合の経路である。
- また、 \dashrightarrow は、緊急を要する場合で、災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

9 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、町は基本法及びその他関係法令の規定に基づき県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

なお、町からの報告は原則として広島県防災情報システム(被害情報収集提供機能)を利用して行う。

また、町は、災害発生直後については被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、県に報告できない場合にあつては、直接内閣総理大臣(消防庁経由)へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、町は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生による町機能の喪失等により町が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は多様な手段を用いて直接情報収集に努めるものとする。

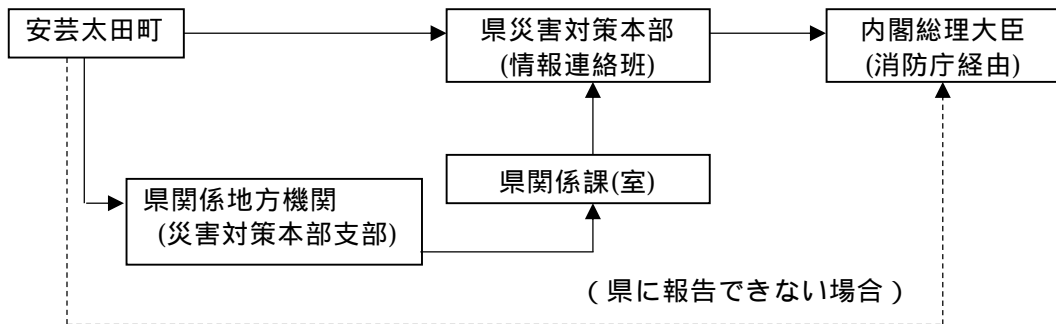
県及び町は、必要に応じ収集した被災現場の画像情報の鑑定及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼として次により県に報告する。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。(災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。)



内閣総理大臣(消防庁経由)への報告先(以下、この節において同じ)

回線別		区分	平日(9:30~18:15)	左記以外
			応急対策室	宿直室
NTT回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話		釧18-048-500-90-49013	釧18-048-500-90-49101~49103
	FAX		内線指定-8-048-500-90-49033	内線指定-8-048-500-90-49036

イ 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として「災害発生報告」により行う。

ウ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣(消防庁経由)とする。

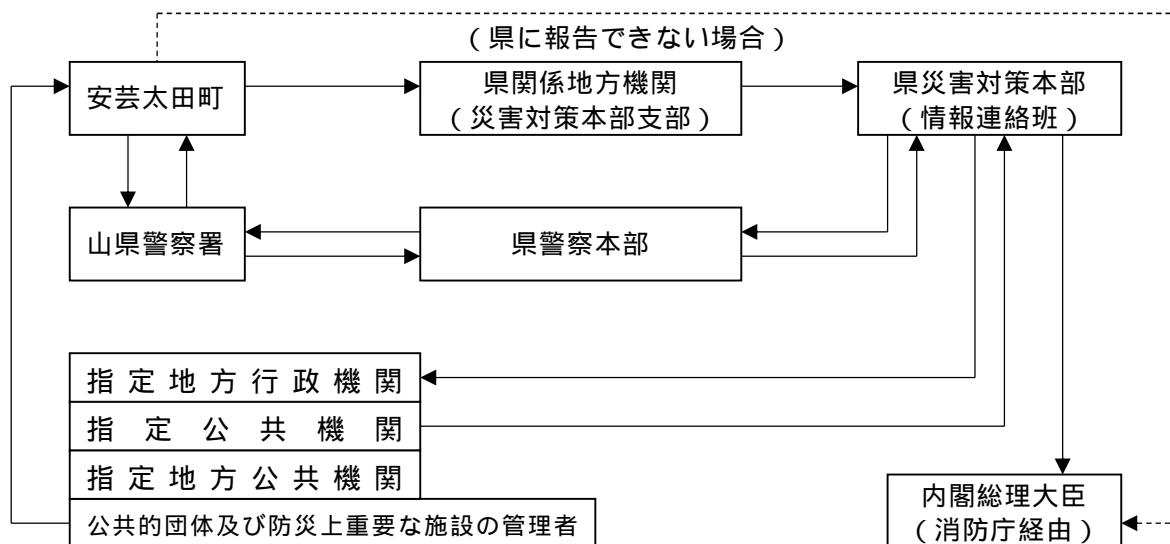
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告は、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。(災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。)



イ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

県に報告できない場合には、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に被害状況の報告をする。

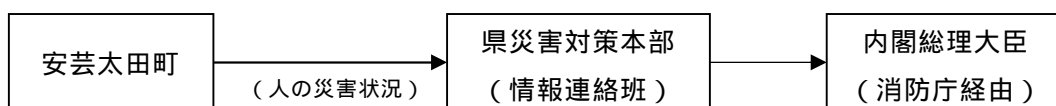
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行うものとする。

(3) 人の被害についての即報

町は、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して速やかに県災害対策本部(災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監)に伝達する。

人的被害の数(死者・行方不明者数)については、県が一元的に集約・調整を行うものとする。その際、県は関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は関係機関との連携のもと整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には町等と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携のうえ安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該町の区域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

1.1 関係機関との情報交換

県及び防災会議を構成する各関係機関と緊密な連絡をとり、相互に被害状況等の情報交換を行うよう努めるものとする。

なお、現地情報連絡員の派遣等に関する協定は次のとおり。

- ・国土交通省中国地方整備局「災害時における情報交換に関する協定（平成23年7月5日締結）」

第4節 通信運用計画

1 目的

この計画は、災害発生時における通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網、町防災行政無線等の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有無線通信施設等の適切な利用により非常通信の確保を図ることを目的とする。

2 広島県総合行政通信網等の利用

広島県総合行政通信網の利用により災害時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。広島県総合行政通信網は、県庁と各市町及び消防本部とを衛星系回線及び地上系回線（補完系）で構成した通信網である。

災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、災害対策本部と災害対策支部及び市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

また、この通信網は災害時には優先的に通信を確保するため通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会を中心とする関係機関の無線施設を利用する。

3 防災行政無線（同報系）の利用

町内公共機関及び各世帯等に戸別受信設備が設置・貸与されているほか、役場本庁等6か所に屋外拡声子局が設置されている。

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、防災行政無線（同報系）を活用し住民等への情報連絡の確保を図るものとする。

4 防災行政無線（移動系）の利用

消防団の各部及び役場本庁並びに各支所に防災行政無線（移動系）が配備されている。

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、防災行政無線（移動系）を活用し消防団等との連絡や災害対策本部、災害対策支部及び現地災害対策本部との通信の確保を図るものとする。

5 アマチュア無線の利用

アマチュア無線局は設置者も多く災害時において通信手段が途絶した際には、緊急時の連絡方法として重要であるので町内のアマチュア無線局の実態を把握し、その利用についても協議しておく。

6 衛星携帯電話等の整備

県と町は、地震災害による通信網の途絶や輻輳に備え衛星携帯電話等を整備し、災害対策本部間の連絡手段を確保する。

7 通信施設等の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の

責務を有する。また、応急災害復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて協力を要請するものとする。

町は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて中国総合通信局に応急調達を要請する。

また、町は災害発生による通信設備の電源供給停止時の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて中国総合通信局に移動電源車の派遣を要請する。

8 通信施設の機能確認及び運用訓練

災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に通信施設の機能確認を実施するとともに平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

9 通信応急対策

(1) 災害時優先電話の活用

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので次のような方法により確保する。

ア 加入電話の優先利用の申込み

町は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」としてあらかじめN T T西日本に申込みを行い承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにN T T西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

申込先	申込みダイヤル番号
116 センタ	「116」

イ 非常・緊急電報の申込み

町は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申込みを行う。

申込先	申込みダイヤル番号
116 センタ	「116」

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

町は、災害救助法等が適用された場合等に避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
N T T西日本中国支店設備部災害対策室	082 - 511 - 1377

エ 臨時電話（有償等）の申込み

町は、必要に応じ30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

区分	申 込 先	申込みダイヤル番号
固定電話	116 センター	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120 - 680 - 100

第5節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1 目的

大規模災害時には、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難となること、あるいは孤立集落が生じることが予想されることから、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合には、県に県防災ヘリコプターへの派遣を要請する等、機動性に優れたヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策について定める。

2 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被害状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

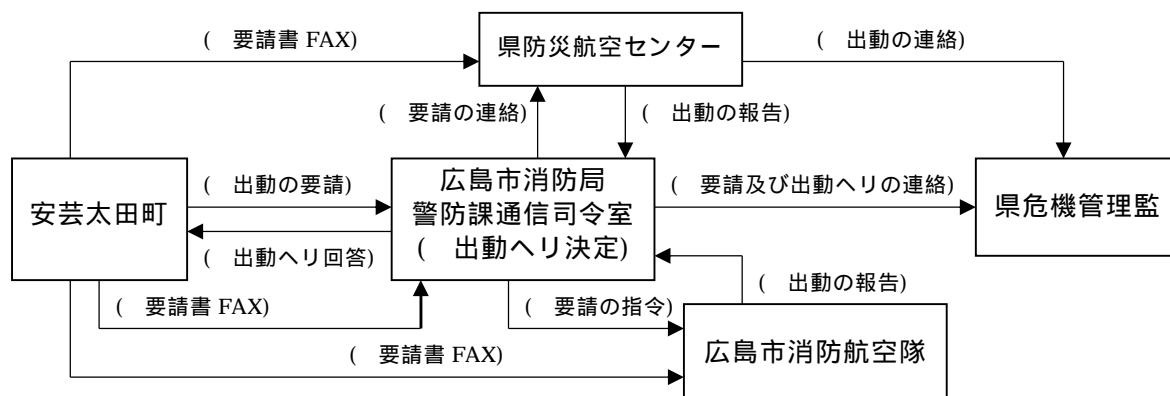
3 活動拠点の確保

町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、防災活動の拠点となる臨時ヘリポート等を「見入ヶ崎町民スポーツ広場」、「杉の泊ホビーフィールド」、「筒賀多目的スポーツ広場」、「深入山グリーンシャワー多目的広場」、「正地ヘリポート」、「猪山広場」、「平見谷ヘリポート」等に確保する。

4 支援要請の方法

町長は、災害の状況等により公共性、緊急性、非代替性を勘案しヘリコプターによる支援が必要と判断した場合は、「広島県内航空消防応援協定書(平成2年4月1日施行)」等に基づき、県又は広島市にヘリコプターの出動を要請する。

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。



5 各機関への出動要請

(1) 自衛隊


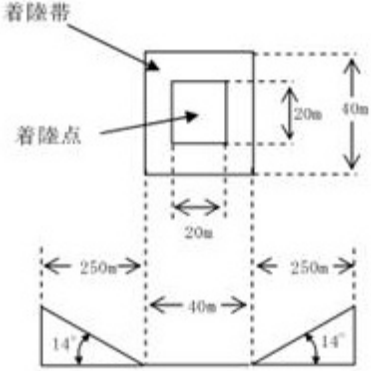


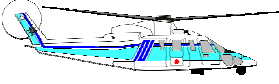


自衛隊のヘリコプターの支援要請については、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

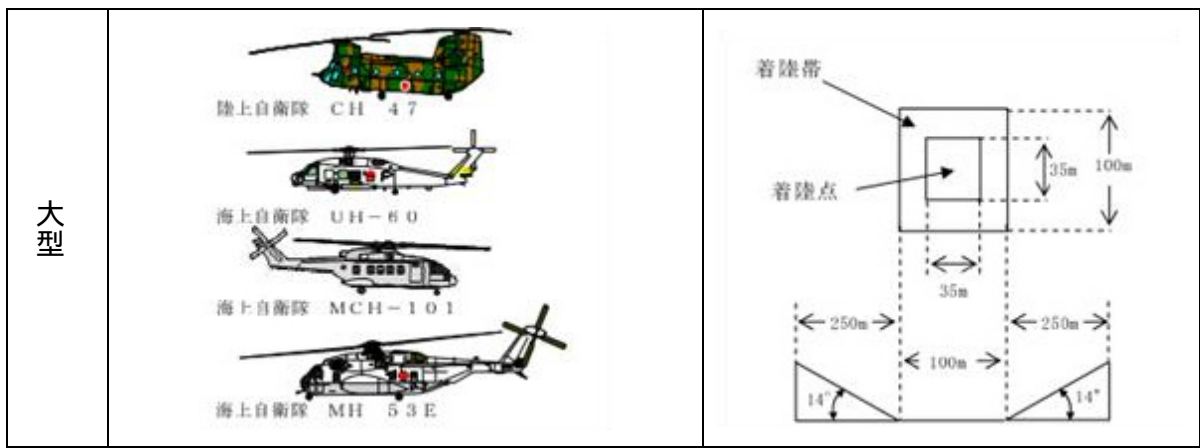
(2) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(総務省消防庁)」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(平成8年7月18日締結)」等に基づいて応援要請をする。

6 臨時ヘリポートの設定基準

(1) 臨時ヘリポートの設定基準(地積)は、次のとおりである。

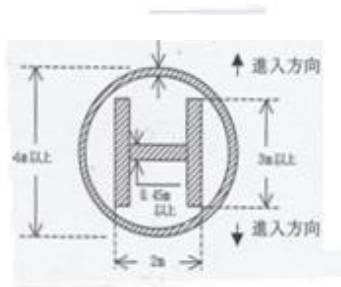
区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	認定基準(地籍)
小 中 型	 広島県防災航空隊 TH700AV139	
	 広島市消防航空隊 AS365N3	
	 広島県警察航空隊 AS365N2	
	 海上保安庁広島航空基地シコルスキー S76D	
	 陸上自衛隊 OH-6	
	 陸上自衛隊 UH-1	



(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした場合は、次の事項に留意して受入れ体制に万全をきすこと。

- ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂塵の舞い上がるおそれがあるときは十分に散水しておく。
また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。
- イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。
- ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに事前に派遣部隊等と調整をすること。
- エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てる。これが準備できない場合でも、航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。
- オ 着陸地点には次の図を標準としたHを表示する。



斜線内は通常白色(石灰)
積雪時は赤色とする。

- カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、広島県災害対策本部(危機管理監)及び施設等管理者に連絡すること。
- ク 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

この計画は、災害が発生し又はまさに発生しようとしているとき、町の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に町長が必要と認める場合に実施する自衛隊の災害派遣要請の要求について必要事項を定めることを目的とする。

2 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求するに当たっての対象となる応急対策の範囲は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消 防
- (4) 水 防
- (5) 人員及び救助物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 救護物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長及び警察官がその場にはいない場合に限り次の町長の権限を行うことができる。この場合において、当該町長の職権を行ったときは直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 町の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被害工作物等の除去等
- (4) 町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

4 災害派遣要請の手続等

- (1) 要請にあたっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく所定事項を記載した文書によって要請する。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部(防衛班)

電話 082-822-3101 内線 2410

(夜間・土日・祝日等)内線 2900(当直)

(イ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令部

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1
司令部防衛部

電話 092-581-4031 内線 2348

092-581-4036(当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県

県危機管理監 危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783~2786

(直通)082-511-6720、082-228-2159

(イ) 大阪航空局広島空港事務所

三原市本郷町善入寺64-34

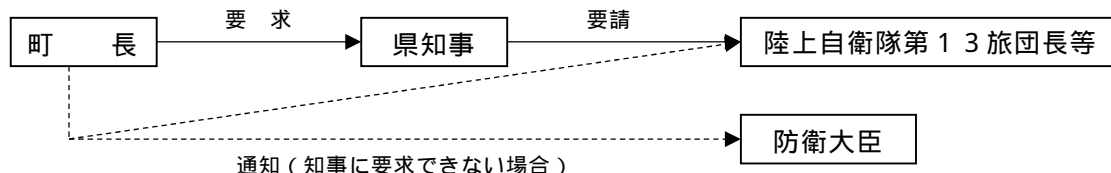
電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣要請の要求等

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 町長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第13旅団長等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等はその事態に照らし、特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められるときは自主派遣等を行うことができる。

ウ 町長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。



6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、第3章第3節の8「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

7 災害地における調整

町長は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害時における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。

8 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、町長は派遣部隊の受入れ体制を整備するとともに必要に応じて派遣部隊との連絡に当たる職員を現地に派遣する。
- (2) 災害派遣を依頼した町長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が町と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救護目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定（第3章第5節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救護活動との重複を避け、最も効果的な救護活動が分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事に報告する。

9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費はそれぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

10 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

自衛隊分再掲：臨時ヘリポートの設定基準（地積）

区分	設定基準（地積）	ヘリコプターの型式
小中型	<p>Diagram showing the layout for small and medium helicopters. The landing zone (着陸帯) is 40m wide and 40m high. The landing point (着陸点) is 20m wide and 20m high. The landing zone is 20m from the top and bottom edges of the landing point. The landing zone is 14 degrees from the horizontal. The landing zone is 250m from the left and right edges of the landing point.</p>	<p>陸上自衛隊 OH - 6 (小型)</p> <p>陸上自衛隊 UH - 1H (中型)</p>
大型	<p>Diagram showing the layout for large helicopters. The landing zone (着陸帯) is 100m wide and 100m high. The landing point (着陸点) is 35m wide and 35m high. The landing zone is 35m from the top and bottom edges of the landing point. The landing zone is 8 degrees from the horizontal. The landing zone is 250m from the left and right edges of the landing point.</p>	<p>陸上自衛隊 CH - 47</p> <p>海上自衛隊 UH - 60</p> <p>海上自衛隊 MH - 53E</p>

第7節 相互応援協力計画

1 方針

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは十分な応急措置ができない場合には、県や他の防災関係機関や他の都道府県等の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

町は必要に応じて、県、県内の市町及び他の機関に協力を要請し応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 知事等に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し原則として次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

この要請は、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは口頭又は電話等迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員

ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ その他必要な事項

なお、町内において大規模災害が発生した場合、知事は直ちに町災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、町が災害応急対策を実施するための応援を求めた場合又は応援を行う必要があると認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら必要な支援を行う。

(2) 他の市町長に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に対し応援を求めるものとする。応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

また、災害時の相互応援に関する協定以外の場合にも、国と協力し「応急対策職員派遣制度」に基づき、他の地方公共団体による被災地市町への応援に関する調整を実施するものとする。

(3) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

町長は、基本法第29条に基づき災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定地方公共機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、基本法第30条に基づき、知事に対し指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

ア 町長が直接派遣を要請する場合は次の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- （ア）派遣を要請する理由
- （イ）派遣を要請する職員の職種別人員数
- （ウ）派遣を必要とする期間
- （エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （オ）その他職員の派遣について必要な事項

イ 町長が知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- （ア）派遣のあっせんを求める理由
- （イ）派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- （ウ）派遣を必要とする期間
- （エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （オ）その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

（4）緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

町長は、大規模災害により自町の消防力および県内応援隊だけでは対応できず大規模な消防の応援等をうける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊県受援計画」に基づき、速やかに知事に当該応援が必要である旨の連絡を行うものとする。

（5）警察災害援助隊の援助

県内警備力をもって災害に対処することができない場合、県公安委員会が警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害援助隊等の援助要請を行う。

（6）相互応援協定等の締結

本町は、既に次の相互応援協定を締結している。

ア 広島県内広域消防相互応援協定（昭和62年10月1日施行）

イ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定（平成8年12月2日施行）

災害時に応急対策が円滑に実施できるよう、今後も他の関係機関と相互応援に関する協定等を締結するとともに共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

（7）応援要員の受入体制

災害応急対策を実施するに際して町外から必要な応援要員等を導入する場合、町長は、これらの要員や資機材の受入れについて必要な準備、あっ旋を行うものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮するものとする。

（8）応急措置の代行

県は、災害の状況により指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を町に代わって行うものとする。

国は、被災により町及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を町に代わって行うものとする。

（9）被災地への職員の派遣

町は、職員派遣に備え災害対応業務ごとにあらかじめ派遣職員名簿を作成する等して、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市町職員の人材育成を通じた災害対応能力の向上につながることから積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

国及び地方公共団体は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第8節 防災拠点に関する計画

1 目的

この計画は、大規模災害時における災害対策活動の拠点を整備し救援物資の集積等の拠点を指定配置するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災拠点施設

（1）防災拠点施設の指定

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

災害対策活動拠点	安芸太田町役場本庁及び各支所
避難対策拠点	各小・中学校、集会所等
救援物資集積拠点	戸河内ふれあいセンター 加計体育館
医療救護拠点	安芸太田病院 戸河内診療所
輸送拠点（ヘリポート）	見入ヶ崎町民スポーツ広場等

（2）施設の機能

ア 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能

災害に備え被災者用物資として毛布や非常食料等、また、救助用資機材としてバールやハンマー等を備蓄。

イ 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に町内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地へ搬送。

ウ 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時には遠隔地からの救援部隊の集結場所となる。また、救援部隊の待機・休息スペースを確保。

（3）防災拠点施設の整備

ア 災害対策活動拠点及び避難対策拠点等に計画的に食料、生活必需品等の備蓄、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

イ 避難路となる歩道、避難場所、避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への手すり等の設置を推進する。

ウ 災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点への移動系無線等連絡手段の整備を推進する。

3 救援拠点

（1）拠点の指定及び開設

防災拠点施設を補完し被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、町は既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

ア 救援物資輸送拠点

町外から送られてくる大量の救援物資の受入れ及び搬送のための拠点とする。

イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

(2) 拠点施設の運営

ア 救援物資集積・搬送拠点

町が運営するものとするが、必要によりボランティア、自主防災組織等の協力を得て運営するものとする。

イ 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、自衛隊において独自に計画運営を行う。

4 耐震化の推進

災害対策本部が置かれ災害時の拠点となる町庁舎、避難施設となる学校その他の公共施設、また災害時に医療活動の拠点となる安芸太田病院・戸河内診療所においては、耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事を行い耐震化・不燃化を図るものとする。

第9節 災害応急救助計画

1 目的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は町長がその町内の住民、団体の協力を得て第一時的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法適用

(1) 趣旨

町長は、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合には、知事に災害救助法の適用を申請し、同法に基づく次の応急救助の実施を求め被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生する恐れがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ケ 学用品の給与

コ 埋葬

サ 遺体の搜索及び取扱い

シ 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は次のいずれかに該当する場合に適用される。

(ア) 町の区域内の住家滅失世帯数が30世帯数以上であること。(1号基準世帯数)

(イ) 県の区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町の区域内の住家滅失世帯数が15世帯数以上であること。(2号基準世帯数)

(ウ) 県の区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、町の区域内の住家滅失世帯数が多数である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたこと。

イ 災害が発生する恐れがある場合、災害救助法は次のすべてに該当する場合に適用される。

(ア) 災害が発生する恐れがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により被害を受けるおそれがあること。

(注) 滅失世帯数の算定

上記からの滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 町における災害が前記(2)のいずれかに該当し又は該当する見込みがあるときは、町は直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、町からの情報提供又は要請に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国(内閣府)から必要な助言を受けて災害救助法の適用を決定し、国(内閣府)へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間	備 考
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から 20日以内に着工 供与期間 完成の日から 2か年以内	1 基準面積 平均一戸当たり 29.7㎡ 2 内閣総理大臣の承認により期間延長あり
避難所設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から 7日以内	内閣総理大臣の承認により期間延長あり
炊き出しその他 による食品の供 与	1 避難所に受入れた者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	災害発生の日から 7日以内	同上
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から 7日以内	同上

被服、寝具、その他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上 浸水等により、生活上必要な 被服、寝具、その他生活必需品 を喪失又はき損し、直ちに 日常生活を営むことが困難 な者	災害発生の日から 10日以内	同上 対象品目 ア 被服、寝具及び身の 回り品 イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料
医 療	医療の途を失った者	災害発生の日から 14日以内	内閣総理大臣の承認に より期間延長あり
助 産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分娩した者で あって災害のため助産の途 を失った者（出産のみなら ず、死産及び流産を含み助産 を要する状態にある者）	分娩した日から 7日以内	内閣総理大臣の承認に より期間延長あり
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から 3日以内	同 上 期間内に生死が明らか にならない場合は以後「遺 体の捜索」として取り扱う
被災した住宅の 応急修理	住家が半壊（焼）若しくはこ れらに準ずる程度の損傷を 受け、自らの資力により応急 修理をすることができない 者	災害発生の日から 3か月以内 （ただし、国の災害 対策本部が設置さ れた場合は、災害発 生の日から6か月 以内に完了）	内閣総理大臣の承認 により期間延長あり
学用品の供与	住家が全壊（焼）、流失、半 壊（焼）、又は床上浸水によ り学用品を喪失又はき損し、 就学上支障のある小学校児 童及び中学校生徒	災害発生の日から （教科書）1か月以 内 （文房具及び通学用 品）15日以内	教科書には、教育委員 会に届け出、又はその承 認を受けて使用してい る教材を含む
埋葬	災害の際死亡した者（実際に 埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から 10日以内	埋葬の範囲 ア 棺（付属品を含む） イ 火葬又は土葬（賃金 職員等雇上費を含む） ウ 骨つぼ及び骨箱
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ 周囲の事情によりすでに死 亡していると推定される者	災害発生の日から 10日以内	内閣総理大臣の承認に より期間延長あり

遺体の取扱い	災害の際死亡した者	災害発生の日から 10日以内	遺体の取扱いの範囲 ア 遺体の洗浄縫合、消毒等の措置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から 10日以内	内閣総理大臣の承認により期間延長あり

救助の種類	対 象	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の取扱い 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師及び歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間内	

（5）町長への委任

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任する。

県から、市町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から町に通知することにより行うとともに、町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、町において事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服，寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の搜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき，県及び町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して，県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

3 避難

(1) 趣旨

災害未然防止のための避難誘導及び避難した者の保護のため、必要となる指定緊急避難場所の開設等について明記し生命・身体・財産の保全を図る。

(2) 避難の指示

ア 避難等の指示権者

(ア) 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合	立退き、立退き先又は緊急安全確保を指示する。	災害対策基本法第60条第1項
知 事	同上的場合 災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	同 上	災害対策基本法第60条第5項
警 察 官	同上的場合 町長が指示できないとき又は町長が要求したとき	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法第61条
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第63条第1項
警 察 官	同上的場合 町長又は委任を受けた町の職員が現場にいないとき又は町長等が要求したとき	同 上	災害対策基本法第63条第2項
自 衛 官	同上的場合 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき	同 上	災害対策基本法第63条第3項

（イ）その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域から退去を命令	消防法 第28条第1項
警 察 官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同 上	消防法 第28条第2項
水防団長 水防団員 消防機関に 属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合	同 上	水防法 第21条第1項
警 察 官	同上の場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同 上	水防法 第21条第2項
知事、その命を受けた 県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	水防法第29条
知事、その命を受けた 県 職 員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	地すべり等防止法 第25条
警 察 官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれがある者を避難させる	警察官職務執行法 第4条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合	同 上	自衛隊法第94条

イ 避難の指示

- (ア) 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難の指示を発し避難させる。
- (イ) 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合には、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。
- (ウ) 町長が旅行等により不在の場合は、避難指示等の発令が遅れることがないよう次の順位によりその職務を代理する。

- ・第1位 副町長
- ・第2位 総務課長

ウ 避難指示等と避難行動

基本的な考え方としては、町長は避難指示等では住民へ指定緊急避難場所等への立退き避難を求める。事態が切迫している場合や災害が発生するおそれがきわめて高い状況において、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に避難指示（緊急）を発令する。また、災害発生情報は災害が実際に発生している状況を把握した場合に、可能な範囲で命を守るための最善の行動を指示する。

災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者・施設管理者等がとるべき行動を5段階に分け、避難指示等の「行動を居住者等に促す情報」及び防災気象情報等の「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にするとともに、それぞれ警戒レベルにより関連付けを行い、居住者・施設管理者等が出された情報からとるべき行動を理解しやすいものとし、主体的な避難行動を支援する。警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報とを関連付けるものであり、各警戒レベルに対応する行動と情報は次表のとおりである。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に非難することが望まれる。

【避難情報等と居住者がとるべき行動（警戒レベルの詳細）】

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ● 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ➤ ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にと

	<p>ることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発令される状況：災害のおそれ高い ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発令される状況：災害のおそれあり ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ➢ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発表される状況：気象状況悪化 ● 居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ● 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

警戒レベルの一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 ¹
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 ^(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ²	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれあり	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

- 1 町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
- 2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

### 「危険な場所から全員避難」の解釈

警戒レベル3及び警戒レベル4の「居住者等がとるべき行動」の表記については、可能な限り「危険な場所から」という表現を付すものとする。これは、単に「全員避難」では必ずしも指定緊急避難場所等に立退き避難する必要がない居住者等までそのような行動をとってしまうおそれや、「住民全員避難」という漠然とした呼びかけと受け止められ、情報に対する信頼感を損ねるおそれがあるためであり、この表現を付すことで危険な場所にいる人が避難すべきであることを明確にする。

また、警戒レベル4 避難指示で居住者等がとるべき行動として「危険な場所から全員避難」というフレーズを推奨しているが、以下のように解釈する。

- ・「危険な場所」とは、「災害リスクのある区域等」のうち、立退き避難が必要であると考えられる場所のこと
- ・「全員」とは、「危険な場所」にいる居住者等のこと
- ・「避難」とは、「立退き避難」のこと

あわせて、「屋内安全確保」を促したい場合には、「自宅が安全なら屋内安全確保」等のフレーズを合わせて用いる。

【警戒レベルの警戒レベル相当情報の一覧】

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
				水位情報がある場合 (下段：国管河川の警戒危険度分布※1)	洪水等に関する情報 水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず実施されるものではありません)	氾濫発生情報 (危険度分布：黒) (注意している可成り)	大雨特別警報 (浸水警報)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮に 関する情報 高潮氾濫発生情報※5
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (令和3年の改正 以降の避難指示の タイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫) (注意危険な状況に 注意)	危険度分布が紫 (※4)	土砂災害警戒情報 (危険度分布：紫) (※4)	高潮特別警報 高潮警戒情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤) (注意特別な状況に 注意)	洪水警戒 危険度分布：赤 (※4)	大雨警戒(土砂災害) 危険度分布：赤 (※4)	高潮警戒に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄) (注意)	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報				

市町村は、警戒レベルの相当情報(他、暴風や日没の時刻、堤防や護岸等の施設)に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

上段赤字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村が自ら増強している情報)  
下段赤字：第時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら増強する必要のある情報)

※1)HP上に公表している国管河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。  
※2)水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これをまとめて大雨特別警報(浸水警報)の対象としている。  
※3)水位周知海岸線に於いて都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位が上昇してからの警戒レベル5に相当する情報(市町村が自ら増強している)と併せて発表される。  
※4)「大雨警戒(土砂災害)・洪水警戒(土砂災害)の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。  
※5)高潮警戒は、高潮により氾濫に危険が及ぶおそれがあると思われる場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の低気圧(台風)により高潮になると予想される場合に高潮警戒(高潮特別警報)として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。  
(注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警戒(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害警戒情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

- (ア) 避難指示等は、実施者、避難すべき理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし指定緊急避難場所はあらかじめ選定しておく。
- 町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
- (イ) 町は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するのための情報の収集方法等について定めておく。
- (ウ) 町は、土砂災害警戒区域等あらかじめ危険が予想される地域について避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。
- (エ) 町は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし住民に周知徹底しておく。
- (オ) 町は、避難指示及び緊急安全確保のほか一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対してその避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。
- 発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）必要に応じ高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (カ) 町は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における早めの高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- (キ) 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者毎に取るべき避難行動が分かるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- (ク) 町は、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- (ケ) 避難指示等を発令した場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での待避等を行なうべきことについて日頃から住民等に周知徹底に努めるものとする。
- (コ) 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- (サ) 町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、判断

基準を明確にし、「どの地域の」「誰に」「どういったタイミングで」「どのような手順で」「どのような経路を通じて伝達するか」を定めた避難指示等の判断・伝達マニュアルを整備し、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行う等災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとし、県は、マニュアルの作成及び見直しについて町と積極的に連携し支援するものとする。

(シ) 学校、保育所、幼稚園、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、町長が避難指示等を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ町長と協議して避難計画を作成しておく。

(ス) 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

エ 避難指示等に係る助言

町長は、避難指示等をしようとする場合において必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに連絡先の共有を徹底しておく等必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、町が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

また、国及び県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう町に積極的に助言するものとする。

国及び県は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

オ 避難指示等の解除の際の助言

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において必要があると認めるときは、国又は県に対し当該解除に関する事項について助言を求めることができる。この際の連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに連絡先の共有を徹底しておく等必要な情報を整えておくものとする。

この場合において、助言を求められた国又は県は、町が適切な時期に避難指示等を解除できるよう必要な助言をするものとする。

区分	連絡調整窓口		電話番号・FAX番号
土砂災害 関係	広島県危機管理監 危機管理課		電話 082-513-2786 FAX 082-227-2122
浸水災害 関係	国管理区間	太田川河川事務所 調査設計第一課	電話 082-222-9245 FAX 082-222-2432
	県管理区間	広島県危機管理監 危機管理課	電話 082-513-2786 FAX 082-227-2122

(3) 避難指示等の発令基準

避難指示等は、町長又はその他の実施責任者が事態に応じて次の区分により行う。なお、実施については、あらかじめ関係機関に連絡し関係機関相互の意見を調整した後、これを行うことを原則とする。

ア 土砂災害

広島県土砂災害危険度情報を用いた避難指示等発令基準

区 分		土砂災害危険度情報 (広島県)		警戒レベル 避難指示等
実況で土砂災害警戒情報の基準に到達			最も濃い紫	警戒レベル4相当
予想で土砂災害警戒情報の基準に到達	1時間後に到達		濃い紫	警戒レベル4相当
	2時間後に到達		薄い紫	
実況または予想で大雨警報(土砂災害)の基準に到達			赤	警戒レベル3相当
実況または予想で大雨注意報の基準に到達			黄	警戒レベル2相当 住民への防災情報伝達

(ア)【警戒レベル3】高齢者等避難

- 1～3のいずれか1つに該当する場合に高齢者等避難を発令する。
- 1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、「土砂災害危険度情報の実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達(警戒レベル3相当情報[土砂災害]、赤色メッシュが表示)する場合
  - 2 数時間後に、避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
  - 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(住民の避難に支障のない、18時まで(7, 8月は19時まで)に発令)

(留意事項)

「土砂災害危険度情報」は、最大2～3時間先までの予測であるため上記1において要配慮者の避難行動完了までに、より多くの猶予時間が必要な場合には「土砂災害危険度情報」において危険度が高まる前に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])の発表に基づき、高齢者等避難の発令を検討すること。

警戒レベル3高齢者等避難発令後は、土砂災害危険度情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域等を確認すること。(専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国(広島地方気象台・中国地方整備局)や県に助言を求めること。)

伝達内容	a 発令者	b 避難準備・高齢者等避難開始すべき理由	c 危険予想地域
------	-------	----------------------	----------



伝達方法	a 広範囲の場合 防災行政無線、防災行政無線アプリ、広報車、緊急速報メール、防災メール等 b 小範囲の場合 携帯マイク、広報車、電話、消防団員による戸別伝達、緊急速報メール、防災メール、ツイッター等 c 必要に応じaとbを併用する。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（イ）【警戒レベル4】避難指示

1～5のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。 （1～2、5に該当する場合は、夜間であっても躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。） 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、「土砂災害危険度情報」の予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（警戒レベル4相当情報[土砂災害]、薄い紫色又は濃い紫色のメッシュが表示）する場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 （留意事項） 事前通行規制や冠水等により避難経路の安全な通行が困難となる場合は、規制等の基準と避難に要する時間を考慮して検討すること。 台風等の接近に伴い、暴風警報等が発表されている又は発表されるおそれがある場合は避難行動が困難になる前に早めに判断すること。 警戒レベル4 避難指示発令後は、土砂災害危険度情報や雨量情報等を監視するとともに、緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域等を確認すること。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国（広島地方気象台・中国地方整備局）や県に助言を求めること。）	
伝達内容	a 発令者 b 避難すべき理由 c 避難すべき場所 d 避難すべき経路等
伝達方法	必要に応じ高齢者等避難の方法を併用する。

（ウ）【警戒レベル5】緊急安全確保

次に該当する場合に、災害発生情報を発令する。 （夜間であっても躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。） （災害が切迫） 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## 場合

(災害発生を確認)

## 2 土砂災害の発生が確認された場合

(留意事項)

警戒レベル5 緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域以外の区域について土砂災害危険度情報を参照し、警戒レベル4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。

警戒レベル5 緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や県、消防、警察等が把握した情報を共有できるようにしておくこと。

発令基準例1を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

## 【大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])について】

大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害危険度情報において「極めて危険(最も濃い紫)」(実況で土砂災害警戒情報の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。

また、既に発令した警戒レベル4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなどを再度確認するために用いる。

具体的には土砂災害危険度情報を参照し、対応すべき事項は次のとおりである。

- 1 警戒レベル3 高齢者等避難を発令している地域(区域)においては、警戒レベル3 高齢者等避難の対象地域(区域)の範囲の拡大又は警戒レベル4 避難指示や警戒レベル5 緊急安全確保への切替えが必要かどうか判断する。
- 2 警戒レベル4 避難指示を発令している地域(区域)においては、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5 緊急安全確保への切替えが必要かどうか判断する
- 3 避難情報を発令していない地域(区域)においては、警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示又は警戒レベル5 緊急安全確保の発令が必要かどうか判断する。

(エ) 避難指示等の解除

土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わったあとでも発生することがあるため、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ土砂災害の危険性について総合的に判断する。国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討すること。

伝達内容	a 発令者 b 避難指示等を解除する理由
伝達方法	必要に応じ高齢者等避難の方法を併用する。

イ 太田川の水位を基準とした避難指示等の発令基準

(ア)【警戒レベル3】高齢者等避難

- 1～6のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。
- 1 太田川の下記水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
  - 2 水位予測により、太田川の下記水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合)
  - 3 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合
  - 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合
  - 5 温井ダムについて、ダム管理者からダム操作に関する重要情報等の連絡があった場合
  - 6 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(住民の避難に支障のない18時まで(7,8月は19時まで)に発令)

(留意事項)

台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

地震発生時には地震により堤防の決壊、漏水、侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。

警戒レベル3高齢者等避難発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域等を確認すること。(専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく国(広島地方気象台・中国地方整備局)や県に助言を求めること。)

避難判断 水位	土居観測所 (県管理区間)	3.65mを超え、引き続き水位の上昇が見込まれるとき
	土居観測所 (国管理区間)	4.60mを超え、引き続き水位の上昇が見込まれるとき
	加計観測所	2.90mを超え、引き続き水位の上昇が見込まれるとき

	(国管理区間)	
	飯室観測所 (国管理区間)	6.00mを超え、引き続き水位の上昇が見込まれるとき
伝達内容	a 発令者 b 高齢者等避難すべき理由 c 危険予想地域	
伝達方法	a 広範囲の場合 防災行政無線、防災行政無線アプリ、広報車、緊急速報メール、防災メール、ツイッター等 b 小範囲の場合 携帯マイク、広報車、電話、消防団員による戸別伝達、緊急速報メール、防災メール、ツイッター等 c 必要に応じ a と b を併用する。	

## (イ)【警戒レベル4】避難指示

1～7のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。

(1～6に該当する場合は、夜間であっても躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。)

1 太田川の下記水位観測所が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合（又は太田川の水位が氾濫危険水位に到着したと確認された場合）

2 太田川の下記水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、太田川の下記水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合

（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）

3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合

4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

5 温井ダムについて、ダム管理者から異常洪水時防災操作（洪水時最高水位（サーチャージ水位）を越えることが予測された場合の操作、所謂「ただし書き操作」）移行の予告（3時間前）通報があった場合

6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない18時まで（7、8月は19時まで）に発令）

7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

## (留意事項)

台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

地震発生時には地震により堤防の決壊、漏水、侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。

避難指示警戒レベル4避難指示発令後は水位情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発

<p>令基準や発令対象区域等を確認すること。(専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく国(広島地方気象台・中国地方整備局)や県に助言を求めること。)</p>		
<p>氾濫危険水位</p>	<p>土居観測所 (県管理区間)</p>	<p>3.90mを超え、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p>
	<p>土居観測所 (国管理区間)</p>	<p>5.00mを超え、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p>
	<p>加計観測所 (国管理区間)</p>	<p>3.70mを超え、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p>
	<p>飯室観測所 (国管理区間)</p>	<p>7.10mを超え、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p>
<p>伝達内容</p>	<p>a 発令者 b 避難すべき理由 c 避難すべき場所 d 避難すべき経路等</p>	
<p>伝達方法</p>	<p>必要に応じ高齢者等避難の方法を併用する。</p>	

ウ【警戒レベル5】緊急安全確保

<p>夜間であっても躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。 (災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 太田川の下記水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)</li> <li>2 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合</li> <li>3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合</li> </ol> <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 堤防が決壊又は越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)</li> </ol> <p>(留意事項)</p> <p>警戒レベル5緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域以外の区域について水位情報や洪水警報の危険度分布等を確認し、警戒レベル4避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既の実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。</p> <p>警戒レベル5緊急安全確保発令に資する情報について、施設の管理者である国や県、消防、警察、水防団等が把握した情報を共有できるようにしておく。</p> <p>発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

(工) 避難指示等の解除

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。</li> <li>・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</li> </ul>		
(基準)	土居観測所 (県管理区間)	3.65mを下回り、引き続き水位の上昇が見込まれないとき
	土居観測所 (国管理区間)	4.60mを下回り、引き続き水位の上昇が見込まれないとき
	加計観測所 (国管理区間)	2.90mを下回り、引き続き水位の上昇が見込まれないとき
	飯室観測所 (国管理区間)	6.00mを下回り、引き続き水位の上昇が見込まれないとき
伝達内容	避難指示に同じ。	
伝達方法	必要に応じ高齢者等避難の方法を併用する。	

#### （４）避難所等の開設等

##### ア 指定避難所設置義務

町は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を一時的に入所させ保護することを目的に避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され知事が実施を委任した場合、町長は設置義務者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

##### イ 避難所の開設等

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めるものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、町は当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

なお、平成25年4月1日に社会福祉法人芸北福祉会、社会福祉法人戸河内松信会及び医療福祉法人やまを会と「災害発生時における福祉避難所の設置運営協定」を締結している。

##### ウ 指定避難所の把握及び周知

指定避難所及び福祉避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人員等その実態を把握するとともに、関係者に周知する。

#### （５）避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し安否確認を行うため、地域住民、自主防災、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合等、町への支援が必要と考えられる場合には他の市町や都道府県との連絡調整等を行う。

#### （６）県への報告

## ア 避難指示等を行った場合

町長は、基本法第60条の規定により次の要領により知事に報告をする。

## (ア) 提出先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

## (イ) 報告方法

総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

## (ウ) 報告事項

a 避難指示等を発令した場合、その理由・地区名・対象戸数・人員・指示した立退き先・日時

b 避難の必要がなくなった場合、その理由・日時

## イ 避難指示等の解除を行った場合

町長は、避難指示等を解除したときは避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

## ウ 指定避難所を開設した場合

災害救助法の規定により、被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

## (ア) 提出先

前項に同じ

## (イ) 報告方法

開設後直ちに総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。

## (ウ) 報告事項

指定避難所開設日時・場所・箇所数・受入れ人員・開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

## (7) 避難の誘導

## ア 避難誘導に当たる者

(ア) 町職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者

(イ) 自主防災組織のリーダー等

## イ 避難誘導の方法

(ア) 指定緊急避難場所・避難路沿いの要所等に誘導に当たる者を配置し、あるいは案内標識を設置する等して住民の速やかな避難を図る。

なお、町長はあらかじめ指定緊急避難場所を選定した場合、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対しても交通情報を伝達するとともに「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図り、必要に応じて一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(イ) 避難は、幼少児、高齢者及び障がい者等要配慮者を優先する。

(ウ) 高齢者、障がい者等自力で避難が困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

(エ) 避難指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。



（オ）指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の撤去、保安その他必要な措置を講じ避難の円滑を図る。

（カ）交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し必要に応じ実施するものとする。

（8）再避難の措置

誘導に当たる職員等は正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講じる。

（9）指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、ボランティア団体、その他関係防災機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、町はあらかじめ避難所毎の担当職員を定める等、発災後の迅速な人員配置に努める。また、自主防災組織等とも連携して円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、町は県と相互に連携を図り避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の提供等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

ア 情報伝達手段を確保し避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を把握するほか、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握にも努め、関係防災機関へ連絡する。

また、「災害発生時における安芸太田町と安芸太田町内郵便局及び可部郵便局の協力に関する協定（平成27年6月5日締結）」に基づき、被災者に係る郵便物の配達等が円滑に行われるよう連携を図るものとする。

イ 食事の提供状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理等必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケア等必要な対策を行い、プライバシーの確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮する等良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

また、避難の長期化等必要に応じて入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、適切な食事の提供、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態、栄養状態並びに衛生状態の把握に努める。

なお、指定避難所では、次のとおり必要面積の確保に努めるものとする。

時 期	必要面積	理 由
災害直後等	1 m ² / 人	被災直後等で、座った状態での最低必要面積
1 晩目以降	2 m ² / 人	就寝可能な面積

展開期以降	3 m ² /人	避難生活が長期化し、荷物置場を含めた必要面積
-------	---------------------	------------------------

- ウ 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- エ 要配慮者用の窓口を設置してニーズを把握し支援を行う。  
また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施する。
- オ 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切なレイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- カ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
- キ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。  
また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ク 必要に応じて指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。
- ケ 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ応援職員を派遣する等町を支援する。

#### 4 その他避難に関する対策

##### (1) 孤立集落に関する対策

災害発生時において、道路が寸断される等の被害が生じた場合集落が孤立することが考えられるため、町は孤立が想定される集落の把握や次の対策の推進に努める。

- ア 孤立が想定される集落に生活する住民に対する水や食料の備蓄の啓発
- イ 停電時に備え孤立が想定される集落へ非常用発電機、照明器具の配備
- ウ 防災行政無線（移動系）等の情報通信手段の確保
- エ 緊急ヘリポートの整備等救助・救援体制の確立

##### (2) 土砂災害等に係る避難対策

- ア 土砂災害防止法第6条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)については、警戒区域毎に土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を定め、住民に周知しておく。
- イ 水防法第10条の4第1項の規定により指定された浸水想定区域については、浸水想定区域毎に洪水予報の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避

難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知するよう努める。

（3）広域的避難

本町が被災した場合、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、町外への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請し、県は要請を受けた場合又は支援が必要と認められる場合には他の市町や他都道府県との連絡調整等を行い、輸送手段の確保が必要な場合には運送事業者である指定地方公共機関等に対し被災者の運送を要請する。

また、居住地以外の市町へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は町に代わり必要な手続きを行うものとする。

5 食料供給

（1）趣 旨

町は、災害発生時における被災者に対し食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、災害に備え緊急用食料の備蓄に努める。

（2）実施責任者及び実施内容

ア 町長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

イ 町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

（3）食料供給の実施方法

ア 町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。

イ 町長は、必要とする食料の確保及び供給が町内では困難な場合には「県内市町の災害時の相互応援に関する協定（平成8年12月2日）」に基づき他市町長又は知事に対して応援を要請する。

（4）供給体制の整備等

ア 町長は、知事等から食料供給を受けたときはそれを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

イ 町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携してそれらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

ウ 被災者の健康状態や要援護者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ関係団体と連携して栄養管理に配慮し、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

（5）調達食料等の集積場所

町は、調達した食料、県等から配給された救援食料を次の施設に集積し、避難対策部を中心とする職員並びにボランティア、自主防災組織等の協力を得て、仕分け・配送作業等を行う。

なお、救援物資輸送拠点は、複数箇所の選定に努めるものとする。

## 救 援 物 資 等 集 積 場 所

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
戸河内ふれあいセンター	安芸太田町大字戸河内 759 番地 1	0826-28-7000
加計体育館	安芸太田町大字加計 3838 番地 1	0826-22-1117

## (6) 炊き出しの実施

炊き出しは、町が開設する避難所内又はその近隣において女性会等の協力を得て実施する。

なお、炊き出しを実施するに当たっては、常に食品の衛生面に留意するものとする。

## (7) 食料供給の適用範囲及び期間

ア 避難所に受入れた者

イ 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）

エ 旅館やホテル等の宿泊人及び前記イ、ウの住家への宿泊人、来訪者

オ 被災地内に停車したバス等の乗客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

カ 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

## (8) 用途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として災害救助法施行規則に定める用途及び支出限度額の範囲で行う。

## 6 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

## (1) 趣 旨

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

## (2) 実施責任者

知事は、災害救助法を適用した場合、町長を補助執行者として生活必需品を被災者に給与又は貸与を行う。

なお、同法30条及び災害救助法施行令第23条の規定により、知事が町長に生活必需品の給与又は貸与の実施を委任したときは、町長が実施責任者となり実施する。

## (3) 実施基準

## ア 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にあるものに対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

イ 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

(4) 生活必需品等の範囲

ア 寝具（毛布）

イ 外衣（ジャージ等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

エ 身の回り品（タオル、サンダル等）

オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

カ 食器（コップ、皿、箸等）

キ 日用品（トイレトーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニルシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）

ク 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

(5) 生活必需品等の実施方法

ア 必要品目、必要数量の把握

町は、避難所連絡員等から被災者が必要とする品目、数量を把握する。

イ 実施方法

町は、あらかじめ生活必需品等供給計画を作成するとともに、避難対策部は必要な生活必需品等を町内販売業者等から調達するものとする。

町内で、必要品目、必要量が確保できないときは「県内市町の災害時の相互応援に関する協定」に基づき他市町又は県に応援を要請する。

町は、被服等の生活必需品等を被災者に円滑に供給するよう努めるものとする。

(6) 生活必需品等の集積場所

町は、調達した生活必需品等、県等から輸送された生活必需品等を次の施設に集積し、避難対策部を中心とする職員並びにボランティア、自主防災組織等の協力を得て、仕分け・配送作業等を行う。

救 援 物 資 等 集 積 場 所

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
戸河内ふれあいセンター	安芸太田町大字戸河内 759 番地 1	0826-28-7000
加計体育館	安芸太田町大字加計 3838 番地 1	0826-22-1117

7 給 水

(1) 趣 旨

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対して最小限度必要となる飲料水を確保する。

(2) 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事(知事が実施を委任したときは町長)	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条

知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町 長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 31 条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者	水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 40 条

なお、災害救助法等が適用される前においては、水道により水を供給しているときはその水道事業者が供給の責務を有する。

### (3) 給水の基準

#### ア 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、町内における井戸等の施設がすべて汚染し飲料水が得られない場合は7日間以内（必要な場合延長ができる）の期間飲料水を供給する。

供給は飲料水に限るものとし、供給量は1人1日3 とする。

#### イ 施設等使用停止命令時の給水

感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20 程度を停止期間中供給する。

#### ウ 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが公共の利益のために必要かつ適切な場合、水道事業者又は水道用水供給事業者は知事の指示する期間、水量、方法に従って水道用水を供給する。

### (4) 飲料水等供給方法

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

ア 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。特に災害拠点病院や透析医療機関等優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ ポリ容器、ポリ袋等による応急給水を実施する。

ウ 必要に応じて水質検査及び消毒等を実施する。

エ 給水用資機材の調達を行う。

オ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。

カ 町のみでは飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、「県内市町の災害時の相互応援に関する協定（平成8年12月2日）」に基づき隣接市町又は県に応援を要請するものとし、あらかじめ他の市町等からの応援を受ける場合も想定した応急給水のための手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

キ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

ク 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

ケ 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

## 8 住宅応急対策

### (1) 趣 旨

災害が発生し災害救助法が適用された場合には、知事は町長と協議して被災者を受け入れるための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。

（2）実施する内容

- ア 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- イ 公営住宅、企業所有の宿泊施設等及び職員用住宅等の一時的供与
- ウ 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- エ 民間賃貸住宅の情報提供等

（3）実施責任者

- ア 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設を含む。）及び施設の確保に努める。  
なお、県内のみで確保ができない場合、近隣他府県へ被災者を一時受入れるための施設の提供を要請する。
- イ 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- ウ 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により前各項の救助について、知事が町長に実施を委任したときは町長が実施する。

（4）応急仮設住宅の建設及び供与の方法

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮してあらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は私有地を利用することを検討する。この場合には、利用しようとしている土地の所有者と十分協議するものとする。

また、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

イ 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき住宅が全壊、全焼又は流出、若しくはそれに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で自らの資力をもってしては住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は罹災証明の発行状況を踏まえ、必要に応じて対象の拡充について検討する。

ウ 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合別途確保し供与する公営住宅等の状況を勘案するものとする。

エ 応急仮設住宅の供与の期間は、特別な場合を除き災害救助法の定める2年以内とする。

オ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が行うものとする。ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て知事自ら実施する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

（5）住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が

町長に実施を委任し、町長が実施する。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は、知事自ら実施する。

#### ア 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住宅が半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

#### イ 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

#### ウ 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間の延長を行うことができる。

### （6）公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について、受入れを行う。

また、緊急対応として基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、県内公営住宅の一時目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

### （7）企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

### （8）被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

#### ア 事前対策

（ア）町長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

- a 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置
- b 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請
- c 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- d 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等
- e 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- f 建築判定資機材の調達、備蓄
- g その他必要な事項

（イ）知事は、町からの要請に対する的確な支援を行う。

（ウ）県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、町と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。



イ 建築判定実施の事前準備

- a 町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。
- b 県及び町は、地震被害に備え、町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制についてあらかじめ整備しておく。

ウ 応急危険度判定の実施

- a 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。
- b 知事は、町からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に町の活動を支援するものとする。
  - c 県及び町は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
  - d 県及び町は、建築判定の実施の決定後速やかに建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。
  - e 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、町に代わってこれを調達する。

エ 県と町間の連絡調整等

- a 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- b 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

オ 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、地震被害が大規模であること等により国及び他都道府県の支援を受入れる必要があると判断した場合には、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し必要な支援を要請する。

（9）被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

9 医療救護・助産

（1）趣旨

災害のため傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合等被災地の医療能力だけでは全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に十分な医療救護・助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

（2）医療救護体制等の整備（平常時）

- ア 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、平時から迅速かつ確かな医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備・人材育成を図るものとする。
- イ 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。
- ウ 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院及び近隣医療機関との連携を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。
- （3）災害時における実施責任者及び実施内容
- ア【第 ステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】
- （ア） 県
- a 災害時には、県災害対策本部を速やかに立上げ保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。
- また、その調整にあたっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- b EMISの活用等により医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。
- c 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有連絡調整を行う。
- d 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。
- e 県内DMATでの対応が困難な場合、統括DMATの判断を踏まえ厚生労働省に他都道府県DMATの派遣を要請する。
- f 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。
- g 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DPAT調整本部に設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに広島DPATの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集・関係機関との連絡調整を行う。
- h 県内DPATでの対応が困難な場合、広島DPAT統括者の判断を踏まえDPAT事務局へ他都道府県DPATの派遣を要請する。
- i 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。
- j 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに必要

に依りて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及び災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣を行う。

- k 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。
- l 県保健所は、災害対策支部を設置し近隣医療機関等の被災状況を確認する等、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。
- m 避難所における保健所職員による状況把握や町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報共有する。

（イ）町

- a 町長は、災害時にはあらかじめ定める計画に基づき地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- b 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- c 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は町長が実施責任者となる。
- d 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（ウ）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

（エ）国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（オ）日本赤十字社広島県支部

県又は町の要請があった場合若しくは自ら必要と認めるときは「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（カ）広島県医師会

県又は町の要請があった場合若しくは自ら必要と認めるときは「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

（キ）広島県看護協会

県又は町の要請があった場合、若しくは自ら必要と認めるときは「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき、医療救護活動を実施する。

（ク）災害拠点病院

- a 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに職員の参集・患者受入体制の構築を行う。
- b 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内DMAT及び参集する院外DMATと協力し、患者搬送等必要な対

応を行う。

- c 自院の被害が少なく県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら重篤患者の受入れやD M A Tの派遣等による医療病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに職員の参集・患者受入体制の構築を行う。
- d 自院がD M A T活動拠点本部となる場合には、統括D M A Tを受入れ医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外D M A Tの支援の下で医療救護活動を実施する。
- e 自院及び近隣医療機関の被災稼働状況等の情報をE M I Sへの登録等により提供する。

#### (ケ) 災害拠点精神科病院

- a 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集及び精神科医療が必要な患者の受入体制の構築を行う。
- b 機能喪失等により患者搬送等の必要性が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内D P A T及び参集する院外D P A Tと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。
- c 自院の被害が少なく県からの精神科医療救護活動の要請があった場合、又は、自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら精神科医療が必要な患者の受入れや、D P A Tの派遣等による精神科医療救護活動の実施に対応する。
- d 自院がD P A T活動拠点本部となる場合には、精神科医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外D P A Tの支援の下で精神科医療救護活動を実施する。
- e 自院及び近隣の精神科医療機関の被災・稼働状況等の情報をE M I Sへの登録などにより提供する。

#### イ【第 ステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

##### (ア) 県

- a 大規模災害発生時には保健医療活動の総合調整を行うための本部(以下「保健医療調整本部」)を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携・整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。  
また、その調整にあたっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター及び災害時小児産期リエゾンを配置する。
- b 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- c 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びD P A Tの派遣を行う。
- d 人口透析等、生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受領体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者等関係機関との調整を行う。

- e 急性期医療（DMA T等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継支援について調整を行う。
- f DWATの出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DWAT調整本部を設置し、必要に応じてかつ拠点本部を設置するとともに、広島DWATの指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- g 県内DWATでの対応が困難な場合、広島DWAT統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県DWATの派遣を要請する。

（イ）町

- a 町長は、災害時にはあらかじめ定める計画に基づき地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- b 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- c 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は町長が実施責任者となる。
- d 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（ウ）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

（エ）国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（オ）日本赤十字社広島県支部

県又は町の要請があった場合若しくは自ら必要と認めるときは「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（カ）広島県医師会

- a 県又は町の要請があった場合、若しくは自ら必要と認めるときは「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。
- b 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療調整本部や被災した地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに医療救護活動調整の支援に努める。

（キ）広島県歯科医師会

県又は町の要請があった場合、若しくは自ら必要と認めるときは「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

（ク）広島県薬剤師会

県又は町の要請があった場合は「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害時薬事コーディネーターによる医薬品等の

供給調整及び医療救護活動を実施する。

(ケ) 広島県看護協会

県又は町の要請があった場合、若しくは自ら必要と認めるときは「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき、医療救護活動を実施する。

(コ) 災害拠点病院

- a 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。
- b 自院の被害が少なく県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながらDMATの派遣や医療救護活動を継続実施する。
- c 自院がDMAT活動拠点本部となっている場合には、統括DMATの指示のもと、医療救護活動を継続実施する。
- d 県DMAT調整本部がDMAT活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMAT活動拠点本部を撤収する。
- e 傷病者の受入要請がある場合は引き続き受入れを行う。

(ケ) 災害拠点精神科病院

- a 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集及び精神科医療が必要な患者の受入体制の構築を行う。
- b 機能喪失等により患者搬送等の必要性が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内DPAT及び参集する院外DPATと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。
- c 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合、又は、自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら精神科医療が必要な患者の受入れや、DPATの派遣等による精神科医療救護活動の実施に対応する。
- d 自院がDPAT活動拠点本部となる場合には、精神科医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外DPATの支援の下で精神科医療救護活動を実施する。
- e 自院及び近隣の精神科医療機関の被災・稼働状況等の情報をEMISへの登録などにより提供する。

(4) 医療救護等の活動内容

ア 医療救護

(ア)【基本原則】

- a 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- b 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や町に助言や支援を行う等医療救護活動の調整を図る。
- c 県災害対策本部（県保健医療調整本部）には、必要に応じて県内の統括DMAT、DMAT隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括DMAT等が参画し、情報収集やDMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- d 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って迅速かつ適切な活動を実施する。

(イ) D M A T ・ドクターヘリ

a【第 ステージ】

- (a) 被災地で活動するD M A Tは、原則として被災地域内の災害拠点病院等に設置されるD M A T活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。
- (b) 広域医療搬送の要請を受けたD M A Tは、広域医療搬送拠点に参集し主にS C Uでの活動、航空機内の医療活動、S C Uへの患者搬送を行う。
- (c) 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行なう。

b【第 ステージ】

- (a) 統括D M A Tが被災地域内の医療機関及び避難所において継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。
- (b) 県D M A T調整本部がD M A T活動の終了を判断した時はD M A T県調整本部を解散する。
- (c) ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は患者の後方病院搬送等を実施する。
- (d) ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し平時の運航体制を再開する。

(ウ) 医療救護班

a【第 ステージ】

- (a) 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は町の派遣要請があった場合、若しくは自ら必要と認める場合にはE M I Sに inputsする。
- (b) 医療救護班の出動は県又は町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて切れ目のない医療救護を実施する観点からD M A Tメンバーと連携するとともに災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- (c) 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部(コマンドポスト)の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。
- (d) 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等でD M A T、救急隊員とともに3 T(トリアージ、治療、搬送)を実施する。
- (e) 医療救護班が撤収する時期については、県又は町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。
- (f) 救護に必要な医薬品及び衛生材料で現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、町においてあらかじめ定めた主要医療薬品等卸業者との調達方法によりあっせん確保に努める。

b【第 ステージ】

- (a) 町は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。
- (b) 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は町の派遣要請があった場合、若しくは自ら必要と認める場合にはE M I Sに inputsする。
- (c) 医療救護班の出動は、県又は町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては必要に応じてD M A Tメンバーと連携するとともに災害医療コ

ーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

- (d) 医療救護班は、避難所において被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。
- (e) その他必要に応じて、医療救護班は避難所又は近隣において被災者に対し巡回診療やニーズ調査、生活指導等を実施する。
- (f) 医療救護班が撤収する時期については、県又は町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し連絡する。
- (g) 救護に必要な医薬品及び衛生材料で現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、町においてあらかじめ主要医療薬品卸業者との調達の方法について協議の上あっせん確保に努める。

#### イ DPATの派遣

- (ア) 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて医師、看護師等により組織するDPATを被災地に派遣する。
- (イ) DPATが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対してDPATの編成及び派遣を求める。
- (ウ) DPATの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

#### ウ 公衆衛生活動

##### (ア) 災害時公衆衛生チーム

- a 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。
- b 県保健所職員からなる調査班を選考して避難所等に派遣し公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数等の状況把握を行う。
- c 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し避難所等に派遣する。
- d 保健衛生班は、医療救護班と連携し被災者へのリハビリや心のケア等の支援活動を実施する。

##### (イ) 子供支援チーム

- a 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて医師、臨床心理士等により組織する子供支援チームを被災地に派遣する。
- b 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け、地域住民の利便性を確保する。
- c 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

##### (ウ) 保健師

- a 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。
- b 県保健所は、災害時公衆衛生チームの一員として活動するとともに、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

#### (5) 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努め



るものとする。

（6）助産

ア 原則として医療救護に準じて実施する。

イ 災害救助法が適用された場合は次に定めるところによる。

（ア）助産の対象となる者

災害発生の前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の方途のなくなった者

（イ）助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置・衛生材料の支給

（ウ）助産の期間

分べんした日から7日以内

（7）部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

1.2 救援物資の調達及び配送

（1）方針

県内で大規模な災害が発生し市町単独での物資の確保が困難な場合に、県は市町の要望等に基づき県の備蓄物資を供給するとともに、市町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して物資の調達及び輸送等を要請する。

（2）物資の調達及び受入体制

ア 町

（ア）被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるとともに県事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定し民間施設の選定にも努める。

（イ）物資の調達が困難な場合は知事に対して応援を要請する。

イ 県

（ア）町から物資の要請があった場合又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに町へ供給する。

（イ）「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

（ウ）県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

（エ）地震等により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して民間施設の選定に努めるとともに、災害時に町から要請があった場合県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

（3）物資の輸送

ア 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

イ 県は、広島県トラック協会等に対して県や町の災害対策本部または救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

ウ 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は物資を輸送する際に必要に応じ避

難所のニーズ等の聞き取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。

- エ 物資輸送車両等の燃料確保について、県は国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ西日本高速道路株式会社等に対して高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

## 第10節 消防計画

### 1 目的

この計画は、その施設及び人員を活用して町民の生命・身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

### 2 実施責任者

町長

### 3 実施方法

応急対策の実施は別に定める「安芸太田町消防計画書」の定めるところによる。

### 4 広域災害発生時における県の措置

- (1) 知事は、災害が広域に及び市町において被害状況の把握が困難と認めたときは、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部に対し、その状況に対応してヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察を依頼し、偵察結果を関係市町に連絡する。
- (2) 知事は、災害が広域に及び緊急の必要があるときは、市町長、市町の消防長に対し消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置に関し必要な指示をする。
- (3) 知事は、大規模な災害等が拡大し県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援等について要請する。

ア 災害の概況

イ 出動を希望する区域及び活動内容

ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

### 5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、通信手段等について部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ連携して活動するものとする。

### 6 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、消防機関は必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第11節 水防計画

### 1 目的

この計画は、洪水に際し水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

### 2 実施責任者

水防管理者（町長）は、水防法第3条の規定により洪水等に際し水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し公共の安全を保持する責任を有する。

### 3 実施方法

応急対策の実施は、別に定める「安芸太田町水防計画書」の定めるところによる。

### 4 災害対策本部との関係

被害の増大等により災害対策本部が設置された場合には、水防本部は災害対策本部の所轄に属することとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

## 第12節 雪害対策計画

### 1 目的

この計画は、雪害の防除及び被害拡大防止のため、交通通信の確保、生活必需品の確保、保健衛生並びに農林水産等の対策、公共施設の保全等、生活の安定を図ることを目的とする。

### 2 実施責任者

町長は、雪害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し公共の安全を保持する責任を有する。

### 3 実施方法

雪害対策の実施は、別に定める「安芸太田町雪害防止対策運営要領（平成17年安芸太田町告示第25号）」の定めるところによる。

## 第13節 救難、遺体対策計画

## 1 目的

この計画は、災害時における救出・救護、その他人の生命・身体・財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 実施責任者（陸上災害救難）

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事 （災害救助法 施行令により 知事が実施を 指示した場合は町長）	被災者の救出 遺体の搜索、埋葬等及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行規則第1条 災害救助法第2条、第4条、第13条
町長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

## 3 実施方法

## (1) 被災者の救出

## ア 通常の場合

町長が救難責務を有するが、直接の救出は消防機関、県警察がこれに当たる。この場合、町長は救出担当機関と密接な連携を保ち救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

## イ 災害救助法が適用された場合

町長は、知事の補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。

なお、知事が町長に実施を指示したときは町長が実施責任者となり救出を行う。

## (2) 遺体の搜索、埋葬等

## ア 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、町長は知事の補助者として消防機関、その他の関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

## イ 遺体の埋葬等

## (ア) 知事が行う措置

## a 災害救助法による措置

知事は、災害救助法施行細則の適用基準に従い、保護者、引取人のない遺体について町長を補助者として遺体の措置を行う。

## b 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条により遺体の移動制限及び禁止、埋葬の許可を行う。

（イ）町長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が町長に実施を委任したときは町長が実施責任者となり遺体の埋葬等を行う。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の取扱いを遅滞なく進める。

- a 遺体について、県警察と協議のもと、医師による死因その他医学的検査を実施する。
- b 遺体の身元特定のために必要な資料等について県警察等に積極的な提供を行う。
- c 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察と連携して対応するとともに、県警察にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し体制の確保に努めることとする。
- d 検視及び医学的検査を終了した遺体についてはおおむね次により取扱う。
  - （a）感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行う。
  - （b）遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし又は死亡者が多数のため短時日に埋葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで特定の場所（寺院等の施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋葬等の処置をとるまで一時保存する。
- e 町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も同様とする。

県は、町から応援要請を受けたときは火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては次の点に留意する。

- （a）身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に措置する。
- （b）身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については同法に基づき埋火葬を実施する。
- （c）感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等

知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防

止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し又は禁止する場合がある。

一類感染症、二類感染症、三類感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は24時間以内に火葬し又は埋葬することができる。

#### （ウ）県警察の行う措置

警察官は、警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律により遺体を調査するなど所要の措置を行う。

#### ウ 障害物の除去

知事は災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を町長に委任した場合は町長がこれを実施する。

#### 4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

#### 5 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。



## 第14節 保健衛生・廃棄物処理計画

### 1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なることにより感染症が発生し又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫及び廃棄物処理の必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 防疫

#### (1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族、昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認められるときは、町に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄物	法第29条	新感染症 指定感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
ねずみ族・昆虫類の駆除	法第28条	一類感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症

## （2）防疫活動

災害時については（1）による通常の防疫措置のほか次の防疫活動を計画する。

### ア 防疫活動

町は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

### イ 被害の状況報告

町における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握しこれを「第3節 災害情報計画」により県に報告する。

### ウ 防疫計画の作成及び報告

町長は、知事の指示に従い防疫計画を作成し計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

## （3）防疫薬剤、防疫器具

### ア 薬剤

防疫の際の必要量は次のとおりとする。なお、実施に当たっては地域内の全罹災家屋につき無差別に実施することなく実情に応じて逐次的・重点的に実施する。

#### 薬剤必要量

区 分	薬剤の種類	薬剂量算出方法	薬 品 名
床上浸水家屋（全壊、半壊、流出含む）	塩化ベンザルコウム液	床上浸水戸数 × 200 g	ハイミン、オバシ
	塩素性殺菌剤	井戸の数 × 200 g	ハイクロン
床下浸水家屋	クレゾール	床下浸水戸数 × 50 g	パンゾール
	塩素性殺菌剤	井戸の数 × 200 g	ハイクロン

薬剤の種類は、現地の実情により適宜変更することができる。

### イ 器具

防除に当たっては、動力噴霧器、肩掛噴霧器等を使用して行うものとする。

## 3 災害廃棄物処理計画

県及び町は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

### （1）災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、想定災害における県内の災害廃棄発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

### （2）町災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項等、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、「安芸太田町災害廃棄物処理計画」において具体的に示す。

#### 4 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、町が主体となって処理する。県は、市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や町の支援を行う。

##### 町及び県の役割

町	県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施</li> <li>・仮置場の設置運営</li> <li>・廃棄物の運搬・処分等</li> <li>・県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制整備に係る連絡調整</li> <li>・被災市町への事務支援、人的支援</li> <li>・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施</li> </ul>

#### 5 災害廃棄物の処理

##### （1）収集運搬

町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ、他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

##### （2）損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時において町が必要と認める場合は、町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

##### （3）仮置場での保管・分別・処理

町は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

##### （4）処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できるものに処理を依頼する。

##### （5）し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。町はこれらの収集・運搬訂正を速やかに構築する。

##### （6）連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

#### 6 有害物質等による環境汚染防止計画

### （１）目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって町民の健康被害を防止するとともに生活環境を保全する。

### （２）実施方法

災害発生時において、関係行政機関は次のとおり実施する。

#### ア 有害物質の飛散・流出防止措置

##### a 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について速やかに把握する。

##### b 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

##### c 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い環境影響の有無を把握する。また、測定結果は速やかに公表する。

#### イ 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、町の意見等を勘案して定める。

### （３）環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

ア 水質汚濁防止法、P R T R法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握

イ 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進

ウ 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

## 第15節 文教計画

### 1 目的

この計画は、災害時において園児・児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保し災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、町は災害発生時において学校や公民館等の社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

### 2 避難対策

#### （1）休業等の実施

教育委員会は、町長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路について十分に注意する。

#### （2）避難の実施

教育委員会及び学校長は、災害が発生した場合又は町長が避難指示を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

### 3 生徒等への相談活動

教育委員会及び学校長は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的な不安感の解消に努める。

### 4 応急教育対策

#### （1）応急教育の実施

##### ア 応急教育の実施責任者

町立学校の応急教育の実施責任者は、教育委員会とする。

##### イ 応急教育の実施場所

（ア）教育委員会は、応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて校内施設の活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

（イ）応急教育の実施場所が町内で得られない場合は、実施責任者が県教育委員会にその確保のあつせんを要請する。

##### ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

（ア）児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

（イ）教職員を動員し授業再開に務める。なお、被害の状況により必要があるときは、町職員又は地域住民等の協力を求める。

（ウ）学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

(エ) 児童生徒を学校に一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。なお、二部授業を行うときは学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第25条の規定により町教育委員会を經由して県教育委員会に届け出る。

(オ) 応急教育の実施に当たって施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(カ) 児童生徒の登下校時における安全の確保に努める。

## (2) 学用品の調達

### ア 教科書等の確保

町教育委員会及び県立高等学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又はき損した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得てその確保に努める。

### イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し支給する。また、知事がある実施を町長に委任した場合は町長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては県教育委員会の協力を得るものとする。

#### (ア) 支給対象者

災害により住家に被害(全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水)を受け、教科書等学用品を喪失・損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。)並びに高等学校等生徒(特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。)

#### (イ) 支給範囲

(a) 教科書及び教材(県又は町教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの)

(b) 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等)

(c) 通学用品(運動靴、傘、かばん、長靴等)

#### (ウ) 支給限度額

(a) 教科書及び教材 給与に要した実費

(b) 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

#### (エ) 支給申請の期限

(a) 教科書及び教材 1か月以内

(b) 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

## (3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教

育実施責任者（町教育委員会）は県教育委員会にその状況を報告し、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保について協力を要請する。

（４）給食

- ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（町教育委員会）はその状況を県教育委員会に報告する。
- イ（町教育委員会及び県教育委員会）は、被害物資量を把握し関係機関と連携して、処分方法・給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。
- ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。
- エ 被災地においては、伝染病発生のおそれが多いので保健衛生について特に留意する。

（５）通学道路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、町長は関係者と緊密な連絡をとり次のような対策を講ずる。

- ア 通学バス等により通学を行っている地区において、これらが運行不能となった場合、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。
- イ 災害危険箇所（積雪時のなだれ、水害時における道路・橋梁の欠壊等）の実態を把握し、危険予防のため町長は校長と協議し通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。
- ウ 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。
- エ 道路等の交通確保等については第3章第15節「交通、輸送応急対策計画」において記述する。

（６）奨学金の貸付

県教育委員会は、災害等による家計急変のため緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は、奨学金を貸し付ける。

（７）就学奨励費の再支給

県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には、就学奨励費の再支給等必要な措置を講じる。

5 学校施設の耐震化

公立学校の設置者は、できるだけ早い時期に耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

6 学校が地域の避難所となる場合の対策

- （１）学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対しその利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し的確な情報提供に努める。

- （２）学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について町と必要な協議を行う。

## 7 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対しその利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

- (2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

## 8 文化財に対する対策

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに速やかに町教育委員会に被災状況を報告する。

- (2) 町教育委員会は、町指定文化財の被災については所有者又は管理者に対し必要な応急措置を取るよう指示し、国・県指定の文化財については県教育委員会に被災状況を報告する。

- (3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは町教育委員会に対し必要な措置をとるよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。

- (4) 県教育委員会は、平成25年12月27日に中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。



## 第16節 交通、輸送応急対策計画

### 1 目的

この計画は、災害時において交通・輸送・通信の機能が途絶し又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送、通信連絡を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 交通秩序応急対策

#### (1) 陸上交通の確保

##### ア 異常気象時における通行規制区間の現況

異常気象時における本町の通行規制区間、道路通行規制基準一覧表

路線名	担当事務所名	規制区間		規制基準			危険内容	迂回路
		自町字 至町字	(km) 延長	規制基準値		気象等 観測所		
				通行注意(mm)	通行止(mm)			
一般国道 186号	安芸太田支所	北広島町細見 安芸太田町大字猪山字下山	7.6	時間雨量 20 日雨量 90	時間雨量 40 日雨量 120	猪山(県)	落石等	安佐豊平芸北 191号、261号 小原猪山
一般国道 191号	安芸太田支所	安芸太田町大字津浪字本郷 安芸太田町大字穴字澄合	9.2	時間雨量 20 日雨量 90	時間雨量 40 日雨量 120	安芸太田支所(県)	落石等	八幡雲耕186号、 261号安佐豊平芸北
一般国道 433号	安芸太田支所	安芸太田町大字津浪字本郷 安芸太田町大字加計字丁川平	3.2	時間雨量 20 日雨量 90	時間雨量 40 日雨量 120	安芸太田支所(県)	落石等	191号
一般県道 下佐東 (177)	安芸太田支所	広島市佐伯区境 安芸太田町広島境	4.5	時間雨量 10 日雨量 70	時間雨量 20 日雨量 80	飯室(国)	落石等	191号 54号
一般県道 恐羅漢公園 (252)	安芸太田支所	安芸太田町大字横川字二軒 小屋 安芸太田町大字遊谷字野為	12.1	時間雨量 10 日雨量 70	時間雨量 20 日雨量 80	横川(中電) 横川(県)	落石等	林道大朝鹿野 線191号
一般県道 吉和戸河内 (296)	廿日市支所 安芸太田支所	廿日市市吉和駄荷 安芸太田町大字吉和郷字不 免	(6.5) (11.8) 18.3	時間雨量 10 日雨量 70	時間雨量 20 日雨量 80	吉和(県) 立岩ダム(中電) 横川(中電)	落石等	191号 186号
一般県道 上筒賀津浪 (303)	安芸太田支所	安芸太田町大字中筒賀小原 安芸太田町大字中筒賀字田 之尻	6.5	時間雨量 15 日雨量 80	時間雨量 30 日雨量 100	安芸太田支所(県)	落石等	186号 191号
一般県道 中筒賀下 (304)	安芸太田支所	安芸太田町大字中筒賀字松 原 広島市佐伯区境	8.3	時間雨量 10 日雨量 70	時間雨量 20 日雨量 80	安芸太田支所(県)	落石等	186号 191号
一般県道 弁財天加計 (305)	安芸太田支所	安芸太田町大字上殿字箕角 安芸太田町大字寺領字岩田	1.1	時間雨量 15 日雨量 80	時間雨量 30 日雨量 100	杉の泊(県)	落石等	191号 186号
一般県道 弁財天加計 (305)	安芸太田支所	安芸太田町大字下殿河内字 穴袋 安芸太田町大字加計字山崎	2.4	時間雨量 15 日雨量 80	時間雨量 30 日雨量 100	安芸太田支所(県)	落石等	191号 186号

#### (2) 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両(災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第32条の2で定める道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。)以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

## ア 被災地及び周辺における優先通行

地震発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域について区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両であっても人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

## イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路（高速道路を含む。）については、あらかじめ緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として選定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し緊急交通路を確保する。

また、当該区域又は道路の区間においては緊急通行車両以外の車両の通行を抑制する。

## ウ 県内への車両の流入抑制

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道、国道2号及び国道54号等主要道路については、隣接県又は近接県による必要な指導・広報によって緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路のインターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

## (3) 運転者に対する指導、広報

ア 県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して通行禁止に係る区域・区間及びう回路等の周知を図り、「運転者のとるべき措置」として次の事項を遵守するよう指導・広報を行う。

## (ア) 走行中の車両

a 速やかに、車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に移動すること。移動させることが困難な場合は、できる限り車両を道路の左側に寄せ、緊急通行車両の通行妨害とならないように駐車すること。

b 移動、駐車後は、カーラジオ等により地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

c 車を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せてエンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席等の車内の分かりやすい場所において置くこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。なお、駐車するときは避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

## (イ) 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行うこととし車両は使用しないこと。

- イ 基本法による規制が実施されていない区域又はこれが実施されていない場合であっても、災害応急対策に使用する車両の自粛について指導・広報を実施する。

(4) 路上の障害物除去等

- ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路の管理者に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施するものとする。

- イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対してこれを道路外の場所への移動等を指示・命令する。

なお、命令の相手方が現場にいない等により当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は当該措置を講ずることができる。

- ウ 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

- エ 道路管理者は、災害が発生した場合緊急の必要があるときは基本法第76条の6の規定により、道路区間を指定して緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

- a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し車両等の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し車両等の移動命令をすることができる。

- b 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは指定道路区間内に周知しなければならない。

- c 車両等の移動

道路管理者は、占有者等への移動命令、又は道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者は、やむを得ない限度で車両その他の物件を破損することができる。

- d 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるためにやむを得ないときは、必要な限度で他人の土地を一時使用しまたは竹木その他の障害物を処分できる。

- e 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により損失が発生した場合は損失を補償しなければならない。

#### （５）通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行ったときには直ちに居住者等に対してその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、中国管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者並びに報道機関等を通じて交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について徹底した広報を実施する。

#### （６）関係機関との連携

- ア 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する場合には道路管理者等の関係機関、警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとしその状況を災害対策本部へ通報するものとする。
- イ 県公安委員会は、通行禁止等を行なうため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し当該通行禁止等を行なおうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。
- ウ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長期間停止することになった場合には、関係機関・団体は一致協力してその解消に適切な対応措置を講ずるものとする。
- エ 被災車両等の通行妨害車両の排除については、社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「ＪＡＦ」という。）と「災害時における被災車両の撤去に関する協定」を平成17年9月30日に締結していることから、ＪＡＦに対して協力を要請する。

なお、大規模災害等によりＪＡＦによる対応が困難である場合には、道路管理者、警察官、自衛官及び消防吏員等は協力して除去等必要な措置を行うものとする。

#### （７）緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を区域又は道路の区間を指定して行った場合、基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）及び基本法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は別記1、2のとおりである。

#### （８）緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両及び指定行政機関等が所有する車両について基本法施行令第33条第1項の規定に係る事前届出の手続きを行わせる。

ア 事前届出の対象とする車両

（ア）基本法の規定に基づく緊急通行車両等

a 大規模災害発生時において防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、基本法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

（a）警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項

（b）消防、水防その他の応急措置に関する事項

（c）被災者の救難、救助その他保護に関する事項

（d）災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

（e）施設及び設備の応急復旧に関する事項

（f）廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び衛生に関する事項

（g）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序維持に関する事項

（h）緊急輸送の確保に関する事項

（i）その他災害の発生の防御又は拡大の防止に関する事項

b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共交通機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）とその他県公安委員会がこれらに準ずる機関と認めるものが保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は指定行政機関等が災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両ではなく規制除外車両として交通規制の対象から除外することとし、標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

（イ）地震法の規定に基づく緊急輸送車両

a 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県、又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

（a）地震予知情報の伝達及び避難指示に関する事項

（b）消防、水防その他の応急措置に関する事項

（c）応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

（d）施設及び設備の応急復旧に関する事項

（e）犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序維持に関する事項

（f）緊急輸送の確保に関する事項

(g) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

(h) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

b 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等についてはア（ア）bのとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。

#### ウ 事前届出に関する手続き

(ア) 事前届出者

事前届出を行うことができる者は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。

(イ) 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署とする。

(ウ) 事前届出に必要な書類

a 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

b 契約等により災害応急対策等に従事する車両にあつては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書、輸送協定書、覚書等）

c 緊急通行車両等事前届出書（車両1台につき2通、別記3のとおり）

#### エ 緊急通行車両事前届出済証の交付等

(ア) 事前届出があつた場合は、事前届出を受理した警察署において緊急通行車両等に該当すると認められるものについては別記3「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」と言う。）を交付する。

災害が発生し緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合には、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所に持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

(イ) 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署に返還させる。

#### (9) 基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

##### ア 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべき者に使用される車両については規制除外車両として取扱う。

##### イ 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、規制除外車両は実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて個別に判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等として取り扱われることになる。この場合、緊急通行車両等の事前届け出車両として取扱うためには、改めて緊急通行車両等として事前届出を行う必要がある。

ウ 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- (ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

エ 事前届出に関する手続き

事前届出者及び事前届出先

- (8) ウ(ア)(イ)と同様とする。

オ 事前届出に必要な書類

(ア) 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類の写し

- a 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

- b 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者とし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(イ) 規制除外車両事前届出書（車両1台につき2通、別記4のとおり）

(ウ) 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

カ 規制除外車両事前届出済証の交付等

(ア) 事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において規制除外車両に該当すると認められるものについては、別記4「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた除外届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

(イ) 除外届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

別記1



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。



別記2

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書		広島県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	
		広島県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記3

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 申請者住所 氏名 印		地震防災 第 号 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用 緊急通行車両等事前届出済証 先のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会	
番号標に表示 されている番号	(注)1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本 法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃 事態等における国民の保護のための措置に 関する法律に基づく交通規制が行われた時 には、この届出済証を最寄の警察本部、警察 署、交通検問所等に提出して所要の手續を受 けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を 亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、 公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交 付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還して ください。 (1)緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2)緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3)その他、緊急通行車両等としての必要性 がなくなったとき。		
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送 人員又は品名)			
使用者			住所 ( )局 番
			氏名
出発地			
(注)この事前届出書は2通作成して、当該車両を使 用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車 両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出して ください。			

別記4

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 申請者住所 氏名 印		災害 応急対策用 第 号 原子力災害 国民保護 措置用 規制除外車両事前届出済証 先のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示 されている番号		(注)1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所 ( )局 番	
	氏名	
出発地		
(注)この事前届出書は2通作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

### 3 交通施設災害応急対策

#### (1) 実施責任者

交通施設の区分	実施責任者
道路	道路管理者 (中国地方整備局、県、市町、西日本高速道路株式会社中国支社等)

#### (2) 実施基準

道路等の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後本来の機能回復に努めるものとする。この場合の実施の基準は概ね次に掲げる順序による。

##### ア 陸上交通施設（道路）

(ア) 孤立地域の解消。この場合の地域は市町単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。

(イ) 広域間の幹線交通の確保

(ウ) その他の道路交通の確保 この場合、交通量の多い路線又は区間から実施する。

#### (3) 実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

この場合、その施設の所在する地域の関係機関（町を含む。）は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

### 4 交通マネジメント

(1) 中国地方整備局は、応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会(以下、「検討会」という。)」を組織する。

(2) 県は、町の実情があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

(3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

(4) 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換等、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化等交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される個所において実効性を伴う通行規制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

### 5 応急輸送対策

被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は、災害応急対策責任者で確保する。

- (1) 町は、あらかじめ定める災害発生時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から必要な項目を明示して他の市町又は県にあっせんを要請する。
  - ア 輸送区域及び借上げ期間
  - イ 輸送人員又は輸送量
  - ウ 車両等の種類及び台数
  - エ 集結場所及び日時
  - オ 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
  - カ その他必要事項

## 第17節 公共施設等災害応急復旧計画

### 1 目的

災害によって被害を受けた公共施設は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

### 2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は被害状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

### 3 交通施設の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、上下各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

### 4 治水施設等の応急復旧活動

#### (1) 河川

河川管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

#### (2) 砂防設備等

県及び町は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

### 5 治山施設等の応急復旧活動

町及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め二次災害防止のための応急工事として編柵工、土のう積み等を行う。

### 6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共・公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

### 7 住民への広報活動

県、町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて住民に対し広報する。

## 第17節の2 その他施設災害応急対策計画

### 1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について必要な事項を定めることを目的とする

### 2 防災重点ため池対策

町は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

町の措置が極めて困難な場合等においては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

### 3 空き家対策

町は、災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて外壁等の飛散の恐れのある部分や、応急措置の支障となる等の全部または一部の除却等の措置を行う。

## 第18節 電力・水道・下水道施設応急対策計画

### 1 目的

この計画は、電力、水道施設及び下水道施設の公共性に鑑み、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 電力施設災害応急対策

#### (1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社その他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、県内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責任を有する。

#### (2) 実施方法

##### ア 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(イ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、発電用ダムから放流する場合には、河川管理者の承認を受けた「ダム操作規程」に基づいて行う。

(ウ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）本部を設置したとき及び大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について次の伝達経路によって県危機管理監に伝達する。

(エ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、災害時における混乱及び感電事故等を防止するため、報道機関による報道及び広報車による巡回放送及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等によって復旧の見通し、被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意について住民に対する広報活動を行う。

(オ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

(カ) 「災害時における連絡・協力体制に関する協定（平成27年5月18日締結）」に基づき、中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンターと電力の復旧等に向けての連携を図るものとする。

##### イ その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮のうえ応急対策を講ずる。

### 3 水道施設災害応急対策

#### (1) 実施責任者

水道事業者（町建設課）

#### (2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害



に備えた広域的な相互応援対策等の緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者又は県に応援を要請する。

（3）広報サービスの実施

水道施設の被害状況、応急復旧等の状況や見通しを広報車や防災行政無線等により住民へ周知する。

（4）資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等を可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

4 下水道施設災害応急対策

（1）実施責任者

下水道管理者（町建設課）

（2）応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結する等支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が下水道管理者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

（3）広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車・防災行政無線等により行い、必要に応じて知事を通じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

（4）要員及び資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

## 第19節 災害広報・被災者相談計画

### 1 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施方法

#### (1) 広報活動

##### ア 広報責任者

町は、本章第3節「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、あらかじめ定めた広報手続きにより広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、県を通じて各放送機関に対して広報事項を示して放送の要請を行う。

##### イ 広報の目的

災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

なお、その際要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

##### ウ 広報の内容

町は、広島市安佐北消防署安芸太田出張所、山県警察署その他関係機関と緊密な連携のもとに、次の事項について広報活動を行う。

###### 《災害発生直後の広報》

- a 気象等に関する予警報及び情報
- b 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- c 医療、救護所の開設に関する情報
- d 災害発生状況に関する情報
- e 出火防止、初期消火に関する情報
- f 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- g その他必要な情報

###### 《応急復旧時の広報》

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、水道及び下水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d 電話の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報

- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報
- h 住民の安否に関する情報
- i 被災宅地危険度判定に関する情報
- j その他生活情報等必要な情報

## エ 広報の方法

- (ア) 防災行政無線による広報
- (イ) 窓口による広報
- (ウ) 広報車、ハンドマイク等による広報
- (エ) 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- (オ) ビラ配布等による広報
- (カ) 自主防災組織、自治振興会等を通じての連絡
- (キ) 県に対する広報の要請
- (ク) 報道機関への情報提供、放送要請
- (ケ) インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- (コ) 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- (サ) 公共情報コモンズとのデータ連携によるテレビ・携帯電話等からの情報伝達
- (シ) 登録制メール、緊急速報メールの活用

## オ 放送機関に対する放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に災害に関する通知・要請・伝達・警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより依頼する。なお、町長は知事を通じて依頼する。

## カ 災害に係る記録写真

災害が発生した場合、災害応急対策責任者はできるだけ災害記録写真等の取材に務め、取材条件を添え整理保存し、災害対策本部又は各関係機関から要請があった場合、自己の業務に支障を及ぼさない限り記録写真等の貸与又は提供をする。

## (2) 被災者相談活動

### ア 被災者相談機関

災害が発生したときには、被災者の生活環境の早期改善のため速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等に対処する。

### イ 相談方法

被災者等からの相談・問合せに応じるとともに要望・苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は関係機関が共同で設置する等してワンストップサービスの実現に努め、相談所の規模及び構成員等は災害の実情に応じたものとする。

（3）安否情報の提供等

町又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

## 第20節 労働力確保計画

### 1 目的

この計画は、応急対策の実施に当たり、本部組織の動員だけでは十分にその効果をあげることが困難な場合に労働力の確保について必要な事項を定め、応急対策活動の万全を図ることを目的とする。

### 2 実施責任者

災害応急対策上必要とされる労働力の確保は原則として、町長が実施する。

### 3 実施方法

#### （1）町職員等の動員

災害応急対策は、町職員及び消防団員をもって実施するものとする。町職員及び消防団員の動員計画及び各班相互における応援動員計画は、本章第2節「組織、動員計画」に定めるところによる。

#### （2）民間協力団体等への協力要請

町職員等のみでは十分な災害応急対策の実施が困難な場合には、自主防災組織、自治振興会、女性会及び安芸太田町災害対策等支援協力会等業者等諸団体に協力を依頼して、必要な労働力を確保する。

#### （3）大規模災害時の措置

災害の規模が大きく町の能力では災害応急対策が完全に実施できない場合には、町長は災害の状況により次のいずれかの措置を講じて必要な人員を確保し、災害応急対策を実施する。

- ア 町の保有する能力で不足する場合、基本法第62条第2項の規定による協力要員の確保に努める。
- イ 関係市町長、知事及びその他災害応急対策責任者が必要とする労働力の確保について相互に緊密な連絡を保ち協力する。
- ウ 以上の措置をもってしてもなお不足する場合は、その責任者の要請により知事が必要なあつせんその他の措置をとる。
- エ 応援協定による人員確保（本章第7節「相互応援協力計画」参照）
- オ 自衛隊の派遣要請（本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）
- カ 知事、他市町長等への応援要請（本章第7節「相互応援協力計画」参照）

## 第2 1節 ボランティアの受入れ等に関する計画

### 1 方針

災害時における県内外からのボランティアの受入体制を確保し、各災害応急対策責任者が効果的にボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、ボランティア活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

町、県及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに迅速かつ円滑なボランティアの受付・調整等その受入体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 2 ボランティアの受入れ

#### (1) ボランティアの受入体制

災害時において、県は災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び安芸太田町社会福祉協議会が設置する安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図りボランティア等の受入れや活動支援、情報収集・発信等を行う。

#### (2) 県災害対策本部の役割

県災害対策本部は、ボランティアの受入体制の確保について被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡・協議し、支援等を行うものとする。

また、県災害対策本部は広島県被災者生活サポートセンターへ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況等の情報提供や情報収集を行う。

#### (3) 町災害対策本部の役割

町災害対策本部は、ボランティアの受入体制の確保について安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、町災害対策本部は、安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターに対して情報提供等の支援を行う。

#### (4) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市町被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市町被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行う。

- ア 市町被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援  
情報発信・人材の派遣・資機材・資金の調整等の支援を行う。
- イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信  
県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ被災地支援に向けた情報・人材・資機材の確保・資金の呼びかけ等を行う。

（5）安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや町災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティア等の受入れや活動支援を行う。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報しボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容・活動可能日数・資格・活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市町被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

（6）被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町の災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた町が共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの派遣等

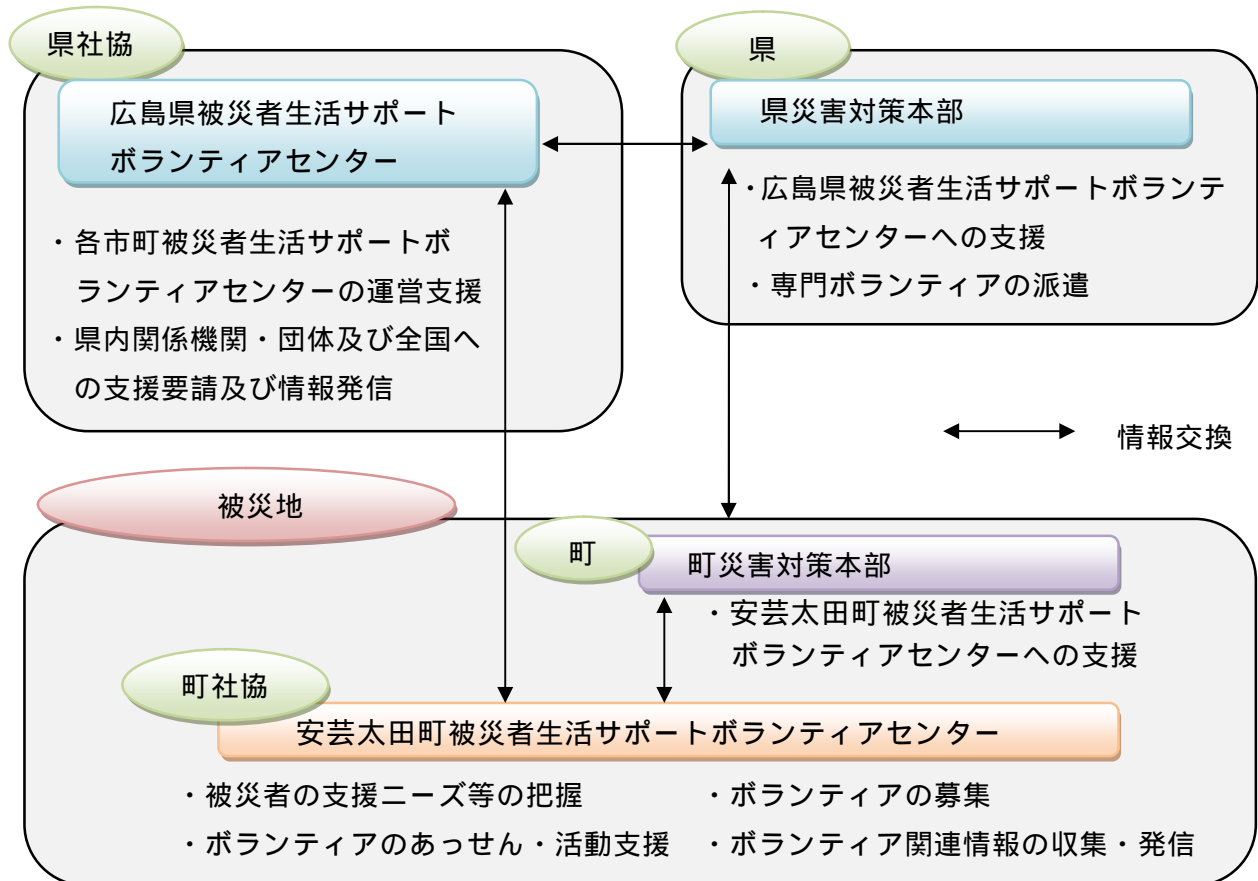
県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、県市町被災者生活サポートセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

町は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

#### 4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

県及び町は、庁舎、公民館、学校等の一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。



#### 5 災害情報等の提供

県は広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ、町は安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

#### 6 ボランティアとの連携・協働

県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置する等し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともにボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

#### 7 安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及



び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働してセンター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

#### 8 ボランティア保険制度

県及び町は、ボランティアの活動中における負傷等に備えボランティアが保険へ加入するよう努める。

## 第22節 危険物等災害応急対策計画

### 1 目的

危険物・高圧ガス・火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造・貯蔵又は取り扱う事業所においては、危険物等の流出・出火・爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、大規模災害の発生に備え、事業所においては日頃から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、町及び広島市安佐北消防署安芸太田出張所等はこちらに対して必要な指導を行う。

### 2 実施方法

#### （1）危険物災害応急対策

当該事業所及び関係機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

#### ア 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

（ア）施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

（イ）山県警察署、広島市安佐北消防署安芸太田出張所及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは付近の住民に避難するよう警告する。

（ウ）自衛消防隊その他の要員により初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川、農地等への流出被害防止について十分留意して行うものとする。

（エ）消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名・数量・施設の配置及び災害の態様を報告する。

#### イ 町

（ア）県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

（イ）広島市安佐北消防署安芸太田出張所の協力を得て、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し又は自らその措置を行う。

- a 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- b 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- c 危険物施設の応急点検
- d 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動・警戒区域の設定・住民の立入制限・退去の指示等を行う。

（ウ）消防計画等により消防団を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ広島市安佐北消防署安芸太田出張所及び関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

（エ）自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

## （2）高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

### ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

（ア）製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

（イ）広島市安佐北消防署安芸太田出張所又は町長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは付近の住民に避難するよう警告する。

### イ 町

（ア）県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

（イ）広島市安佐北消防署安芸太田出張所の協力を得て、製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは火気使用禁止の広報・警戒区域の設定・住民の立入制限・退去の指示等を行う。

（ウ）消防計画等により消防団を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ広島市安佐北消防署安芸太田出張所及び関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

（エ）自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

### （3）火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

#### ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

（ア）火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移しかつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講ずる。あるいは火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

（イ）山県警察署、広島市安佐北消防署安芸太田出張所及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは付近の住民に避難するよう警告する。

#### イ 町

（ア）県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

（イ）広島市安佐北消防署安芸太田出張所の協力を得て、火薬類の所有者及び占有者に対し、危険防止のための措置をとるよう指示し又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報・警戒区域の設定・住民の立入制限・退去の支持等を行う。

（ウ）消防計画等により消防団を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ広島市安佐北消防署安芸太田出張所及び関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

（エ）自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

### （4）毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒物劇物施設等が火災・漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への危害を防止するため次の措置を実施する。

#### ア 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

（ア）施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散・流出等の防止対策を講ずる。

（イ）広島県西部保健所広島支所、山県警察署又は広島市安佐北消防署安芸太田出張

所及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは付近の住民に避難するよう警告する。

（ウ）自衛消防隊その他の要員により初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川、農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

（エ）消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

#### イ 町

（ア）県、広島県西部保健所広島支所、山県警察署及び広島市安佐北消防署安芸太田出張所へ災害発生について直ちに報告する。

（イ）県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動・警戒区域の設定・住民の立入制限・退去等の指示等を行う。

（ウ）消防計画等により消防団を出動させ、災害発生事業所企業の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ広島市安佐北消防署安芸太田出張所及び関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

（エ）自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて他の市町及び消防本部に対して対応を要請する。

## 第23節 主な災害の特質及び対策

### 1 雪害対策

#### (1) 災害の特質

ア 極寒期の数次にわたる降雪により長期間交通が途絶し、各種の機能が麻痺し、又は停止する等の間接被害が多い。

イ 積雪による被害、融雪による被害、特になだれによる被害等の直接被害がある。

#### (2) 応急対策

##### ア 体制

(ア) 注意報（大雪、風雪、なだれ）発表等により注意体制に入る。

(イ) 指定雪量観測点の2分の1以上のものがほぼ警戒積雪深に達した場合又は警報発表の場合は警戒体制に入る。

(ウ) 注意報発表後の降雪状況、被害発生状況により災害対策本部を設置する。

##### イ 対策事項

(ア) 道路、公共施設の除雪

(イ) 通信手段の確保

(ウ) なだれによる被害防除（災害発生のおそれのある場合、災害救助法の適用）

(エ) 救助 救援（医療救助、救援物資輸送等）

(オ) 環境衛生（し尿処理等）その他民生安定対策

(カ) 生鮮食料品の確保対策

(キ) 農畜産物などの出荷貯蔵対策

(ク) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

(ケ) 中小企業者の営業活動の停滞による間接被害に対する資金対策

(コ) 家畜飼料対策

(サ) 一人暮らし高齢者宅等の屋根の雪下ろし対策

ウ 雪害対策の実施は、「安芸太田町雪害防止対策運営要領（平成17年安芸太田町告示第25号）」に定めるところによる。

### 2 長雨対策

#### (1) 災害の特質

ア 被害は長期間にわたり徐々に発生する。

イ 日雨量、連続雨量が大きくない限り施設被害は比較的少ない。

ウ 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

（２）応急対策

ア 体制

被害発生状況によって体制を決める。

イ 対策事項

（ア）病虫害の防除及び指導

（イ）再生産のための手段の確保及び指導

（ウ）天災融資法の適用等被害農家に対する資金対策

（エ）防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策

（オ）家畜衛生及び家畜飼料対策

3 豪雨、台風による洪水時の対策

（１）災害の特質

ア 台風、梅雨前線等による大雨で河川が増水し、人的・物的被害に至る。

また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し河川が増水による人的・物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。

（太田川の場合、洪水波到着時間は最も上流からでも数時間であり、短時間内の的確な措置が要求される。）

（２）応急対策

ア 体制

（ア）注意報発表等により注意体制（水防準備）

（イ）警報発表等による警戒体制、水防本部設置（被害発生状況により災害対策本部を設置する。）

（ウ）災害発生（被害報告）により出動体制

イ 対策事項

（ア）堤防、護岸の補強及び応急復旧

（イ）交通、通信手段の確保

（ウ）避難指示等

（エ）障害物の除去及び施設の応急復旧

（オ）救難、救助

（カ）食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

（キ）防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策

（ク）中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策

（ケ）農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧

（コ）天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

（サ）林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧

（シ）治山・治水対策

（ス）家畜衛生及び家畜飼料対策

#### 4 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策

##### （1）災害の特質

土砂災害は局地的な集中豪雨、台風等により急な谷川や谷の出口の扇状地、急峻な土地等に多く発生し、短時間で人的・物的被害が発生する。

##### （2）応急対策

###### ア 体制

（ア）注意報（大雨、洪水）の発表等により注意体制に入る。

（イ）降雨状況、災害の発生状況により注意体制から必要な体制に入る。

###### イ 対策事項

（ア）避難指示等

（イ）交通、通信手段の確保

（ウ）救難、救助

（エ）障害物の除去及び施設の応急復旧

（オ）食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

（カ）防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策

（キ）中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策

（ク）農産物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧

（ケ）天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

（ケ）林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧

（サ）治山・治水対策

（シ）家畜衛生及び家畜飼料対策

#### 5 風害対策

##### （1）災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風等により火災、農水産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

##### （2）応急対策

###### ア 体制

（ア）注意報発表等により注意体制に入る。

（イ）災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

###### イ 対策事項



- (ア) 避難指示等
- (イ) 堤防の補強及び応急復旧
- (ウ) 交通、通信手段の確保
- (エ) 災害広報
- (オ) 障害物の除去及び施設の応急復旧
- (カ) 救難、救助
- (キ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (ク) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ケ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (コ) 農林水産物被害に対する対策
- (サ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

## 6 林野火災対策

### (1) 災害の特質

本町は、地形・地質・林相・気象状況等から林野火災発生の危険度が高い。

一度発生した林野火災は、防御活動に幾多の困難を伴うとともにこれが拡大すると相当の被害をもたらす。

### (2) 応急対策

#### ア 体制

(ア) 林野火災の発生通報等によって注意体制に入る。

(イ) 災害発生状況によって順次必要な体制をとる。(被害発生の規模、その他の状況により現地での応急対策を必要と認めるときは現地災害対策本部を設置する。)

#### イ 対策事項

(ア) 広域的、総合的消防体制の確立

(イ) 火災の予防

- a 林野火災防止対策協議会の開催
- b 巡視、監視等の強化
- c 広報宣伝の充実
- d 発生原因別対策

(ウ) 火災の警戒及び防御

- a 火災の警戒
- b 情報伝達の徹底
- c 森林の防火管理
- d 消防活動の促進

- (a) 県による林野火災用消防資機材整備費補助
- (b) 林野火災特別地域対策事業の推進

- (c) 自衛隊への林野火災用資機材の貸与
- (d) 自衛隊の災害派遣要請と受入体制の確立
- (e) 消防団員の教育訓練の充実

## 7 突発的災害対策

### (1) 災害の特質

大規模火災などの事故は突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

### (2) 応急対策

#### ア 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集・連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い必要に応じて非常体制に移行し災害対策本部を設置する。また、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

#### イ 対策事項

- (ア) 救助活動の推進
- (イ) 情報の収集及び災害状況の把握
- (ウ) 避難指示等
- (エ) 県又は国（消防庁等）への報告
- (オ) 自衛隊への災害派遣要請
- (カ) 日本赤十字社広島県支部、医師会等への緊急医療活動の要請
- (キ) 防災関係機関への応急措置の要請
- (ク) 二次災害の防止措置の実施
- (ケ) 県及び他市町への応援要請

## 第24節 応急公用負担計画

### 1 目的

この計画は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため、緊急の必要があると認められるときは、町内の他人の土地・建物・工作物等を使用し若しくは収用し、さらには町内の住民等を応急措置の業務に従事させること等により必要な措置を講じ、応急対策の万全を図ることを目的とする。

### 2 実施責任者

- (1) 町長は、応急公用負担の権限を行使する。
- (2) 警察官は、町長若しくは町長の職務を行使する町の職員が現場にいないとき又は町長等から要求があったときは、応急公用負担の権限を行使する。
- (3) 消防団員は、消防のため緊急の必要がある場合応急公用負担の権限を行使する。
- (4) 水防管理者（町長）及び消防団長は、水防のため緊急の必要がある場合応急公用負担の権限を行使する。

### 3 応急公用負担の対象物及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための応急公用負担の対象物及び内容は次のとおりである。

#### (1) 町長

- ア 町内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。
- イ 町内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用すること。
- ウ 町内の他人の土石、竹木その他の物件を使用又は収用し、処分すること。

#### (2) 消防団員

- ア 火災が発生し又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し使用を制限すること。
- イ 火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させること。

#### (3) 消防団長

- ア 延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。
- イ 消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため緊急の必要があるときに火災が発生し又は発生しようとしている、若しくは延焼のおそれがある消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。

#### (4) 水防管理者（町長）、消防団長

- ア 住民又は水防の現場にある者を水防に従事させること。
- イ 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し又は工作物その他の障害物を処分すること。

#### 4 実施方法

- (1) 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、また委任を受けた者については「公用負担命令権限書（別記様式1）」を携行し、必要な場合にはこれを提示するとともに「公用負担命令書（別記様式2）」を作成し、その1通を目的物の占有者、所有者又は管理者に手渡してから行使するが、緊急を要する場合には口頭により行い速やかに事後手続きを行う。
- (2) 公用負担は、客観的にみて必要な場所に必要な限度において実施する。

別記様式 1

**公 用 負 担 命 令 権 限 書**

第 号

職 名  
氏 名

上記の者に 区域における 法第 条第 項の 権限を委任したことを証明する。

年 月 日

命令権限者  
安芸太田町長 氏 名

別記様式 2

**公 用 負 担 命 令 書**

第 号  
年 月 日

殿

命令権限者  
安芸太田町長 氏 名

事務取扱者  
職 氏 名

種 類	員 数	負 担 内 容		
		使 用	収 用	処 分

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 災害復旧計画

#### 1 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において被災者の生活の安定・生業の維持・回復及び被害を受けた施設の復旧並びにこれに要する資金の確保等について必要な事項を定め、災害復旧の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

## 第2節 施設災害復旧計画

### 1 基本方針

- (1) 町は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するように努める。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず更に災害に関連した改良事業を行う等施設の向上に配慮する。
- (3) 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職人の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

### 2 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

道路法（昭和27年法律第180号）

河川法（昭和39年法律第167号）

砂防法（明治30年法律第29号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

森林法（昭和26年法律第249号）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

売春防止法（昭和31年法律第118号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

### 第3節 激甚災害の指定計画

#### 1 基本方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

#### 2 激甚災害に関する調査

町は、激甚な災害が発生した場合には速やかに被害状況を把握し、県に報告するとともに県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。



## 第4節 生業回復等の資金確保計画

### 1 方針

被災者の生活安定及び生業回復のための資金については、住民への広報を行うとともに県及び各種金融機関の協力のもとに現行の法令及び制度の有機的な運用により所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

### 2 災害融資制度

災害融資制度は資料編に掲載のとおりである。

### 3 融資制度の充実

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、各種金融公庫その他金融機関の災害融資制度により被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

### 4 町内諸団体の資金の充実

町内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

## 第5節 義援金、救援物資の受入及び配分に関する計画

### 1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分することを目的とする。

### 2 義援金の受入れ及び配分

#### (1) 義援金の受入れ

災害に際し義援金の受入れを必要とする場合は、町（会計課）は受付窓口を設置し必要事項を広報するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

#### (2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、県、町、日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議したうえで迅速に行うものとする。

また、直接町へ送金された義援金については別途町単独による義援金配分委員会を設置し、前記配分委員会で決定されたものを参考にその用途及び配分等を決定するものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに被災規模によっては義援金の一部を支給する等配分方法等を工夫し被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

### 3 救援物資の受入れ及び配分

#### (1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前に調整のうえ調達する。

イ 個人から救援物資の受入れは原則行わないものとし、義援金での協力を依頼する。

#### (2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し救援物資の受入れを必要とする場合は、町は救援物資の受付窓口を設置し、町が受領したものについて原則として寄託者（企業や団体）に受領書を発行する。

イ 町は県と連携し受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 町は、大量の救援物資が送られてくることを想定し適切な一時保管場所や避難所への輸送方法等を迅速に定めるものとする。

一時保管場所は、次のとおりとする。

施設名	所在場所	電話番号
戸河内ふれあいセンター	安芸太田町大字戸河内 759 番地 1	0826 - 28 - 7000
加計体育館	安芸太田町大字加計 3838 番地 1	0826 - 22 - 1117

（3）受入れ体制の広報

円滑な受入れのため、町は次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

- ア 必要な物資と必要な数量
- イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）
- ウ 救援物資の送付先及び送付方法
- エ 一方的な救援物資の送り出しを行わないこと
- オ 個人からの救援物資の受入れ不能と義援金での協力要請

（4）救援物資の配分

町は、県と連携して避難所又は避難場所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように各避難所又は避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。なお、送付先を避難所に設定する等状況に応じた対応を行う。

（5）個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足等により個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提において、前記（3）アからエまでを広報し物資の確保に努める。

## 第6節 罹災証明の発行等計画

### 1 方針

町は、被災者の生活再建及び生業回復のため町民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、町及び各種金融機関の協力のもとに現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、町においては罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

### 2 各種調査の住民への周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明するものとする。

また、県は町の活動の支援に努めるものとする。

### 3 罹災証明書の交付

町は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等適切な手法により実施するものとする。ただし、火災による罹災については広島市安佐北消防署安芸太田出張所が行う。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には定期的に町の課題の共有や対応の検討、町へのノウハウの提供等を行なうことにより調整を図るものとする。

### 4 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて個々の被災者の状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

### 5 戸籍データ等のバックアップ

町は、災害により町が保存する戸籍、住民記録等のデータが喪失する場合に備え、クラウド化の推進等バックアップに努めるものとする。